

2025年度第4回県本部代表者会議

議 事 次 第

座長選出

石上委員長あいさつ

<協議・報告事項①>

- I 2024自治体確定闘争総括（案）について 1
- II 2025自治労春闘中間総括（案）について 45
- III 賃金闘争あり方研究会報告（素案）と今後の進め方について 105

<協議・報告事項②>

- IV 第27回参議院選挙闘争の推進について 別冊
- V 本部体制・運動と組合費のあり方
「素案」に関する討議について 136
- VI 連合新会費制度に伴う連合会費の取り扱い
および規約等の改正について 140
- VII 救援運営要綱（第4条）に係る報告について 142
- VIII 第3回県本部書記局労務管理等調査の特徴と
今後の留意点について 144

全日本自治団体労働組合

I 2024自治体確定闘争総括（案）について

1. 人事院勧告とその取り扱いに関する取り組み

（1） 2024人事院勧告・報告

- ① 人事院は8月8日、官民比較に基づき、月例給を11,183円（2.76%）、一時金を0.10月引き上げる勧告を行った。俸給表の改定については、大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給表全体を引き上げることとした。また、民調結果を踏まえて寒冷地手当の支給額を引き上げるとともに、支給地域は気象庁が公表した「メッシュ平年値2020」の内容を反映した見直しを行った。
- ② 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」については、2025年4月実施を基本としたうえで、①人材確保への対応として、新卒初任給及びその周辺の俸給月額引き上げ、係長～上席補佐層（行（一）3級から7級）の俸給の最低水準引き上げ、勤勉手当の成績率上限の引き上げ等、②組織パフォーマンスの向上策として、本省課室長級の俸給体系見直し、地域手当の大きくくり化等、③働き方の多様化への対応として、扶養手当の見直し等が示された。

（2） 勧告の取り扱いに関する政府・国会の対応

- ① 勧告を受け、8月8日に開催された第1回給与関係閣僚会議で、人事院勧告の取り扱いについて協議されたが、結論は持ち越され、引き続き検討することとされた。10月に衆議院解散・総選挙が強行されたことにより、給与法改正のスケジュールは例年より遅れることとなった。11月11日からの特別国会を経て、11月28日に臨時国会が開会し、11月29日に給与関係閣僚会議及び閣議において取り扱い方針の決定が行われた。給与法改正法案は、12月17日に可決・成立した。

（3） 総務省の対応

- ① 総務省は人事院勧告・報告を受け、8月23日に全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議を開催した。給与制度のアップデートへの対応として、「給与分科会における議論や人事院勧告を踏まえた国家公務員の見直し内容を十分踏まえつつ、地方公務員における対応方針について検討」と述べた。また、会計年度任用職員について、勤勉手当が常勤職員と異なる支給月数となっている自治体、給与の遡及改定を実施しない自治体が一定数あることに触れ、適切に対応するようあらためて求めた。さらに、人事院報告で危機感が示された人材確保の課題に関しては、総務省としても深刻な課題だと考えているとしたうえで、「働き方の改革を進め、今いる

職員にも長く勤めていただけるような体制を」と述べ、制度を利用しやすい環境整備、職場環境の改善など、魅力ある職場作りの必要性を訴えた。

- ② 総務省は、9月3日「給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性」を公表した。この中で、地方公務員の採用試験受験者の減少と若年離職者の増加がみられる中、人材確保のためのさらなる取り組みが求められているとしたうえで、国家公務員の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」を踏まえた地方公務員の対応について次の通り示した。

ア 新卒初任給・若年層の俸給月額的大幅引き上げや係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準の引き上げについては適当。8～10級の職責重視の俸給体系への見直しについては、国と地方で給料表の構造や級の設定が異なることから、独自の判断の余地が必要。

イ 地域手当については、国通りを基本とする見直しが適当。なお、地域の実態を踏まえ、自治体が独自に支給割合を設定することも考えられるが、この場合、地域民間賃金の反映と住民に対する情報公開、説明責任の徹底が必要。

ウ 扶養手当については国通りが適当。その他の諸手当については国の措置内容を踏まえ、適切に対応する必要。

そのほか、分科会で意見があった地域手当の見直し期間短縮や支給割合の格差の縮小、比較企業規模の引き上げについて、人事院勧告・報告での言及もあったことから、国家公務員の今後の検討内容を注視していく必要があるとした。

- ③ 9月10日、松本剛明総務大臣は、記者会見において地域手当に係る特別交付税減額措置の廃止を表明した。国基準を上回る地域手当を支給する自治体に対して、財政に余裕があるとみなし、超過分に相当する特別交付税を減額してきたが、都道府県単位化への見直しに合わせ、人材確保の観点から廃止することとしたもの。これを受け、本部は書記長談話を発出した。

- ④ 総務省は給与改定の取り扱い方針の決定を受け、11月29日に総務副大臣通知を発出した。給与改定の実施時期については、「国における給与法の改正の措置を待つて行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断すること」とした。

また、地域手当について、国の支給割合を超えた支給割合を定める場合は、「議会及び住民への説明責任を十分果たすこと」とし、非支給地における独自支給や上乗せ支給が事実上可能であると示した。

- ⑤ 自治労は、人勧期から対総務省署名や度重なる交渉を通じて、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求めてきた。総務大臣により特別交付税の減額措置の廃止が表明され、地域手当の独自支給や上乗せ支給が事実上可能となったことは、署名をはじめとした運動の成果である。

また、給与改定の時期について、これまで「国における給与法の改正の措置を待つて

行うことを基本」とされていた副大臣通知の表現を改めさせたことは、自治体労使の主
体的判断の尊重を訴えてきた総務省対策の成果であると言える。

2024自治体確定闘争においては、これらを踏まえ、地域の実情を踏まえた対応を求め
る取り組みを県本部・単組で展開した。

2. 人事委員会勧告に関する取り組み

(1) 人事委員会勧告の内容と特徴

都道府県・政令市等人事委員会勧告・報告は、9月4日に福岡市が勧告を出したのをは
じめとして、順次行われ、10月22日に出そろった。

① 給料表の改定

給料表については、すべての県・政令市等人事委員会で引き上げ勧告が行われた。

人事院勧告を踏まえ、若年層に重点を置き、全職員の引き上げを行う都道府県・政令
市等が多い中、石川県、愛媛県、大分県、鹿児島県では、国に準じた改定をした上で、
なお残る較差を解消するために必要な率を乗じた給料表に改定することとした。神奈川
県については、国に準じた改定をした上で、なお残る較差を解消するため地域手当を
0.16%引き上げることとした（現行12.19%→12.35%）。

② 一時金の改定

一時金についてもすべての県・政令市等人事委員会で引き上げ勧告された。

支給月数については、都道府県で4.85月が1県（東京都）、4.60月が42県、4.55月が
1県（青森県）、4.45月が1県（高知県）、4.40月が1県（島根県）、4.35月が1県
（鳥取県）、政令市等では東京都特別区で4.85月、その他の21市で4.60月となった。多
くの県で0.10月の引き上げとなる中、秋田県、山形県、福島県では0.15月の引き上げと
なり、国水準に追いつくこととなった。

また、引き上げ分の配分については、期末手当および勤勉手当に均等に配分する県・
政令市が多い中、勤勉手当のみとしたのが3県（岩手県、高知県、宮崎県）、勤勉手当
に多く配分したのが4県（青森県、山形県、福島県、鳥取県）、期末手当に多く配分し
たのが1県（秋田県）であった。

<一時金の支給月数>

ア 支給月数の分布

	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	～	4.85
都道府県（47）	1	1	1	0	1	42		1
政令市等（22）	0	0	0	0	0	21		1

4.85月：東京都、特別区

4.60月：記載以外の42県、21市

- 4. 55月：青森
- 4. 45月：高知
- 4. 40月：島根
- 4. 35月：鳥取

イ 引き上げ月数の分布

	0. 10月	0. 15月	0. 2月
都道府県（47）	41	5	1
政令市等（22）	21	0	1

- 0. 10月：記載以外の41県、21市
- 0. 15月：青森、秋田、山形、福島、鳥取
- 0. 20月：東京都、特別区

③ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」の対応

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応については、県と政令市等で大きく対応が分かれた。県人事委員会では、岐阜県が2024年末を目途に別途勧告としたほかは、考え方を示したが、政令市等人事委員会の多くが具体の考え方を示さず、今後の検討を求める内容にとどまった。

（ア）扶養手当

扶養手当については、ほとんどの県が国に準じた見直しを求める中、静岡県、三重県、熊本県が子の引き上げを先行実施することとした。

（イ）地域手当

地域手当については、国に準じた改定を勧告した県、改定を見送り現状維持とした県、今後の検討とした県と対応がわかれた。国に準じた改定とした県でも、給料表との配分で調整するとした県もあった。

（ウ）再任用職員の一時金

新潟市においては、「再任用制度が導入された当時とは状況が異なること、また、同じ能力や経験を持つ高齢期職員間で、手当の支給割合が異なることは公平性を損なう要因となること」を理由として、常勤職員と同じ支給月数とするよう勧告がされた。

3. 自治体確定闘争にむけた取り組み

- ① 2024確定闘争の取り組みにむけ、9月12日の第1回労働条件担当国会議の議論を経たのち、9月30日に開催した第1回拡大闘争委員会において、「2024秋季・自治体確定闘争の推進」を決定した。労働条件担当国会議終了後には、地域手当対策会議を開催し、グループ討議により情報交換と意思統一を行った。

また、ガルーン上に2024確定情報共有スペースを立ち上げ、特徴的な人事委員会勧告や先行妥結単組の情報共有を行った。

- ② 2024自治体確定闘争推進のため、自治労として10月24日、公務労協地方公務員部会と

して11月28日に総務省公務員部長交渉を行った。

また、公務労協地方公務員部会として、11月20日から12月13日にかけて、政府、政党、地方六団体に対し、人件費確保などの観点から地方財政確立を求める要請行動を行った。

4. 11・15統一行動・戦術集中日の取り組み

2024自治体確定闘争の推進にむけ、本部は9月24日～10月17日にかけて、各県本部に対し、事前オルグを行い、①人事委員会、県市町村課・市長会・町村会等との交渉状況について、②交渉未実施単組への対策、③統一闘争への結集状況と結集率向上の取り組み、④賃金水準の改善にむけた具体策、⑤アップデート関連の県内課題と方針、⑥会計年度任用職員の遡及改定、⑦人員確保の取り組み、⑧その他課題、特徴的な事項について、聞き取りを行った。

戦術集中日については、本部方針通りの11月15日で構えた県本部は35県、本部設定より早い県が4県、遅い県が5県、設定なしが3県だった。

戦術集中日前日の14日には、山形、東京、山梨、富山、奈良、和歌山、兵庫、広島、島根、福岡の10県、翌週21日には大分県が待機体制を取って交渉を行った。地域手当について交渉が難航した単組が多かったが、多くは継続協議としたためストライキに突入した単組はなかった。

5. 自治体確定闘争の結果と特徴

(1) 交渉サイクルの確立に関する状況

2024自治体確定闘争交渉実施状況については、4月2日現在、47県本部（自治体単組：1,620単組）から報告があった（別表1）。要求書の提出は1,376単組84.9%（昨年1,266単組78.9%）、労使交渉実施は1182単組73.0%（昨年1,044単組65.1%）、交渉を実施し合意（妥結）に至ったのは943単組58.2%（昨年845単組52.7%）となった。書面・協約化については378単組23.3%（昨年363単組22.6%）であった。

県本部ごとに見た場合、要求書の提出が100%だったのは山形、栃木、千葉、富山、静岡、大阪、広島、鳥取、島根、香川、福岡、長崎、大分、宮崎の14県（昨年は10県）、労使交渉の実施が100%だったのは、栃木、富山、静岡、大阪、広島、鳥取、島根、福岡の8県（昨年は3県）であった。

(2) 2024要求の基本項目

2024自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果については、4月2日現在、47県本部（自治体単組：1,620単組）から報告があった（別表2）。

① 「月例賃金的水準を引き上げること」

要求したのは、1,353単組83.5%（昨年は1,236単組77.1%）であった。

ア 人事委員会設置の自治体

給料表の改定について、「給料表のプラス改定」と回答したのは117単組、「現行水準を維持（改定なし）」「給料表のマイナス改定」とした単組はなかった。

公民較差の解消方法としては、「国公給料表と同一（準用）の改定」が84単組、「国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体の改定」が20単組となっており、その内訳として「給料表に調整率を乗じる」14単組、「給料表に一定額を加算」が6単組となっている。その他、「国の改定とは別に、独自改定」が12単組、そのうち「給料表に調整率を乗じる」が8単組、「給料表に一定額を加算」が4単組となっている。

	都道府県	県政令市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計
給料表のプラス改定	59	44	14			117
現行水準を維持(改定なし)	0	0	0			0
給料表のマイナス改定	0	0	0			0

	都道府県	県政令市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計
a. 国公給料表と同一（準用）の改定	45	25	14			84
b. 国公給料表と同一（準用）の改定をした上で、給料表全体の改定	10	10	0			20
（内訳）給料表に調整率を乗じる	9	5	0			14
（内訳）給料表に一定額を加算	1	5	0			6
c. 国の改定とは別に、独自改定	5	7	0			12
（内訳）給料表に調整率を乗じる	4	4	0			8
（内訳）給料表に一定額を加算	1	3	0			4
d. その他（手当等での増額等）	9	5	0			14

イ 人事委員会未設置の自治体

給料表の改定について、「給料表のプラス改定」と回答したのは1,193単組、「現行水準を維持（改定なし）」と回答したのは4単組だった。改定なしとなった単組の内訳は会計年度任用職員単組、旧全競労単組、公立病院単組である。

改定方法としては、「国どおりの改定とした」が864単組、「県どおりの改定とした」が292単組、「独自改定とした」が17単組だった。

	都道府県	県政令都市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計
給料表のプラス改定		34	585	495	78	1193
現行水準を維持(改定なし)		0	1	1	2	4
給料表のマイナス改定		0	0	0	0	0

	都道府県	県政令都市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計
a. 国どおりの改定		16	428	366	54	864
b. 県どおりの改定		13	139	120	20	292
c. 独自改定		5	9	1	2	17

② 「一時金の支給月数を引き上げること」

一時金の支給月数の引き上げについては1,319単組（81.4%）が要求した。

支給月数は国を上回る月数が47単組、国と同様が1,200単組、国未満が33単組であった。配分については、期末手当と勤勉手当に按分となった単組が1,189単組、期末手当に多く配分したのは37単組、勤勉手当に多く配分したのが54単組であった。

		都道府県	県政令都市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	要 求 単組比
要求した		58	77	598	509	77	1319	81.4%
引き上げ		59	72	584	495	70	1280	97.0%
引き上げのうち、国を上回る月数	期末手当に多く配分	0	0	0	0	0	0	0.0%
	勤勉手当に多く配分	0	0	0	2	0	2	0.2%
	期末と勤勉に按分	3	1	36	3	2	45	3.5%
引き上げのうち、国と同じ月数	期末手当に多く配分	2	1	20	10	1	34	2.7%
	勤勉手当に多く配分	4	1	9	18	0	32	2.5%
	期末と勤勉に按分	46	68	512	443	65	1134	88.6%
引き上げのうち、国未満の月数	期末手当に多く配分	1	0	0	2	0	3	0.2%
	勤勉手当に多く配分	3	1	4	11	1	20	1.6%
	期末と勤勉に按分	0	0	3	6	1	10	0.8%
現行の支給月数で据え置き		0	0	2	0	7	9	0.7%
引き下げ		0	0	0	0	0	0	0.0%

③ 「中途採用者の処遇改善を行うこと」

要求したのは899単組（55.5％）であった。交渉結果については、改善を勝ち取ったのが35単組だった。具体的には、民間職務経験を100％換算とする、5年超の18月換算の撤廃、経験者採用として2級以上の格付けを可能とすることなどを勝ち取っている。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
要求した	40	48	404	366	41	899	55.5%
今回、改善を勝ち取った	1	5	17	11	1	35	3.9%
今回、合意に至らなかった	21	19	120	110	15	285	32.1%
現在協議中	10	12	103	53	12	190	21.4%
協議していない	5	10	145	204	15	379	42.6%

④ 「38歳4級到達をめざして在級期間の短縮を行うこと」

要求したのは436単組（26.9％）であった。交渉結果については、「今回、前進回答あり」が5単組だった。また、すでに達成していると回答した単組が158単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
要求した	14	20	211	168	23	436	26.9%
今回、前進回答あり	0	0	4	1	0	5	0.8%
今回、合意に至らなかった	6	10	80	73	7	176	26.7%
現在協議中	4	3	43	27	10	87	13.2%
協議していない	7	16	99	97	13	232	35.3%
すでに達成している	9	11	95	38	5	158	24.0%

⑤ 「賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行った」

賃金の運用改善にむけた要求を行ったのは928単組（57.3％）だった。

要求内容ごとに見ると「初任給改善」を要求したのが700単組、そのうち改善を勝ち取ったのが48単組、協議中が255単組、「昇格運用の改善」を要求したのが705単組、そのうち改善を勝ち取ったのが18単組、協議中が278単組、「上位昇給の活用」を要求したのが505単組、そのうち改善を勝ち取ったのが5単組、協議中が164単組、「高齢層職員の昇給」を要求したのが631単組、そのうち改善を勝ち取ったのが10単組、協議中が211単組だった。その他の項目について要求した単組も181単組あった。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
要求した		47	56	417	353	55	928	57.3%
初任給改善	要求した	26	42	303	289	40	700	75.4%
	改善を勝ち取った	5	7	24	10	2	48	6.9%

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／要求比
	現在協議中	9	14	131	86	15	255	36.4%
昇格運用 の改善	要求した	30	47	302	283	43	705	76.0%
	改善を勝ち取った	0	2	9	7	0	18	2.6%
	現在協議中	11	19	141	92	15	278	39.4%
上位昇給 の活用	要求した	18	26	204	234	23	505	54.4%
	改善を勝ち取った	1	1	1	2	0	5	1.0%
	現在協議中	6	12	85	55	6	164	32.5%
高齢層職 員の昇給	要求した	37	41	276	245	32	631	68.0%
	改善を勝ち取った	3	3	4	0	0	10	1.6%
	現在協議中	11	16	111	62	11	211	33.4%
その他の要求		11	8	92	61	9	181	19.5%

⑥ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じること」

要求したのは1069単組（66.0%）、「措置内容について合意した」が328単組、「現在協議中」が372単組、「すべて次年度以降に協議を先送りした」が25単組、「一部課題について次年度以降に協議を先送り」が79単組であった。

項目ごとの結果は、以下の通り。

ア 3～7級の初号近辺のカット

「国通り」が611単組、「国通りの措置はしない」が66単組

イ 8級以上の職責重視の給与体系

「国通り」が161単組、「国通りの措置はしない」が40単組、「8級以上の設定なし」が557単組

ウ 勤勉手当の成績率の上限引き上げ

「国通り」が237単組、「国通りの措置はしない」が336単組

エ 扶養手当

「国通り」が756単組、「国通りの措置はしない」が23単組、「独自措置」が90単組

オ 再任用の手当

「国通り」が569単組、「国通りの措置はしない」が135単組、「独自措置」が14単組

カ 寒冷地手当

「国通り」が324単組、「独自措置」が26単組

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／回答比
要求した	49	67	503	399	51	1069	66.0%
措置内容について合意した	31	17	155	107	18	328	40.8%
現在協議中	8	21	189	131	23	372	46.3%

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した		49	67	503	399	51	1069	66.0%
すべて次年度以降に協議を先送り		0	10	3	8	4	25	3.1%
一部課題について次年度以降に協議を先送り		4	8	37	28	2	79	9.8%
3～7級の初号近辺のカット	国通り	38	24	270	242	37	611	90.3%
	国通りの措置はしない	5	15	26	19	1	66	9.7%
8級以上の職責重視の給与体系	国通り	32	15	78	15	21	161	21.2%
	国通りの措置はしない	2	15	19	2	2	40	5.3%
	8級以上の設定なし	3	2	211	322	19	557	73.5%
勤勉手当の成績率の上限引き上げ	国通り	21	10	102	96	8	237	41.4%
	国通りの措置はしない	18	26	148	121	23	336	58.6%
扶養手当	国通り	46	28	343	293	46	756	87.0%
	国通りの措置はしない	0	12	4	7	0	23	2.6%
	独自措置	5	16	55	13	1	90	10.4%
通勤手当	国通り	43	23	164	132	24	386	57.3%
	国通りの措置はしない	3	21	117	99	9	249	36.9%
	独自措置	6	2	22	8	1	39	5.8%
再任用の手当	国通り	43	33	260	198	35	569	79.2%
	国通りの措置はしない	4	14	58	53	6	135	18.8%
	独自措置	2	2	8	1	1	14	1.9%
寒冷地手当	国通り	13	13	100	184	14	324	92.6%
	独自措置	7	0	7	12	0	26	7.4%

⑦ 「再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること」

要求したのは788単組（48.6%）、「職務・級の格付けを改善した」が13単組、「一時金の支給月数を（常勤並みに）引き上げた」が40単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	45	50	367	293	33	788	48.6%
職務・級の格付けを改善した	5	1	7	0	0	13	1.7%
一時金の支給月数を引き上げた	1	4	19	14	2	40	5.1%
合意に至らなかった	20	22	122	55	8	227	29.0%

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
現在協議中	14	9	91	52	14	180	23.0%
協議していない	1	11	115	187	10	324	41.3%

⑧ 「災害応急作業等手当の条例化（対象業務の拡大・増額等）をはかることと」

要求したのは616単組（38.0％）であった。交渉結果については、「今回、前進回答あり」が76単組だった。また、「すでに条例化・改善済」と回答した単組が158単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	15	31	292	262	16	616	38.0%
前進回答あり	2	12	39	17	6	76	10.3%
合意に至らなかった	4	3	56	31	3	97	13.2%
現在協議中	3	7	64	45	10	129	17.5%
協議していない	5	9	110	139	13	276	37.5%
※条例化・改善済	26	16	87	23	6	158	21.5%

⑨ 「緊急消防援助隊の災害派遣手当の増額をはかること」

要求したのは312単組（19.3％）であった。交渉結果については、「今回、前進回答あり」が12単組だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	3	9	128	165	7	312	19.3%
前進回答あり	0	1	10	1	0	12	2.9%
合意に至らなかった	0	0	21	14	1	36	8.7%
現在協議中	1	0	10	10	1	22	5.3%
協議していない	17	22	167	114	23	343	83.1%

⑩ 「男女の給与格差の実態を明らかにし、是正措置を行うこと」

要求したのは449単組（27.7％）であった。交渉結果については、「今回、前進回答あり」が11単組だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	8	16	194	217	14	449	27.7%
前進回答あり	0	1	6	3	1	11	1.9%
合意に至らなかった	3	5	24	9	1	42	7.2%
現在協議中	2	3	27	17	1	50	8.5%
協議していない	16	24	197	222	25	484	82.5%

⑪ 「子の看護休暇について、最低限法改正どおり措置すること」

要求したのは758単組（46.8％）であった。交渉結果については、「今回、法定通りの措置を合意した」が190単組、「今回、法定以上の措置を合意した」が81単組だった。また、「確定期以前にすでに法定以上の制度を措置済」と回答した単組が304単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／回答比
要求した	36	41	343	301	37	758	46.8%
法定通りの措置を合意	13	7	80	83	7	190	21.5%
法定以上の措置を合意	4	12	40	17	8	81	9.2%
合意に至らなかった	0	2	17	26	2	47	5.3%
現在協議中	9	7	73	64	11	164	18.6%
協議していない	0	2	40	51	3	96	10.9%
※すでに法定以上の制度を措置済	21	25	143	96	19	304	34.5%

⑫ 「勤務間インターバル制度を導入すること」

要求したのは547単組（33.8％）であった。交渉結果については、「今回、前進回答あり」が15単組だった。また、「確定期以前にすでに導入済」と回答した単組が38単組であった。

なお、今回導入を決めた、もしくは導入済の場合は、翌日の勤務開始時間が始業時間を超える場合の取り扱いについては、「勤務したものとみなす（職免扱いなど）」が12単組、「時差出勤とする」が27単組、「年休を活用する」が14単組だった。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	全単組比 ／回答比
要求した		22	27	237	240	21	547	33.8%
前進回答あり		2	0	9	4	0	15	3.0%
合意に至らなかった		2	6	39	29	3	79	15.7%
現在協議中		9	11	60	21	7	108	21.5%
協議していない		3	11	120	111	18	263	52.3%
※確定期以前にすでに導入済		10	9	13	4	2	38	7.6%
制度内容	職免扱い	0	2	4	4	2	12	22.6%
	時差出勤	7	7	9	2	2	27	50.9%
	年休	4	2	5	1	2	14	26.4%

⑬ 「会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、常勤同様の月数とすること。また給与改定にあたっては、常勤職員と同様に４月に遡及して引き上げ改定を行うこと」

要求したのは会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、常勤同様の月数とすること。また給与改定にあたっては、常勤職員と同様に４月に遡及して引き上げ改定を行うことだった。

ア 月例給

月例給について、引き上げ改定となったのが999単組、うち常勤と同様の改定が979単組、常勤より小幅の改定が20単組、改定は行わないが21単組、現在協議中が55単組となった。

改定時期については４月遡及が790単組（回答単組中76.6％）、2024年度途中（2024年12月、2025年１月など）からの引き上げが27単組、2025年度から改定が142単組（回答単組中13.8％）、協議中が73単組となった（昨年は４月遡及が587単組、2023年度途中からの引き上げが68単組、2024年度から改定が238単組、協議中が119単組）。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	回答単組 比
月例給の 改定	常勤と同様の改定	48	65	458	369	39	979	91.1%
	常勤より小幅の改定	2	2	11	3	2	20	1.9%
	改定は行わない	0	0	6	13	2	21	2.0%
	現在協議中	0	2	23	25	5	55	5.1%
改定時期	４月遡及	47	58	364	293	28	790	76.6%
	2024年度中	2	0	16	8	1	27	2.6%
	2025年度から	2	4	69	63	4	142	13.8%
	現在協議中	0	2	33	27	11	73	7.1%

イ 期末・勤勉手当

期末手当については、「常勤と同様の月数とした」が846単組、「常勤未満の支給月数」が162単組、「引き上げを行わない」が32単組、「現在協議中」が55単組であった。勤勉手当については、「常勤と同様の月数とした」が792単組、「常勤未満の支給月数」が184単組、「引き上げを行わない」が38単組、「現在協議中」が73単組であった。

改定時期については、2024年度からが795単組（回答単組中78.8％）、2025年度からが146単組（回答単組中14.5％）、「現在協議中」が68単組であった（昨年は、2023年度からが589単組、2024年度からが254単組、「現在協議中」が94単組）。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	回答単組 比
期末手当	常勤と同様の 月数	49	64	386	317	30	846	77.3%
	常勤未満の 支給月数	3	4	79	70	6	162	14.8%
	引き上げを 行わない	0	0	15	10	7	32	2.9%
	現在協議中	1	1	20	28	5	55	5.0%
勤勉手当	常勤と同様の 月数	47	62	361	293	29	792	72.9%
	常勤未満の 支給月数	3	6	88	80	7	184	16.9%
	引き上げを 行わない	0	0	16	16	6	38	3.5%
	現在協議中	1	2	30	34	6	73	6.7%
改定時期	2024年度か ら	47	57	377	285	29	795	78.8%
	2025年度か ら	3	5	65	68	5	146	14.5%
	現在協議中	0	2	30	32	4	68	6.7%

⑭ 「会計年度任用職員の処遇改善を行うこと」

要求したのは858単組（53.0％）であった。給料（報酬）について昇給（幅・上限等）等の運用改善を勝ち取ったが75単組だった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	35	58	411	315	39	858	53.0%
給料（報酬）の運用改 善を勝ち取った	3	9	40	19	4	75	13.5%
勝ち取れなかった	17	21	126	55	10	229	41.1%
現在協議中	12	14	136	75	16	253	45.4%

⑮ 「会計年度任用職員の公募によらない採用の上限回数を撤廃すること」

要求したのは599単組（37.0％）であった。交渉結果については、「上限を撤廃した」が56単組、「上限を引き上げた」が9単組、また、「すでに公募によらない採用の上限はない」と回答した単組が248単組であった。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	28	42	261	244	24	599	37.0%
上限を撤廃した	3	4	29	20	0	56	9.3%
上限を引き上げた	1	0	4	4	0	9	1.5%

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／回答比
要求した	28	42	261	244	24	599	37.0%
勝ち取れなかった	10	12	60	26	4	112	18.5%
現在協議中	12	19	73	66	9	179	29.6%
※すでに上限なし	3	5	114	114	12	248	41.1%

⑯ 「職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること」

要求したのは848単組（52.3%）、「要求を踏まえ、人員増を勝ち取った（一部の職場で勝ち取った、次年度以降の増員の確約も含む）」が70単組だった。

	都道府県	県政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	全単組比 ／要求比
要求した	41	49	362	349	47	848	52.3%
人員増を勝ち取った	3	7	33	23	4	70	8.3%

（３） 給与改定に際しての副大臣通知の影響、年内差額支給の状況

給与改定と差額支給の時期について、春闘オルグの際に担当中執による聞き取り調査を行った。

年内に差額支給を行った単組が961単組（64%）、条例改正は年内に行ったが差額支給は間に合わず年明けとなった単組が195単組（13%）、１～３月議会での条例改正となった単組が244単組（16%）だった。なお年内差額支給をした単組のうち、302単組（20%）が副大臣通知前に妥結・条例上程の手続きを進めた。

（４） 地域手当の交渉結果

①都道府県

交渉状況については、妥結が27単組、次年度協議（今年度提案なし）が2単組、その他が2単組だった。

結果については、県内全域で引き上げが4県（群馬、栃木、神奈川、広島）、県内の一部で引き上げが7県（北海道、宮城、茨城、富山、石川、和歌山、岡山）、県内全域で引き下げが4県（新潟、山梨、長野、福井）、給料表との調整により給与水準を維持が3県（埼玉、静岡、滋賀）、据え置きが11県（東京、千葉、愛知、三重、京都、奈良、大阪、兵庫、香川、徳島、福岡、勧告されなかった場合も含む）だった。

また、県内に支給自治体なくなる県のうち、県内全域で引き下げが2県（新潟、福井）、県内の一部で引き下げが1県（岐阜）、2025年度は据え置き引き続き検討が1県（徳島）、段階的に非支給が2県（山口、長崎）となった。

②市町村

交渉状況については、妥結が 356 単組、継続協議が 30 単組、次年度協議（今年度提案なし）が 8 単組、その他が 14 単組だった。

結果については、国基準で引き上げとなる自治体（新たな支給含む）において、国基準を上回る支給率を勝ち取った単組が 16 単組（元々独自に国基準以上としていた支給率を維持した 5 単組を含む）、国より早期の引き上げを勝ち取った単組が 37 単組、国に準じて引き上げた単組が 198 単組だった。また、7 級地から 5 級地となるため 2025 年度は国基準の支給率があがらず、最終的な支給割合の引き上げを確認できていない単組が 21 単組だった。

国基準で引き下げとなる自治体（非支給地含む）において、現状維持を確約した単組が 13 単組、2025 年度は現状維持とし次年度以降は継続協議とした単組が 15 単組、引き下げ幅を圧縮した単組が 1 単組、国に準じて引き下げた単組が 44 単組だった。

なお、国基準の支給率が変わらない単組は 24 単組だった。

6. 2024 確定闘争を踏まえた今後の課題

（１） 2025 人事院・人事委員会勧告にむけて

2024 人事院勧告は月例給・一時金ともに引き上げ勧告がされたが、中高年層への配分については不満が残るものとなった。物価の高騰が続く実質賃金が低下する中、2025 年の勧告においても引き続き民間春闘を踏まえたさらなる賃上げと全世代にわたる配分を求め、実現していかなければならない。

加えて、2025 年 3 月に示された人事行政諮問会議最終提言の取り扱いについて、公務員連絡会に結集し人事院対策に取り組むとともに、地方公務員への影響を見極めながら、総務省・全人連対策にも取り組んでいく。

2024 年人事委員会勧告は、すべての人事委員会で月例給・一時金ともに引き上げ勧告がされた。ただし、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」のうち、とくに地域手当については、各県・各市で対応にばらつきがみられた。また、新潟市において、再任用職員の一時金を常勤職員と同じ支給月数とするよう勧告がされたことは特徴的な成果である。報告事項では、人材確保難も背景に働きやすい職場環境の整備に触れた人事委員会も多いことから、さらなる改善を求めていかなければならない。

2025 年人事委員会勧告にむけては、協議・意見交換を通じ、人材確保に資する処遇改善、中高年齢層や再任用職員の給与水準改善などを求め、勧告に盛り込ませることが必要である。

（２） 交渉サイクルの確立

要求・交渉・妥結については、賃上げに対する組合員の期待がある中、さらに「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」という制度上の見直しがあったこともあり 2023 年に比べて実施率が上がる結果となった。県本部別に見ると 28 県本部で交渉実施率は上がって

おり、引き続き実施率の維持・向上をめざさなければならない。一方で、いまだ5割以下の低率にとどまっている県本部もあることは厳しく受け止めなければならない。

自治体確定闘争は組合員の賃金を決定する重要な取り組みであり、「賃金・労働条件に関する事項は、必ず労使交渉・協議、合意により決定する」という労働組合の基本的な取り組みがなされなければならない。とくに、近年の賃上げと物価高騰という社会的動向からすれば、組合員の思いを受け止め、賃金改善の要求・交渉をしなければ、組合の存在意義が問われかねない。県本部としてもそうした単組を見過ごすことなく、単組支援を最優先課題とし、伴走支援していくことが必要である。

県本部によるオルグ体制を強化するとともに、本部としても重点的な支援を行い、すべての単組で「要求－交渉－妥結（書面化・協約化）」の交渉サイクルの確立にむけて、継続した取り組みを進めていく。

＜交渉サイクルの確立に関する実施率の推移＞

年	要求	交渉	妥結	書面化	人勧等の主な内容
2016	81%	71%	56%	30%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.2月→4.3月） 扶養手当の見直し
2017	74%	64%	48%	21%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.3月→4.4月）
2018	79%	66%	54%	24%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.05月増（4.4月→4.45月）
2019	87%	77%	59%	24%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.05月増（4.45月→4.50月）
2020	85%	78%	65%	22%	月例給：据え置き 一時金：引き下げ 一時金：0.05月減（4.50月→4.45月）
2021	79%	65%	45%	18%	月例給：据え置き 一時金：引き下げ 一時金：0.15月減（4.45月→4.30月）
2022	77%	66%	51%	21%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.30月→4.40月）
2023	79%	65%	53%	23%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.40月→4.50月）
2024	85%	73%	58%	23%	月例給・一時金：引き上げ 一時金：0.1月増（4.50月→4.60月） 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

（３） 統一闘争への結集

2024確定闘争では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の課題もあったことから、昨年よりさらに情報の速報性と共有を重視し、ガルーンに「24確定情報共有」スペースを立ち上げた。特徴的な人事委員会勧告について本部から情報を流したほか、県本部からは交渉が先行する県職の妥結情報や年内差額支給、再任用職員の常勤と同月数の一時金支給、地域手当の国基準以上の支給や引き下げ阻止、初任給格付けの改善などの成果

を報告してもらうことで、各地の情報を共有し、交渉の後押しとすることができた。

統一闘争という観点からは、県本部が妥結基準を示し、統一的に取り組んだ県本部では一定の成果をあげている。とりわけブロック単位など近隣自治体のエリア全体での引き上げをめざした交渉や、先行単組での成果を広げていく取り組みは効果的であったと考えられる。また、地域手当や扶養手当、寒冷地手当については確定期で決着せず、春闘期への継続協議とした単組も多くあった。

先進的な県本部の取り組みに学びながら、2025自治体確定闘争に活かしていかなければならない。

（４） 給与および手当の改定状況

① 給与改定

2024確定闘争においては、給与法の改正が遅れる中、32年ぶりの高水準のプラス勧告を早期に組合員に還元するため、例年以上に労使自主決着・年内差額支給にこだわって取り組んだ県本部・単組が多かった。本部としても、その動きを後押しするべく、副大臣通知の「国における給与法の改正の措置を待って行うべき」という文言をあらためるよう、総務省への働きかけを強めてきた。

結果としては、国の動向に関わらず妥結し、改正給与条例を議会上程した単組、副大臣通知を待って条例上程の手続きに進んだ単組、給与法の改正を待たざるを得なかった単組と対応が分かれた。また、差額支給の時期についても、年

内に支給できた単組、条例改正はできたものの差額支給については年明けに持ち越した単組等対応が分かれた。

ただし、総務省が改定時期について「地域の実情」を認めたこと、さらに多くの県職で12月議会上程、年内差額支給の妥結がされたことを受け、当初の見込みより多い6割の単組で条例上程および年内差額支給が進むこととなった。副大臣通知を待たずに自治体の判断で妥結・条例上程を行った単組が2割あったことも成果と言える。

なお、県本部別にみると、県内の9割以上が年内支給を勝ち取った県本部が9県本部ある一方、5割を切る県本部が11県本部あるなど、県による差が大きく出る結果となった。

また医療現場の一部では、経営状況の悪化を理由に給与改定の凍結や一部未実施を提案され、交渉が年明けまで続くこととなった。結果としてほとんどの自治体病院では給与改定がされない事態は避けられたが、厳しい経営状況にある独法病院などでは改定見送りや一部未実施が見られた。2025年度も同様の事態が想定されるため、引き続き公立・公的病院への財政支援を求めつつ、警戒を強めることとする。

給与法閣議決定および差額支給の時期をめぐることは、鬼木参議院議員が参議院内閣委員会で追求し、平国公制度担当大臣から12月一時金支給日に間に合わなかったことに対して謝罪を引き出している。この国会答弁を端緒として、来年度以降、早期の閣議決定をめざしていかなければならない。

② 賃金の運用改善等

賃金の運用改善等については、職場課題に応じ、人勧以上の処遇改善を勝ち取るべく各県本部・単組でさまざまに取り組まれ、成果を上げた。具体的には、市職における８級制の導入・町村職における７級制の導入、初任給格付けの改善、中途採用者の前歴換算の改善（民間経験の１００％換算、１８月換算の廃止、在職者調整）、中高年齢層の運用改善、再任用者の級格付けの改善等を勝ち取った。手当の改善については、再任用職員の一時金支給月数の常勤並み引き上げ、災害応急作業等手当、オンコール手当の新設、寒冷地手当の級地区分維持等の成果があった。

寒冷地手当の見直しにあたっては、支給維持にむけて組合員署名、議会での意見書採択など、組合員の思いを受けた粘り強い取り組みが展開された。

また、育児介護休業法の改正に伴い、とくに子の看護休暇について、法定以上の措置を求めて積極的に取り組み、対象年齢や対象家族の拡大を勝ち取る成果もあった。

③ 会計年度任用職員の遡及改定・雇用上限

会計年度任用職員の遡及改定については、総務省通知が出てから２回目の取り組みとなり、遡及実施単組は昨年の６割程度から７割台後半と増える結果となった。引き続きすべての自治体で遡及改定をめざさなければならない。また、期末・勤勉手当を常勤未満の支給月数としている自治体がいまだ１５％程度ずつ残っている点も課題である。

若年層の大幅な給与改定に伴い、会計年度任用職員も大幅な給与改善となった自治体が多い一方、財政負担が増すとして、給与水準切り下げや人員削減を提案する当局も一部見られたことから、今後も警戒が必要である。

任用については、国が期間業務職員制度の運用のあり方を見直したことを受け、会計年度任用職員の公募によらない任用の上限回数の撤廃を実現した単組もあった。会計年度任用職員にも採用難が見られる自治体もあることから、安定雇用はもちろん、人材確保の観点からも引き続きの取り組みが求められる。

私傷病休暇の有給化については、人事院規則の改正が１２月２日となり確定闘争に間に合わなかった単組も多いと思われることから、春闘の結果として集約・総括を行う。

④ 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」の対応

ア ３～７級の初号近辺のカット

今回の制度改正でカットされた３～７級の初号近辺は、基本的にはキャリア官僚が使用するラインではあるが、自治体においても早期立ち上がりの賃金ラインを運用している一部の単組で一定程度影響を受けることとなり、交渉が取り組まれた。号給カットによる追いつきが発生しないようにするためには在職者調整が必要なことから、２０２５年度はカットを行わないとした単組もあり、来年度以降引き続きの交渉が必要である。

イ 地域手当

地域手当については、各単組で粘り強い交渉が行われた結果、①国水準以上の引き上げ、②国水準では引き下げとなる自治体で現行水準維持、③段階的ではなく1年で国水準まで引き上げ、④引き下げ原資の活用等を勝ち取った単組もあった。

地域手当の成果の背景には、先行単組を定めて周辺単組が追いかけるとした闘争の組み立てや、組合員の切実な生活実態を背景にした連年にわたる交渉の積み上げ、組合員全員署名を提起し組合員数を上回る筆数を集約、県本部が政治力を背景に首長交渉をリードし、引き上げの下地を作り単組との連携を強化、当局に人事院に対して公文書公開請求をさせ、交渉の土台を作った単組など、創意工夫あふれる取り組みがあった。人勧期からの本部・県本部・単組における地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求める取り組みが、特交制裁の廃止につながり、単組段階で実を結んだと言える。

残念ながら国に準じて引き下げとなった単組であっても、妥結したのは2025年度のみでそれ以降は継続協議としている単組や、年度ごとに協議を行うことを確認している単組もある。割合として一番多い国に準じて引き上げとなった単組でも、2026年度以降は国の状況を見て検討としている単組も多いことから、引き続き早期の引き上げにむけた取り組みが必要である。また今年度はかなわなかったが、さらなる支給率の上乗せやゼロ支給地での新たな支給をめざしている単組もある。

いずれにしても、地域手当の課題は来年度以降も続くことから、引き続き先行単組に学びながら近隣自治体の動向を見極め、単組においては粘り強い交渉を、県本部においては情報の収集と共有といった単組支援を行っていく必要がある。

ウ 勤勉手当の成績率上限引き上げ

勤勉手当の成績率上限引き上げについては、国通りが4割、国通りとしないが6割と対応が分かれた。規程上は国通りの成績率を定めたとしても、実質的には運用させないなどの取り組みが必要である。

エ 扶養手当

扶養手当について、大半は国通りの改正となったが、粘り強い取り組みの結果、来年度については変更見送り、経過措置の国以上の段階的实施、子の手当の国以上の増額とした単組もあった。

(5) 賃金闘争の向上にむけて

2024確定闘争においては、人勧期に取り組んだ対総務省署名や衆院選の結果による少数与党という政治的背景が後押しとなり、自治労総体として地域手当に係る特別交付税の減額措置の廃止や給与改定時期についての副大臣通知の文言変更を勝ち取ることができた。これらが交渉の下地となり、単組において地域手当の独自支給や労使自主決着による給与改定を一定実現できたことについては、成果として共有できるものである。一方で、交渉の下地を作っても闘争に結集しきれなかった単組があることは課題である。

特別交付税の減額措置について、地域手当は対象から除外されたものの寒冷地手当等に

については存置されることとなったことから、引き続き総務省対策に取り組むとともに、単組段階でも早期の廃止を求めて地方自治法99条に基づく議会採択に取り組む必要がある。また、厳しい財政状況を理由として、人件費削減を提案される事例がごくわずかだが見られていることから、今後の財政悪化も想定し、平時からの財政分析の取り組みの強化も求められる。

2025確定闘争にむけて、本部としては引き続き地域の実情に応じた給与決定の幅を広げるべく総務省対策に取り組んでいく。県本部・単組においては、地域・単組事情に応じた交渉ができるよう、学習や実態把握、情報共有を進める必要がある。

<別表1>

2024確定闘争交渉実施状況調査(全国計)

(2025年4月2日現在 47県本部)

	都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都 市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組 比
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません） ⇒	64	89	686	642	139	1620	
要求書提出	58	78	614	540	86	1376	84.9%
交渉実施	57	80	555	418	72	1182	73.0%
妥結合意	51	73	414	345	60	943	58.2%
書面協定	17	24	196	118	23	378	23.3%

2024確定闘争交渉実施状況調査(県本部別)

(2025年4月2日現在 47県本部)

	県本部加盟の単組数(自治体の数ではありません)⇒						要求書提出						交渉実施						妥結合意								
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%
全国計	64	89	686	642	139	1620	58	78	614	540	86	1376	85%	57	80	555	418	72	1182	73%	51	73	414	345	60	943	58%
北海道	2	4	42	126	3	177	1	4	37	104	2	148	84%	1	4	33	70	1	109	62%	1	4	28	78	1	112	63%
青森	1	1	11	26	2	41	1	1	8	18	0	28	68%	1	1	7	8	0	17	41%	1	1	7	5	0	14	34%
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	7	5	0	13	87%	1	0	6	5	0	12	80%	1	0	6	5	0	12	80%
宮城	1	4	13	8	3	29	1	4	6	1	2	14	48%	1	4	6	0	2	13	45%	1	4	6	2	2	15	52%
秋田	2	1	15	7	1	26	2	1	14	7	0	24	92%	2	1	14	7	0	24	92%	2	1	14	7	0	24	92%
山形	1	1	13	23	3	41	1	1	13	23	3	41	100%	1	1	13	20	3	38	93%	1	1	13	20	3	38	93%
福島	1	1	11	40	10	63	1	1	10	26	1	39	62%	1	1	6	18	0	26	41%	1	1	4	10	1	17	27%
新潟	1	1	19	7	0	28	1	1	19	5	0	26	93%	1	1	19	1	0	22	79%	1	1	18	0	0	20	71%
群馬	2	1	10	14	4	31	2	1	10	14	1	28	90%	2	1	9	11	1	24	77%	2	1	7	9	1	20	65%
栃木	2	0	12	9	0	23	2	0	12	9	0	23	100%	2	0	12	9	0	23	100%	2	0	9	7	0	18	78%
茨城	1	1	23	8	1	34	1	1	20	7	0	29	85%	1	1	13	2	0	17	50%	1	1	6	1	0	9	26%
埼玉	1	2	17	11	1	32	1	1	17	11	1	31	97%	1	1	15	10	1	28	88%	0	1	10	10	0	21	66%
東京	3	0	34	1	2	40	3	0	34	1	1	39	98%	3	0	32	0	1	36	90%	3	0	13	0	1	17	43%
千葉	0	1	10	2	1	14	0	1	10	2	1	14	100%	0	0	9	1	0	10	71%	0	0	6	1	1	8	57%
神奈川	2	7	13	7	2	31	2	6	12	3	1	24	77%	1	7	10	5	1	24	77%	0	7	5	0	1	13	42%
山梨	1	1	12	9	6	29	1	1	11	6	2	21	72%	1	1	11	6	2	21	72%	0	0	0	0	0	0	0%
長野	2	1	18	47	9	77	2	0	18	42	5	67	87%	2	1	14	26	2	45	58%	2	0	8	10	2	22	29%
富山	1	1	12	5	4	23	1	1	12	5	4	23	100%	1	1	12	5	4	23	100%	1	1	9	4	2	17	74%
石川	3	3	12	4	5	27	2	3	12	4	4	25	93%	2	3	12	4	4	25	93%	2	3	5	2	3	15	56%
福井	2	1	8	0	1	12	1	1	8	0	1	11	92%	1	1	8	0	1	11	92%	1	1	8	0	1	11	92%
静岡	1	3	15	5	1	25	1	3	15	5	1	25	100%	1	3	15	5	1	25	100%	1	3	12	2	1	19	76%
愛知	0	2	13	1	2	18	0	2	5	1	2	10	56%	0	2	4	1	1	8	44%	0	2	2	0	1	5	28%
岐阜	0	3	14	2	1	20	0	1	12	1	0	14	70%	0	1	2	0	0	3	15%	0	1	1	0	0	2	10%
三重	1	2	14	13	4	34	1	2	13	12	2	30	88%	1	2	13	12	2	30	88%	1	2	13	12	2	30	88%
滋賀	2	2	20	4	3	31	2	1	20	4	3	30	97%	2	1	16	4	3	26	84%	1	0	0	0	1	2	6%
京都	1	4	10	4	1	20	1	3	9	4	1	18	90%	1	4	3	3	1	12	60%	1	4	6	3	1	15	75%
奈良	1	2	11	9	0	23	0	1	3	1	0	5	22%	0	1	3	1	0	5	22%	0	0	2	0	0	2	9%
和歌山	1	2	7	9	1	20	1	1	7	7	1	17	85%	1	1	6	4	1	13	65%	1	1	4	3	1	10	50%
大阪	2	5	34	9	6	56	2	5	34	9	6	56	100%	2	5	34	9	6	56	100%	2	5	34	9	4	54	96%
兵庫	1	3	50	15	6	75	1	1	28	10	3	43	57%	1	1	26	9	3	40	53%	1	1	25	7	3	37	49%
岡山	3	2	8	6	2	21	3	2	6	4	1	16	76%	3	2	6	2	1	14	67%	3	2	4	2	1	12	57%
広島	1	1	13	7	2	24	1	1	13	7	2	24	100%	1	1	13	7	2	24	100%	1	1	13	7	2	24	100%
鳥取	1	1	3	15	0	20	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%	1	1	3	15	0	20	100%
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%
山口	1	1	13	6	0	21	1	1	11	6	0	19	90%	0	1	11	6	0	18	86%	0	1	2	3	0	6	29%
香川	1	1	7	9	2	20	1	1	7	9	2	20	100%	1	1	7	9	0	18	90%	1	1	7	9	0	18	90%
徳島	3	3	8	16	4	34	3	3	8	15	2	31	91%	3	3	6	6	0	18	53%	3	3	7	7	0	20	59%
愛媛	2	1	8	6	1	18	2	1	7	5	1	16	89%	2	1	6	4	1	14	78%	0	0	3	3	0	6	33%
高知	1	1	6	7	3	18	1	1	6	6	2	16	89%	1	1	6	3	2	13	72%	1	1	6	3	2	13	72%
福岡	1	6	27	27	8	69	1	6	27	27	8	69	100%	1	6	27	27	8	69	100%	1	6	27	27	7	68	99%
佐賀	1	1	9	9	9	29	1	1	9	9	3	23	79%	1	1	9	7	3	21	72%	1	1	9	7	3	21	72%
長崎	2	1	12	7	8	30	2	1	12	7	8	30	100%	2	1	12	7	7	29	97%	2	1	12	7	7	29	97%
大分	1	2	15	3	0	21	1	2	15	3	0	21	100%	1	2	14	3	0	20	95%	1	2	2	3	0	8	38%
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	1	8	14	0	24	100%	1	1	8	13	0	23	96%	1	1	7	13	0	22	92%
熊本	1	1	13	27	9	51	1	1	13	27	4	46	90%	1	1	12	17	2	33	65%	1	0	0	0	0	1	2%
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	4	19	16	0	40	89%	1	4	18	13	0	36	80%	1	3	17	9	0	30	67%
沖縄	1	1	10	20	4	36	0	1	7	12	1	21	58%	1	1	7	12	1	22	61%	1	1	7	12	1	22	61%

	書面協定						
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	計	%
全国計	17	24	196	118	23	378	23%
北海道	1	0	15	24	0	40	23%
青 森	0	1	6	2	0	9	22%
岩 手	0	0	2	0	0	2	13%
宮 城	0	0	2	0	1	3	10%
秋 田	0	0	0	0	0	0	0%
山 形	0	0	2	4	0	6	15%
福 島	1	1	2	7	0	11	17%
新 潟	0	1	12	0	0	13	46%
群 馬	1	0	0	0	0	1	3%
栃 木	1	0	1	0	0	2	9%
茨 城	1	1	4	0	0	6	18%
埼 玉	0	1	4	2	0	7	22%
東 京	3	0	9	0	1	13	33%
千 葉	0	0	4	1	0	5	36%
神奈川	0	3	2	0	0	5	16%
山 梨	0	0	0	0	0	0	0%
長 野	2	0	5	6	2	15	19%
富 山	0	0	6	1	1	8	35%
石 川	0	0	0	0	0	0	0%
福 井	0	0	2	0	0	2	17%
静 岡	0	1	10	0	1	12	48%
愛 知	0	2	2	0	0	4	22%
岐 阜	0	0	3	0	0	3	15%
三 重	0	0	2	0	0	2	6%
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0%
京 都	0	1	1	0	0	2	10%
奈 良	0	0	1	0	0	1	4%
和歌山	0	0	2	2	0	4	20%
大 阪	0	0	0	0	0	0	0%
兵 庫	0	1	13	2	3	19	25%
岡 山	1	0	1	1	1	4	19%
広 島	0	0	7	4	1	12	50%
鳥 取	1	1	3	15	0	20	100%
島 根	0	1	7	11	4	23	96%
山 口	0	1	1	1	0	3	14%
香 川	0	1	6	3	0	10	50%
徳 島	1	0	1	0	0	2	6%
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0%
高 知	0	0	0	0	0	0	0%
福 岡	0	5	23	23	6	57	83%
佐 賀	0	0	2	0	2	4	14%
長 崎	2	0	3	3	0	8	27%
大 分	1	2	14	3	0	20	95%
宮 崎	1	0	6	3	0	10	42%
熊 本	0	0	0	0	0	0	0%
鹿児島	0	0	10	0	0	10	22%
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0%

	自治体単組数	2023確定報告						自治体単組数	2024春闘報告					
		要求書提出		交渉実施		妥結合意			要求書提出		交渉実施		妥結合意	
		計	計	%	計	%	計		%	計	%	計	%	計
全国計	1604	1266	79%	1044	65%	845	53%	1612	1028	64%	584	36%	371	23%
北海道	177	112	63%	97	55%	100	56%	177	91	51%	52	29%	53	30%
青 森	41	34	83%	10	24%	6	15%	41	31	76%	9	22%	3	7%
岩 手	15	14	93%	9	60%	6	40%	15	9	60%	4	27%	0	0%
宮 城	30	23	77%	24	80%	12	40%	30	19	63%	11	37%	2	7%
秋 田	13	12	92%	9	69%	9	69%	26	10	38%	4	15%	1	4%
山 形	41	41	100%	41	100%	40	98%	41	38	93%	34	83%	34	83%
福 島	63	40	63%	21	33%	17	27%	63	36	57%	14	22%	3	5%
新 潟	28	24	86%	20	71%	12	43%	31	22	71%	7	23%	5	16%
群 馬	31	28	90%	22	71%	19	61%	31	27	87%	25	81%	16	52%
栃 木	23	21	91%	19	83%	7	30%	23	21	91%	12	52%	10	43%
茨 城	40	29	73%	11	28%	9	23%	35	11	31%	1	3%	0	0%
埼 玉	32	29	91%	28	88%	26	81%	32	21	66%	1	3%	2	6%
東 京	40	32	80%	31	78%	17	43%	41	39	95%	35	85%	21	51%
千 葉	11	11	100%	10	91%	7	64%	14	8	57%	3	21%	0	0%
神奈川	31	21	68%	25	81%	27	87%	32	24	75%	8	25%	1	3%
山 梨	29	29	100%	21	72%	8	28%	29	11	38%	11	38%	0	0%
長 野	77	67	87%	43	56%	25	32%	77	39	51%	24	31%	15	19%
富 山	23	23	100%	22	96%	21	91%	23	22	96%	21	91%	17	74%
石 川	27	15	56%	8	30%	3	11%							
福 井	12	10	83%	10	83%	10	83%	12	8	67%	2	17%	0	0%
静 岡	26	26	100%	26	100%	11	42%	26	26	100%	26	100%	0	0%
愛 知	18	15	83%	9	50%	5	28%	18	9	50%	2	11%	1	6%
岐 阜	21	13	62%	6	29%	4	19%	20	8	40%	3	15%	1	5%
三 重	34	30	88%	30	88%	30	88%	34	29	85%	27	79%	11	32%
滋 賀	33	19	58%	19	58%	17	52%	32	15	47%	6	19%	0	0%
京 都	20	5	25%	3	15%	1	5%	20	6	30%	4	20%	1	5%
奈 良	23	20	87%	16	70%	8	35%	23	19	83%	13	57%	11	48%
和歌山	16	15	94%	12	75%	10	63%	21	13	62%	8	38%	3	14%
大 阪	57	49	86%	48	84%	44	77%	58	20	34%	12	21%	10	17%
兵 庫	77	76	99%	72	94%	64	83%	76	51	67%	29	38%	12	16%
岡 山	21	10	48%	7	33%	7	33%	24	7	29%	2	8%	2	8%
広 島	25	7	28%	7	28%	6	24%	24	22	92%	19	79%	19	79%
鳥 取	20	17	85%	17	85%	17	85%	20	19	95%	19	95%	19	95%
鳥 根	24	24	100%	24	100%	24	100%	24	24	100%	24	100%	23	96%
山 口	21	21	100%	18	86%	7	33%	21	16	76%	10	48%	0	0%
香 川	20	20	100%	18	90%	18	90%	20	20	100%	19	95%	18	90%
徳 島	18	14	78%	7	39%	7	39%	34	10	29%	4	12%	4	12%
愛 媛	18	16	89%	12	67%	6	33%	17	5	29%	8	47%	2	12%
高 知	20	18	90%	15	75%	15	75%	21	13	62%	8	38%	8	38%
福 岡	75	69	92%	67	89%	64	85%	72	60	83%	0	0%	0	0%
佐 賀	27	22	81%	20	74%	17	63%	27	24	89%	14	52%	14	52%
長 崎	29	28	97%	23	79%	13	45%	30	24	80%	0	0%	0	0%
大 分	21	21	100%	20	95%	20	95%	21	21	100%	19	90%	19	90%
宮 崎	24	24	100%	20	83%	18	75%	24	20	83%	9	38%	6	25%
熊 本	51	33	65%	12	24%	5	10%	51	22	43%	5	10%	0	0%
鹿児島	45	35	78%	30	67%	22	49%	45	37	82%	14	31%	4	9%
沖 縄	36	4	11%	5	14%	4	11%	36	1	3%	2	6%	0	0%

<別表2>

2024自治体確定「自治労統一要求基準」交渉結果報告(全国計)

(2025年4月2日現在 47県本部)

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
県本部加盟の自治体単組数(自治体の数ではありません) ⇒		64	89	686	642	139	1620	
Ⅰ. 当局交渉の実施について →別の調査票にて集約								
Ⅱ. 書面化の実施について →別の調査票にて集約								
Ⅲ. 重点課題の取り組み状況								
* 要求項目の段(黄色)は、要求書を提出した単組のうち、要求項目に入れた単組数を記入してください。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。								
* 要求項目の下段は、要求基準に対する妥結結果を記入してください(要求書を提出していない単組も含めた数)。								
<人事委員会設置の自治体>								
※ 人事委員会が設置されている自治体が回答してください。								
要 求	(1)月例給の水準を引き上げること	59	44	28			131	8.1%
① 給料表の改定(※2024年度分についてご回答ください。給与制度のアップデートに係る改正は別途お伺いします)								
結 果	給料表のプラス改定	59	44	14			117	89.3%
	現行水準を維持(改定なし)	0	0	0			0	0.0%
	給料表のマイナス改定	0	0	0			0	0.0%
② 公民較差解消								
結 果	国公給料表と同一(準用)の改定 ※ 国公給料表の適用の有無にかかわらず、国と同様に初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料表全体を引上げ	45	25	14			84	71.8%
	国公給料表と同一(準用)の改定をした上で、給料表全体の改定	10	10	0			20	17.1%
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	9	5	0			14	70.0%
	(内訳)給料表に一定額を加算	1	5	0			6	30.0%
	国の改定とは別に、独自改定	5	7	0			12	10.3%
	(内訳)給料表に調整率を乗じる	4	4	0			8	66.7%
	(内訳)給料表に一定額を加算	1	3	0			4	33.3%
	その他(手当等での増額等)	9	5	0			14	12.0%
<人事委員会未設置の自治体>								
※ 人事委員会が設置されていない自治体が回答してください。								
要 求	(1)月例給の水準を引き上げること		36	592	513	81	1222	75%
① 給料表の改定(※2024年度分についてご回答ください。給与制度のアップデートに係る改正は後段で別途お伺いしています)								
結 果	給料表のプラス改定		34	586	495	78	1193	97.6%
	現行水準を維持(改定なし)		0	1	1	2	4	0.3%
	給料表のマイナス改定		0	0	0	0	0	0.0%
② 改定方法								
方 法	国どおりの改定とした		16	428	366	54	864	72.4%
	県どおりの改定とした		13	139	120	20	292	24.5%
	独自改定とした		5	9	1	2	17	1.4%

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
要 求	(2)一時金の支給月数を引き上げること	58	77	598	509	77	1319	81.4%
①一時金改定								
結 果	引き上げ	59	72	584	495	70	1280	97.0%
	(内訳) 引き上げのうち、国(年間4.60月)を上回る月数	期末手当に多く配分(期末手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 勤勉手当に多く配分(勤勉手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 期末手当と勤勉手当に均等に配分						
		0	0	0	0	0	0	0.0%
		0	0	0	2	0	2	0.2%
		3	1	36	3	2	45	3.5%
	(内訳) 引き上げのうち、国と同じ(年間4.60月)月数	期末手当に多く配分(期末手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 勤勉手当に多く配分(勤勉手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 期末手当と勤勉手当に均等に配分						
		2	1	20	10	1	34	2.7%
		4	1	9	18	0	32	2.5%
		46	68	512	443	65	1134	88.6%
	(内訳) 引き上げのうち、国(年間4.60月)未満の月数	期末手当に多く配分(期末手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 勤勉手当に多く配分(勤勉手当のみ引き上げの場合もこちらを選択) 期末手当と勤勉手当に均等に配分						
		1	0	0	2	0	3	0.2%
		3	1	4	11	1	20	1.6%
		0	0	3	6	1	10	0.8%
現行の支給月数で据置		0	0	2	0	7	9	0.7%
引き下げ		0	0	0	0	0	0	0.0%
要 求	(3)中途採用者の処遇改善を行うこと	40	48	404	366	41	899	55.5%
結 果	今回、改善を勝ち取った	1	5	17	11	1	35	3.9%
	今回、合意に至らなかった	21	19	120	110	15	285	32.1%
	現在協議中	10	12	103	53	12	190	21.4%
	協議していない	5	10	145	204	15	379	42.6%
要 求	(4)38歳4級到達をめざして在級期間の短縮を行うこと(すでに達成している場合は※を選択)	14	20	211	168	23	436	26.9%
結 果	今回、前進回答あり	0	0	4	1	0	5	0.8%
	今回、合意に至らなかった	6	10	80	73	7	176	26.7%
	現在協議中	4	3	43	27	10	87	13.2%
	協議していない	7	16	99	97	13	232	35.3%
	※すでに達成している	9	11	95	38	5	158	24.0%
要 求	(5)賃金の運用改善にむけ、1単組1要求を行ったか。 ※一つでも取り組んだ場合は「○」と回答してください。	47	56	417	353	55	928	57.3%
※今確定闘争期に1単組1要求として取り組んだ項目について、その取り組み内容を選択し、結果についても回答してください。								
要 求	① 初任給格付けの改善を要求した	26	42	303	289	40	700	75.4%
結 果	初任給格付けの改善を勝ち取った	5	7	24	10	2	48	6.9%
	現在協議中	9	14	131	86	15	255	36.4%
要 求	② 昇格運用の改善を要求した	30	47	302	283	43	705	76.0%
結 果	昇格運用を勝ち取った	0	2	9	7	0	18	2.6%
	現在協議中	11	19	141	92	15	278	39.4%

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
要求	③ 上位昇給の活用を要求した	18	26	204	234	23	505	54.4%
結果	上位昇給の活用を勝ち取った	1	1	1	2	0	5	1.0%
	現在協議中	6	12	85	55	6	164	32.5%
要求	④ 高齢層職員の昇給を要求した	37	41	276	245	32	631	68.0%
結果	高齢層職員の昇給を勝ち取った	3	3	4	0	0	10	1.6%
	現在協議中	11	16	111	62	11	211	33.4%
要求	⑤ その他の項目について要求した	11	8	92	61	9	181	19.5%
要求	(6)「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にあたっては、賃金水準の維持・改善の観点から、独自の措置を講じる こと	49	67	503	399	51	1069	66.0%
結果	措置内容について合意した ※合意した場合は以下の各課題の結果をお答えください。地域手当については別途調査します	31	17	155	107	18	328	40.8%
	現在協議中	8	21	189	131	23	372	46.3%
	すべて次年度以降に協議を先送り(2025年4月実施はしないことを合意した)	0	10	3	8	4	25	3.1%
	一部課題について次年度以降に協議を先送り(一部課題について2025年4月実施はしないことを合意した)	4	8	37	28	2	79	9.8%
結果	① 3～7級の初号近辺のカット							
	国通りの措置とした	38	24	270	242	37	611	90.3%
	国通りの措置はしない(独自給料表のため国通りの措置をしない場合もこちらを選択)	5	15	26	19	1	66	9.7%
結果	② 8級以上の職責重視の給与体系							
	国通りの措置とした	32	15	78	15	21	161	21.2%
	国通りの措置はしない	2	15	19	2	2	40	5.3%
	8級以上の設定がない	3	2	211	322	19	557	73.5%
結果	③ 勤勉手当の成績率の上限引き上げ							
	国通りの措置とした	21	10	102	96	8	237	41.4%
	国通りの措置はしない(成績率を導入していない場合もこちらを選択)	18	26	148	121	23	336	58.6%
結果	④ 扶養手当							
	国通りの措置とした(配偶者手当を廃止し子の手当を増額、経過措置として2年間で段階的に実施)	46	28	343	293	46	756	87.0%
	国通りの措置はしない(現行維持)	0	12	4	7	0	23	2.6%
	独自の措置とした	5	16	55	13	1	90	10.4%
結果	⑤ 通勤手当							
	国通りの措置とした(上限を1ヵ月あたり15万円に引き上げ)	43	23	164	132	24	386	57.3%
	国通りの措置はしない(現行維持)	3	21	117	99	9	249	36.9%
	独自の措置とした	6	2	22	8	1	39	5.8%
結果	⑥ 再任用職員の手当							
	国通りの措置とした(住居手当、寒冷地手当等を新たに支給)	43	33	260	198	35	569	79.2%
	国通りの措置はしない(現行維持)	4	14	58	53	6	135	18.8%
	独自の措置とした	2	2	8	1	1	14	1.9%

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
結果	⑦ 寒冷地手当							
	国通りの措置とした(支給額を引き上げ、支給地を変更)	13	13	100	184	14	324	92.6%
	独自の措置とした	7	0	7	12	0	26	7.4%
要求	(7)再任用職員の職務・級の格付けなど、現在の運用を抜本的に改善するため、対応をはかること	45	50	367	293	33	788	48.6%
結果	職務・級の格付けを改善した	5	1	7	0	0	13	1.7%
	一時金の支給月数を引き上げた	1	4	19	14	2	40	5.1%
	今回、合意に至らなかった	20	22	122	55	8	227	29.0%
	現在協議中	14	9	91	52	14	180	23.0%
	協議していない	1	11	115	187	10	324	41.3%
要求	(8)災害応急作業等手当の条例化(対象業務の拡大・増額等)をはかること	15	31	292	262	16	616	38.0%
結果	今回、前進回答あり	2	12	39	17	6	76	10.3%
	今回、合意に至らなかった	4	3	56	31	3	97	13.2%
	現在協議中	3	7	64	45	10	129	17.5%
	協議していない	5	9	110	139	13	276	37.5%
	※確定期以前にすでに条例化・改善済	26	16	87	23	6	158	21.5%
要求	(9)緊急消防援助隊の災害派遣手当(※)の増額をはかること ※大規模災害の発生時に総務省消防庁長官の指示等に基づき、各地の消防本部からの応援者で構成される「緊急消防援助隊」として被災地に派遣される消防職員に対する特殊勤務手当(災害派遣手当)のこと。	3	9	128	165	7	312	19.3%
結果	今回、前進回答あり	0	1	10	1	0	12	2.9%
	今回、合意に至らなかった	0	0	21	14	1	36	8.7%
	現在協議中	1	0	10	10	1	22	5.3%
	協議していない	17	22	167	114	23	343	83.1%
要求	(10)男女の給与格差の実態を明らかにし、是正措置を行うこと	8	16	194	217	14	449	27.7%
結果	今回、前進回答あり(是正に至らずとも当局から説明を受けた場合にもこちらを選択)	0	1	6	3	1	11	1.9%
	今回、合意に至らなかった	3	5	24	9	1	42	7.2%
	現在協議中	2	3	27	17	1	50	8.5%
	協議していない	16	24	197	222	25	484	82.5%
要求	(11)子の看護休暇について、最低限法改正どおり措置すること (対象年齢を小学3年まで延長、取得理由に感染症に伴う学級閉鎖、入園・入学式、卒園式を追加)	36	41	343	301	37	758	46.8%
結果	今回、法定通りの措置を合意した	13	7	80	83	7	190	21.5%
	今回、法定以上の措置を合意した	4	12	40	17	8	81	9.2%
	今回、合意に至らなかった	0	2	17	26	2	47	5.3%
	現在協議中	9	7	73	64	11	164	18.6%
	協議していない	0	2	40	51	3	96	10.9%
	※確定期以前にすでに法定以上の制度を措置済	21	25	143	96	19	304	34.5%

			都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
要求	(12)勤務間インターバル制度を導入すること		22	27	237	240	21	547	33.8%
結果	今回、前進回答あり		2	0	9	4	0	15	3.0%
	今回、合意に至らなかった		2	6	39	29	3	79	15.7%
	現在協議中		9	11	60	21	7	108	21.5%
	協議していない		3	11	120	111	18	263	52.3%
	※確定期以前にすでに導入済		10	9	13	4	2	38	7.6%
制度内容	今回導入を決めた、もしくは導入済の場合は、翌日の勤務開始時間が始業時間を超える場合の取り扱いについてお答えください(複数回答可)								
	勤務したものとみなす(職免扱いなど)		0	2	4	4	2	12	22.6%
	時差出勤とする		7	7	9	2	2	27	50.9%
	年休を活用する		4	2	5	1	2	14	26.4%
要求	(13)会計年度任用職員の期末・勤勉手当について、常勤同様の月数とすること。また給与改定にあたっては、常勤職員と同様に4月に遡及して引き上げ改定を行うこと		47	65	511	421	49	1093	67.5%
月例給	改定	常勤と同様の改定	48	65	458	369	39	979	91.1%
		常勤より小幅の改定	2	2	11	3	2	20	1.9%
		改定は行わない	0	0	6	13	2	21	2.0%
		現在協議中	0	2	23	25	5	55	5.1%
	改定時期	常勤と同様に、4月に遡及して引き上げ改定	47	58	364	293	28	790	76.6%
		2025年1月(2024年12月も含む)分から引き上げ改定	2	0	16	8	1	27	2.6%
		2025年度から引き上げ改定	2	4	69	63	4	142	13.8%
		現在協議中	0	2	33	27	11	73	7.1%
期末・勤勉手当	期末手当の支給月数	常勤と同様の支給月数とした	49	64	386	317	30	846	77.3%
		常勤未満の支給月数	3	4	79	70	6	162	14.8%
		引き上げを行わない	0	0	15	10	7	32	2.9%
		現在協議中	1	1	20	28	5	55	5.0%
	勤勉手当の支給月数	常勤と同様の支給月数とした	47	62	361	293	29	792	72.9%
		常勤未満の支給月数	3	6	88	80	7	184	16.9%
		引き上げを行わない	0	0	16	16	6	38	3.5%
		現在協議中	1	2	30	34	6	73	6.7%
	改定時期	2024年度から	47	57	377	285	29	795	78.8%
		2025年度から	3	5	65	68	5	146	14.5%
		現在協議中	0	2	30	32	4	68	6.7%
	要求	(14)会計年度任用職員の処遇改善を行うこと		35	58	411	315	39	858
結果	給料(報酬)について昇給(幅・上限等)等の運用改善を勝ち取った		3	9	40	19	4	75	13.5%
	協議を行ったが勝ち取れなかった		17	21	126	55	10	229	41.1%
	継続協議中		12	14	136	75	16	253	45.4%

		都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	割 合
要 求	(15) 会計年度任用職員の公募によらない採用の上限回数を撤廃すること	28	42	261	244	24	599	37.0%
結 果	上限を撤廃した	3	4	29	20	0	56	9.3%
	上限を引き上げた	1	0	4	4	0	9	1.5%
	協議を行ったが勝ち取れなかった	10	12	60	26	4	112	18.5%
	継続協議中	12	19	73	66	9	179	29.6%
	※すでに公募によらない採用の上限はない	3	5	114	114	12	248	41.1%
要 求	(16) 職場実態を踏まえ、必要な人員を確保すること	41	49	362	349	47	848	52.3%
結 果	要求を踏まえ、人員増を勝ち取った(一部の職場で勝ち取った、次年度以降の増員の確約も含む)	3	7	33	23	4	70	8.3%

◆給与改定に際しての副大臣通知の影響、年内差額支給の状況

- ①副大臣通知に関わらず(11月29日以前に)妥結&条例の手続きに進み、年内差額支給
 ②副大臣通知の後に妥結or条例の手続きに進み、年内差額支給
 ③年内に条例改正したが差額支給は間に合わず年明け
 ④1～3月議会で条例改正見込み

県本部	単組数	①通知前妥結、 年内支給	単組比	②通知後妥結、 年内支給	単組比	③年内条例改正、 年明け支給	単組比	④1～3月議会で 条例改正見込み	単組比	◆年内支給が間に合わな かった場合:主な理由を記載 してください。
01北海道	173	31単組	18%	43単組	25%	4単組	2%	15単組	9%	・例年通りの取り扱いを覆せず、給与法改正後としているため ・閣議決定後としている単組も、議会日程(会派への事前説明や委員会説明など)などに間に合わなかったため。
03青森	46	44単組	96%	2単組	4%	0単組	0%	0単組	0%	
04岩手	15	5単組	33%	9単組	60%	0単組	0%	1単組	7%	・単組から具体的な要求行動をしなかったこと、併せて当局が勧告の実施に対して意識を欠いていたこと
05宮城	32	7単組	22%	15単組	47%	2単組	6%	7単組	22%	・国の法改正が行われてから提案すると回答された。 ・町職は議会が12月上旬の数日間しかないため、条例提案が間に合わない。 ◆その他 ・会計年度任用職員は扶養控除の範囲を考慮して1月支給とした単組がある。
06秋田	20	19単組			95%	1単組	5%	0単組	0%	
07山形	43	37単組			86%	6単組	14%	0単組	0%	・以前より1月支給(2単組)、企業団により近隣自治体を注視(1単度)、町長選挙により事務のずれ込み(1単組)、不明(2単組)
08福島	51	1単組	2%	48単組	94%	2単組	4%	0単組	0%	・議会での条例改正が年末だったため、手続きが間に合わなかった。
09新潟	28	4単組	14%	14単組	50%	6単組	21%	2単組	7%	・12月議会当初提案間に合わず、追加提案できなかった。 内部事務スケジュールの都合もともと越年支給
10群馬	32	2単組	6%	18単組	56%	0単組	0%	12単組	38%	・国の改正が遅れたため。
11栃木	23	0単組	0%	3単組	13%	1単組	4%	19単組	83%	・交渉時において国の給与改定の動向が不透明であったことから交渉が進展せず、遡及自体の確認をして交渉終了となった単組が多かった。また、議会審議の関係で通常でも越年(1月支給)などの単組もある。
12茨城	31	1単組	3%	2単組	6%	5単組	16%	24単組	77%	・国の給与法が遅れたことにより、当局が地域手当と同一条例としての提出にこだわったことから、切り離しての確定が取れなかったため。
13埼玉	26	1単組	4%	5単組	19%	18単組	69%	2単組	8%	・副大臣通知を単組が見落とした、対象人数が多く事務処理が間に合わない、年内支給に単組がこだわっていない
14東京	41	22単組			54%	19単組	46%	0単組	0%	・事務手続き上の都合による
15千葉	13	3単組	23%	6単組	46%	3単組	23%	1単組	8%	③12月議会で改正で手続きの関係で年明けでの支給となった。 ④2月議会で改正予定→3月支給予定
16神奈川	31	29単組	94%	0単組	0%	1単組	3%	1単組	3%	・事務手続き上の問題のみ
17山梨	38	14単組	37%	9単組	24%	12単組	32%	3単組	8%	・事務处理的に無理であった。 ・妥結はしたが、条例改正が年内に間に合わなかった。
18長野	77	39単組			51%	2単組	3%	36単組	47%	・国の対応待ちで、12月議会に間に合わず。
19富山	19	0単組	0%	19単組	100%	0単組	0%	0単組	0%	
20石川	15	10単組	67%	0単組	0%	2単組	13%	3単組	20%	・能登半島地震の影響
21福井	11	0単組	0%	11単組	100%	0単組	0%	0単組	0%	
22静岡	19	4単組	21%	3単組	16%	3単組	16%	9単組	47%	・会計年度任用職員の遡及は2割くらい実施しない可能性あり。
23愛知			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
24岐阜	21	3単組	14%	18単組	86%	0単組	0%	0単組	0%	

25三重	27	24単組			89%	0単組	0%	3単組	11%	・副大臣通知が発出されてからの自治体での議会スケジュールに間に合わなかったため
26滋賀	30	0単組	0%	11単組	37%	13単組	43%	6単組	20%	・職員人数が多く、処理が間に合わず。
27京都	35	9単組	26%	21単組	60%	3単組	9%		0%	・条例改正のタイミングが12月議会会期末になったため、事務手続きが間に合わなかったため。
28奈良	23	11単組			48%	1単組	4%	11単組	48%	
29和歌山	25	13単組			52%	3単組	12%	9単組	36%	・ほとんどが12月議会への上程手続きと支給手続きが間に合わなかったため
30大阪	44	2単組	5%	28単組	64%	11単組	25%	3単組	7%	・2025年4月以降の地域手当支給率(下がる自治体)による交渉難航 ※常勤職員は年内精算であるが非常勤は年明けとなる単組がいくつか有り
32兵庫	76	0単組	0%	66単組	87%	6単組	8%	4単組	5%	
33岡山	18	2単組	11%	10単組	56%	2単組	11%	4単組	22%	・年内に振り込みが間に合わなかった(1月支給)
34広島	22	0単組	0%	18単組	82%	3単組	14%	1単組	5%	・条例改正はできたが、支払い事務が間に合わない、または、事務の調整により1月賃金支給日に合わせての支給となったため。 ・議会体制が大幅に入れ替わったこともあり、議会対応が遅れ、1月の臨時議会での提案にせざるを得なかったため。
35鳥取	20	1単組	5%	10単組	50%	4単組	20%	4単組	20%	・国の動き、事務処理
36島根	24	24単組	100%	0単組	0%	0単組	0%	0単組	0%	
37山口	21	20単組			95%	0単組	0%	1単組	5%	
38香川	18	15単組	83%	0単組	0%	3単組	17%	0単組	0%	・事務処理に要する時間
39徳島	51	15単組	29%	18単組	35%	2単組	4%	1単組	2%	・条例改正は12月議会で行ったが、事務作業が間に合わないことを理由に、1月支給となった。また、12月議会での決定は間に合わない、早々に3月支給とした単組もあった。11月29日の閣議決定後も変更せず。
40愛媛	19	8単組	42%	9単組	47%	1単組	5%	0単組	0%	
41高知	17	0単組	0%	8単組	47%	4単組	24%	3単組	18%	・議会日程 ・法改正を基準 ・1月臨時議会の開催が確定していたため ・勤勉手当成率率が分からなかったため
42福岡	69	33単組	48%	15単組	22%	10単組	14%	11単組	16%	・国の法案成立を待ってからしか改定できなかったため
43佐賀	20	15単組	75%	0単組	0%	3単組	15%	2単組	10%	
44長崎	21	4単組			19%	4単組	19%	13単組	62%	・国のスケジュールが遅れることを見越して、年内条例化に当局が動かなかったため。 ・年内条例化できた単組でも、国の給与法の改正をみて追加上程したところの一部では、当局がその後の事務手続き上(職員の負担なども含めて)困難と主張したため。 ・単組の中には、年内精算へのこだわりが少なかったこと。
45大分	21	0単組	0%	16単組	76%	0単組	0%	5単組	24%	・給与法の成立を待っての条例改正としたため、12月議会には間に合わなかった。
46宮崎	25	17単組	68%	6単組	24%	1単組	4%	1単組	4%	
47熊本			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	・上記のような調査はしていない。年度内で全単組差額支給にはなっている。※会計年度任用職員は別。
48鹿児島	41	2単組	5%	8単組	20%	31単組	76%	0単組	0%	・給与法改正に伴い、その件については妥結合意をしたが、他の項目(扶養関連等)に引っ張られたことにより、年内での差額支給ができなかった。ただし、ほとんどの自治体において1月に臨時議会を開催し、条例改正を行った。
49沖縄	31	0単組	0%	1単組	3%	3単組	10%	27単組	87%	・そもそも年内支給を求めている。年度内に支給されれば良いと考えている単組が多く、来年の課題。
計	1503	961単組			64%	195単組	13%	244単組	16%	

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告

2025年3月27日現在

県名	現行			交渉状況				妥結結果				備考
	支給方法	支給率	支給内訳	妥結	継続協議	次年度協議（今年度提案見送り）	その他	2025年度支給割合	最終的な支給割合	給料表への反映有無（○or×）	給料表への反映（率）	
北海道	限定支給	3%	札幌市のみ	○				3%	4%	×		
宮城	分割支給	4.5%～1.5%	仙台市4.5%、多賀城市2%、それ以外1.5%	○				仙台市5%、それ以外は据え置き	仙台市5.5%、それ以外は据え置き	×		
新潟	一律支給	1.5%		○				1%		×		
群馬	一律支給	2.5%		○				2.8%	2.8%			
栃木	一律支給	3.5%		○				3.8%				2025年度支給割合は3.8%。4%にむけて段階的に引き上げ。
茨城	一律支給	6%		○				6% (水戸市・つくば市勤務の職員は8%)	同左	×		
埼玉	一律支給	8.3%		○				8.5%		○	1.39%	改定後の給与水準を維持するため、同時に給料月額の下げ（給料表に乗じる率1.571%→1.39%）
東京	一律支給	20%	離島を除き20%	○				20%				
千葉	一律支給	9.2%					○					勧告なし
神奈川	一律支給	12.09%		○				12.45%	給与カーブ見直し完成まで継続協議			2024年度…12.35%(遡及改定)
山梨	一律支給	2.75%	0.75%を給料表に反映。2.75%を地域手当	○				2.3%	2.3%	○	0.50%	
長野	一律支給	1.7%		○				1.6%				
富山	限定支給	3%	富山市のみ	○				3%	4%			
石川	限定支給	3%	金沢市・内灘町（PT）のみ	○				3%				内灘町は対象外
福井	一律支給	1.4%		○				1%	1%			次回見直しまで1.0%を支給維持
静岡	一律支給	3.7%		○				4.15%		○	1.43%	特例給料月額1.89%→1.43%
愛知	一律支給	8.5%		○				8.5%				
岐阜	分割支給	3%～1%	岐阜市他6市3%、その他1%									
三重	一律支給	4.7%		○				4.7%	4.7%	×	-	
滋賀	一律支給	6%		○				5.7%	5.7%	○	100/101.7030	7.5%を維持
京都	分割支給	9.4%～3.2%					○					勧告なし
奈良	分割支給	7.1%～5.1%	3区分で支給（7.1%・6.1%・5.1%）			○		7.1%～5.1%				2025年度は現行維持の勧告

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告

2025年3月27日現在

県名	現行			交渉状況				妥結結果				備考
	支給方法	支給率	支給内訳	妥結	継続協議	次年度協議（今年度提案見送り）	その他	2025年度支給割合	最終的な支給割合	給料表への反映有無（○or×）	給料表への反映（率）	
和歌山	分割支給	5%、1.5%	和歌山市および橋本市5%、それ以外1.5%	○				和歌山市・橋本市内は変更なしの5% 上記以外は「3%」に引き上げ	和歌山市・橋本市内は5%（変更なし） 上記以外は「3%」	×		
大阪	一律支給	11.8%		○				11.8%		×		2025/4は措置せず
兵庫	分割支給	9.4%～4.4%	3区分で支給（9.4%・6.4%・4.4%）	○				9.4%～4.4%	9.4%～4.4%	×		
岡山	限定支給	3%	岡山市のみ	○				岡山市3%、倉敷市2%	岡山市・倉敷市4%	×		
広島	分割支給	6.2%、3.2%	広島市・府中町 6.2%、それ以外3.2%	○				広島市7.0%、府中町6.0%、それ以外の県内市町 3.7%	広島市8.0%、それ以外の県内市町 4.0%	×		
山口	一律支給	0.15%		○				0.10%	0.00%	×		
香川	一律支給	3.2%		○				3.2%	3.2%			人事委員会が3.2%据置きを勧告
徳島	限定支給	3%	徳島市・鳴門市・阿南市のみ 3%			○		3%	（県内平均1.7%）	×		
福岡	一律支給	5.4%		○				5.4%	5.4%	×		次に国が支給割合を見直すまでの間は、県内一律5.4%を維持
長崎	限定支給	3%	長崎市のみ	○				2%	0%	×		

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
01	北海道	札幌市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	2026年度以降、国の実施状況を踏まえて判断
04	宮城県	仙台市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				6%		勧告なし
04	宮城県	名取市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%	3%	
04	宮城県	多賀城市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
04	宮城県	富谷町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
04	宮城県	利府町	7級地	3%	0%	2%	-3%							
08	茨城県	水戸市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	9%	2026年度以降も9%
08	茨城県	日立市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%		次年度以降の支給割合は再協議
08	茨城県	土浦市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
08	茨城県	古河市	6級地	6%	4%	5%	-2%							
08	茨城県	結城市	7級地	3%	4%	3%	1%							
08	茨城県	龍ヶ崎市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
08	茨城県	取手市	(独自)	11%	12%	15%	-4%	○				12%	12%	
08	茨城県	牛久市	4級地	12%	8%	11%	-4%	○				11%	8%	
08	茨城県	つくば市	2級地	16%	16%	16%	0%	○				16%	16%	
08	茨城県	ひたちなか市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%		次年度以降の支給割合は再協議
08	茨城県	鹿嶋市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
08	茨城県	守谷市	(独自)	11%	12%	14%	-3%	○				12%	12%	
08	茨城県	那珂市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
08	茨城県	筑西市	7級地	3%	4%	3%	1%							
08	茨城県	笠間市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
08	茨城県	神栖市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
08	茨城県	つくばみらい市	6級地	6%	4%	5%	-2%							
08	茨城県	利根町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
08	茨城県	石岡市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度から4%
08	茨城県	常陸太田市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	高萩市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	北茨城市			4%	2%	—	○				1%	4%	1%/年で引上げ
08	茨城県	常陸大宮市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	かすみがうら市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	行方市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	鉾田市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度から4%
08	茨城県	小美玉市			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	茨城町			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	大洗町			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	城里町			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	東海村(独自)	3%		4%	2%	—	○				4%		
08	茨城県	大子町			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	美浦村			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	阿見町			4%	2%	—	○				2%	4%	
08	茨城県	河内町			4%	2%	—	○				2%	4%	
09	栃木県	宇都宮市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%		
09	栃木県	栃木市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		2026年度4%
09	栃木県	鹿沼市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
09	栃木県	小山市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
09	栃木県	真岡市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
09	栃木県	大田原市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		6%の方向で協議中→5%
09	栃木県	下野市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		6%の方向で協議中→5%
09	栃木県	野木町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		6%の方向で協議中→5%
09	栃木県	足利市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	佐野市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	日光市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	那須塩原市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	さくら市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	那須烏山市			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	上三川町			4%	2%	—	○				3%		
09	栃木県	益子町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	茂木町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	市貝町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	芳賀町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	塩谷町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	那須町			4%	2%	—	○				2%		
09	栃木県	那珂川町			4%	2%	—	○				2%		
10	群馬県	前橋市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
10	群馬県	高 崎 市	6級地	6%	4%	5%	-2%			○		6%		時期未確定
10	群馬県	太 田 市	7級地	3%	4%	3%	1%			○		3%		時期未確定
10	群馬県	渋 川 市	7級地	3%	0%	2%	-3%				○	2%		3%継続に賛否、段階的に減額25年度2%、26年度1%、27年度0%
10	群馬県	中 之 条 町 (独自)		2%	—		—				○	0%	0%	2024年4月より廃止
11	埼玉県	さい た ま 市	3級地	15%	12%	14%	-3%			○		15%	未定	2025年度に検討する
11	埼玉県	川 越 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				7%	8%	
11	埼玉県	熊 谷 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	未定	労使協議中
11	埼玉県	川 口 市	(独自)	9%	4%	5%	-2%	○				9%	未定	
11	埼玉県	行 田 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					6%	不明	単組なし、熊谷市当局情報
11	埼玉県	所 沢 市	6級地	6%	4%	5%	-2%			○		6%	未定	
11	埼玉県	飯 能 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	加 須 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	東 松 山 市	4級地	12%	8%	11%	-4%	○				未定	未定	
11	埼玉県	春 日 部 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	狭 山 市	4級地	12%	8%	11%	-4%					11%	8%	単組なし、所沢市当局情報
11	埼玉県	羽 生 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	鴻 巣 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					6%	不明	単組なし、熊谷市当局情報
11	埼玉県	深 谷 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					6%	不明	単組なし、労連労組情報
11	埼玉県	上 尾 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				7%	8%	
11	埼玉県	草 加 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	越 谷 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	蕨 市	3級地	15%	12%	14%	-3%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	戸 田 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					10%	未定	単組なし、戸田市議からの情報提供
11	埼玉県	入 間 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	朝 霞 市	4級地	12%	8%	11%	-4%					12%	不明	単組なし、朝霞市議からの情報提供
11	埼玉県	志 木 市	3級地	15%	12%	14%	-3%					15%	不明	単組なし、朝霞市議からの情報提供
11	埼玉県	和 光 市	2級地	16%	12%	15%	-4%					16%	不明	単組なし、朝霞市議からの情報提供
11	埼玉県	新 座 市	5級地	10%	8%	9%	-2%					10%	不明	単組なし、朝霞市議からの情報提供
11	埼玉県	桶 川 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
11	埼玉県	久 喜 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
11	埼玉県	北 本 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	八 潮 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	富 士 見 市	5級地	10%	8%	9%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	ふ じ み 野 市	4級地	12%	8%	11%	-4%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	三 郷 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	連 田 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	坂 戸 市	5級地	10%	8%	9%	-2%					9%	8%	単組なし、所沢市当局情報
11	埼玉県	幸 手 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	鶴ヶ島市	5級地	10%	8%	9%	-2%					9%	8%	単組なし、所沢市当局情報
11	埼玉県	日 高 市	7級地	3%	4%	3%	1%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	吉 川 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	滑 川 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	鳩 山 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
11	埼玉県	杉 戸 町	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	白 岡 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	伊 奈 町	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	三 芳 町 (独自)		7%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	宮 代 町	6級地	6%	4%	5%	-2%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	松 伏 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	未定	
11	埼玉県	毛 呂 山 町	7級地	3%	4%	3%	1%					不明	不明	単組なし
11	埼玉県	秩 父 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
11	埼玉県	嵐 山 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
11	埼玉県	小 川 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
11	埼玉県	川 島 町			4%	2%	—	○				4%	4%	
11	埼玉県	吉 見 町			4%	2%	—	○				4%	4%	
11	埼玉県	と き が わ 町			4%	2%	—	○				4%	4%	
11	埼玉県	東 秩 父 村			4%	2%	—	○				4%	4%	
11	埼玉県	上 里 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
11	埼玉県	寄 居 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
12	千葉県	千 葉 市	3級地	15%	12%	14%	-3%			○		15.0%		勧告なし
12	千葉県	市 川 市 (独自)		12%	8%	9%	-2%				○		12%	交渉なし変わりなし
12	千葉県	船 橋 市	4級地	12%	8%	11%	-4%							組合解散
12	千葉県	木 更 津 市	7級地	3%	4%	3%	1%							
12	千葉県	松 戸 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				10%	10%	
12	千葉県	野 田 市	6級地	6%	4%	5%	-2%							

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
12	千葉県	茂原市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6.0%		
12	千葉県	成田市	(独自)	13%	12%	11%	-3%							
12	千葉県	佐倉市	(独自)	9.2%	8%	9%	-2%							
12	千葉県	東金市	6級地	6%	4%	5%	-2%							
12	千葉県	習志野市	(独自)	13%	12%	14%	-3%							
12	千葉県	柏市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				7.0%	8%	
12	千葉県	市原市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
12	千葉県	流山市	(独自)	7.3%	4%	5%	-2%	○				7.5%		
12	千葉県	八千代市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
12	千葉県	我孫子市	(独自)	9.5%	12%	15%	-4%	○				9.5%		追加報告
12	千葉県	鎌ケ谷市	(独自)	7.5%	4%	5%	-2%	○				6.0%		
12	千葉県	君津市	(独自)	5%	4%	3%	1%							
12	千葉県	富津市	(独自)	5%	8%	9%	-2%							
12	千葉県	浦安市	4級地	12%	8%	11%	-4%							
12	千葉県	四街道市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
12	千葉県	袖ケ浦市	(独自)	11.9%	12%	15%	-4%							
12	千葉県	八街市	7級地	3%	4%	3%	1%							
12	千葉県	印西市	(独自)	10.2%	12%	15%	-4%							
12	千葉県	白井市	6級地	6%	4%	5%	-2%							
12	千葉県	酒々井町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
12	千葉県	栄町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
12	千葉県	山武市	7級地	3%	4%	3%	1%							
12	千葉県	大網白里市	(独自)	5.7%	4%	5%	-2%							
12	千葉県	長柄町	(独自)	0%	4%	3%	1%							
12	千葉県	銚子市			4%	2%	—	○				2%		2026年度以降は継続協議
12	千葉県	香取市			4%	2%	—	○				2%	4%	
12	千葉県	神崎町			4%	2%	—	○				2%		
12	千葉県	芝山町	(独自)	3%	4%	2%	—	○				4%	7%	報告有
12	東京都	特別区	1級地	20%	20%	20%	0%	○				20%		
13	東京都	八王子市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	立川市	4級地	12%	16%	14%	4%	○				14%	16%	段階的引き上げ (現行12%⇒2025年度14%⇒2026年度16%)
13	東京都	武蔵野市	2級地	16%	16%	16%	0%	○				18%		
13	東京都	三鷹市	(独自)	15%	16%	14%	6%	○				16%		
13	東京都	青梅市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	府中市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	昭島市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	調布市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	町田市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	小金井市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	小平市	2級地	16%	16%	16%	0%							
13	東京都	日野市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	東村山市	3級地	15%	16%	15%	1%		○			15%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	国分寺市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	国立市	3級地	15%	16%	15%	1%							
13	東京都	福生市	3級地	15%	16%	15%	1%		○			15%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	狛江市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	東大和市	4級地	12%	16%	14%	4%							
13	東京都	清瀬市	2級地	16%	16%	16%	0%				○			交渉日程未定
13	東京都	東久留米市	(独自)	10%	16%	10%	10%		○			10%		2025年度は10%。2026年度は2025年度人事院勧告を最低基準として保障
13	東京都	武蔵村山市	(独自)	10%	16%	7%	13%							
13	東京都	多摩市	2級地	16%	16%	16%	0%		○			16%		2024年度中に未妥結のため、2025年度は現行支給割合を維持
13	東京都	稲城市	3級地	15%	16%	15%	1%							
13	東京都	羽村市	(独自)	8.5%	16%	10%	10%	○				10%		
13	東京都	あきる野市	5級地	10%	16%	14%	6%	○				14%	16%	現行10%⇒2025年度14%⇒2026年度16%
13	東京都	西東京市	3級地	15%	16%	15%	1%	○				16%		
13	東京都	日の出町	(独自)	8%	16%	4%	—	○				14%		2026年度の支給割合引き上げを求めていく
14	神奈川県	横浜	2級地	16%	16%	16%	0%				○	16%	16%	国基準の変更なし

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
14	神奈川県	川崎 市	2級地	16%	16%	16%	0%				○	16%	16%	国基準の変更なし
14	神奈川県	横須賀 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○	○			11%		2026年度県並(12.45%)を要求
14	神奈川県	平塚 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				16%	16%	条例上付則で対応
14	神奈川県	鎌倉 市	3級地	15%	12%	14%	-3%							
14	神奈川県	藤沢 市 (独自)		13%	16%	14%	4%	○	○			14%	16%	2026年度16%については内定
14	神奈川県	小田原 市	5級地	10%	12%	11%	2%							
14	神奈川県	茅ヶ崎 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				16%	16%	国基準を上回る(+4%)率で妥結、3月議会上程予定
14	神奈川県	逗子 市 (独自)		12%	12%	14%	-3%	○				12%	12%	
14	神奈川県	相模原 市	4級地	12%	12%	12%	0%				○	12%	12%	国基準の変更なし
14	神奈川県	三浦 市	6級地	6%	12%	10%	6%							
14	神奈川県	秦野 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	段階的に引上げ
14	神奈川県	厚木 市 (独自)		14.1%	16%		0%				○	16%	16%	国基準の変更なし
14	神奈川県	大和 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				12%	12%	
14	神奈川県	伊勢原 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	段階的に引上げ
14	神奈川県	海老名 市	4級地	12%	12%	12%	0%		○		○	12%		近隣他都市を鑑み、国基準を超える引上げを要求
14	神奈川県	座間 市	4級地	12%	12%	12%	0%	○				12%	12%	
14	神奈川県	綾瀬 市 (独自)		10%	12%	10%	6%	○				12%	12%	
14	神奈川県	葉山 町	6級地	6%	12%	10%	6%	○				12%	12%	
14	神奈川県	二宮 町	6級地	6%	12%	10%	6%							
14	神奈川県	大磯 町	6級地	6%	12%	10%	6%							
14	神奈川県	南足柄 市			12%	4%	—	○				10%	12%	段階的に引上げ
14	神奈川県	寒川 町 (独自)		11.8%	12%	4%	—	○				12.45%	12.45%	
14	神奈川県	大井 町 (独自)		3%	12%	4%	—	○				12%	12%	
14	神奈川県	山北 町 (独自)		3.5%	12%	4%	—	○				8%	12%	段階的に引上げ
14	神奈川県	開成 町 (独自)		5%	12%	4%	—	○				12%	12%	
14	神奈川県	湯河原 町 (独自)		3%	12%	4%	—	○				4%	12%	財源不足により人動通りの引上げ不可
14	神奈川県	愛川 町 (独自)		10%	12%	4%	—	○				12%	12%	
15	新潟県	新潟 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%		本年は見直しを行わないとの勧告
16	富山県	富山 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	3/10柴田書記長に電話で確認
16	富山県	舟橋 村	7級地	3%	0%	2%	-3%					0%	0%	現在支給なし(単組なし)
17	石川県	金沢 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
17	石川県	内灘 町	7級地	3%	0%	2%	-3%		○					
18	福井県	福井 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%		
19	山梨県	甲府 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		当面5%
19	山梨県	南アルプス 市	7級地	3%	0%	2%	-3%		○			2%		継続協議の場合、2%
19	山梨県	上野原 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%		3%維持
19	山梨県	昭和 町 (独自)		5%	—	—	—	○				5%		5%維持
20	長野県	長野 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
20	長野県	松本 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
20	長野県	諏訪 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%		3月議会で改正見込み
20	長野県	伊那 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%		
20	長野県	塩尻 市 (独自)		5%	4%	5%	-2%	○				5%		
21	岐阜県	岐阜 市	6級地	6%	4%	5%	-2%		○			5%	4%	決裂ではあるが、組合は今後も協議を継続していく
21	岐阜県	大垣 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%	3%	
21	岐阜県	多治見 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%	3%	
21	岐阜県	美濃加茂 市	7級地	3%	0%	2%	-3%							
21	岐阜県	各務原 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%	3%	
21	岐阜県	可児 市	7級地	3%	0%	2%	-3%							
21	岐阜県	瑞穂 市	7級地	3%	0%	2%	-3%							
22	静岡県	静岡 市	6級地	6%	8%	7%	2%							
22	静岡県	浜松 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
22	静岡県	沼津 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
22	静岡県	三島 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		当局「人動どおり」→周辺自治体の状況をみて。交渉継続中
22	静岡県	富士宮 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		周辺自治体を見ながらスタート
22	静岡県	富士 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		令和8年度以降は継続協議
22	静岡県	磐田 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%		6%で現状維持。
22	静岡県	焼津 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	当局「人動どおり」事務折衝時にR7は3%、R8は4%と回答あり。
22	静岡県	掛川 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		人動以上を要求。まだ交渉中（多分3%）
22	静岡県	藤枝 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				4%		当局「人動どおり」
22	静岡県	御殿場 市	6級地	6%	4%	5%	-2%							
22	静岡県	袋井 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		人動以上を要求

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
22	静岡県	裾野市	(独自)	8%	12%	14%	-3%	○				8%	継続協議	現地域手当8%（国15%）。 人勤準拠12%要求しているが8%回答。
22	静岡県	菊川市			4%	2%	—	○				2%		人勤以上を要求
22	静岡県	東伊豆町			4%	2%	—	○				2%		最終的な取扱いは未定
22	静岡県	松崎町			4%	2%	—	○				2%		最終的な割合については未定
22	静岡県	西伊豆町			4%	2%	—	○				2%		今後の4%に向けては未定
22	静岡県	森町			4%	2%	—	○				2%		一次回答では人事院勧告どおりとのこと
23	愛知県	名古屋市中区	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				15%		名古屋市中人勤による
23	愛知県	豊橋市	7級地	3%	8%	6%	5%							
23	愛知県	岡崎市	(独自)	10.5%	8%	7%	2%	○				11%		
23	愛知県	一宮市	(独自)	6%	8%	6%	5%							
23	愛知県	瀬戸市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	半田市	(独自)	6%	8%	6%	5%							
23	愛知県	春日井市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	豊川市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	津島市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				8%		
23	愛知県	碧南市	(独自)	8%	8%	7%	2%							
23	愛知県	刈谷市	2級地	16%	12%	15%	-4%							
23	愛知県	豊田市	2級地	16%	12%	15%	-4%	○				16%		
23	愛知県	安城市	(独自)	12%	8%	7%	2%							
23	愛知県	西尾市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	犬山市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	常滑市	7級地	3%	8%	6%	5%	○				8%		
23	愛知県	江南市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	小牧市	(独自)	6%	8%	6%	5%							
23	愛知県	稲沢市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				8%		
23	愛知県	東海市	(独自)	10%	8%	7%	2%							
23	愛知県	大府市	(独自)	10%	8%	7%	2%							
23	愛知県	知多市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	知立市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	尾張旭市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	豊明市	(独自)	10%	12%	14%	-3%	○				12%		
23	愛知県	日進市	(独自)	13%	12%	15%	-4%	○				12%		
23	愛知県	愛西市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	田原市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	弥富市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	みよし市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	豊山町	6級地	6%	8%	7%	2%	○				8%		
23	愛知県	飛島村	(独自)	6%	8%	6%	5%							
23	愛知県	清須市	(独自)	8%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	北名古屋市中区	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	長久手市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
23	愛知県	あま市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	岩倉市	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	東郷町	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	大治町	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	蟹江町	6級地	6%	8%	7%	2%							
23	愛知県	大口町	7級地	3%	8%	6%	5%							
23	愛知県	扶桑町	7級地	3%	8%	6%	5%							
23	愛知県	阿久比町	7級地	3%	8%	6%	5%							
23	愛知県	東浦町	7級地	3%	8%	6%	5%							
24	三重県	津市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		
24	三重県	四日市市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%		
24	三重県	桑名市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				7%	8%	
24	三重県	鈴鹿市	4級地	12%	8%	11%	-4%	○				11%		
24	三重県	名張市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
24	三重県	伊賀市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
24	三重県	亀山市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		
24	三重県	木曽岬町	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
24	三重県	東員町	7級地	3%	4%	3%	1%	○				4%		
24	三重県	菟野町	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%		
24	三重県	朝日町	(独自)	4.0%	4%	3%	1%	○				4%		
24	三重県	川越町	(独自)	4.5%	4%	2%	4%	○				4%		
25	滋賀県	大津市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
25	滋賀県	彦根市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
25	滋賀県	長 浜 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
25	滋賀県	草 津 市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
25	滋賀県	守 山 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
25	滋賀県	栗 東 市	5級地	10%	8%	9%	-2%							
25	滋賀県	甲 賀 市（独自）	5%	4%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
25	滋賀県	湖 南 市	7級地	3%	4%	3%	1%					3%	4%	
25	滋賀県	東 近 江 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
25	滋賀県	近 江 八 幡 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	野 洲 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	高 島 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	米 原 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	竜 王 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	愛 荘 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	甲 良 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
25	滋賀県	多 賀 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
26	京都府	京 都 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○	○			10%	未定	10%維持で交渉継続
26	京都府	宇 治 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○	○			7%		
26	京都府	亀 岡 市	6級地	6%	8%	7%	2%					7%		国に準じて段階的に見直し
26	京都府	城 陽 市	7級地	3%	8%	6%	5%	○				6%		
26	京都府	向 日 市	6級地	6%	8%	7%	2%							
26	京都府	長 岡 京 市（独自）	13%	12%	15%	-4%								
26	京都府	八 幡 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○	○			7%		
26	京都府	京 田 辺 市（独自）	10%	8%	11%	-4%	○					10%	8%	3年間で8%に下げる
26	京都府	木 津 川 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				7%		
26	京都府	精 華 町	6級地	6%	8%	7%	2%							
26	京都府	大 山 崎 町（独自）	4%	8%	6%	5%								
26	京都府	福 知 山 市			8%	4%	—	○	○			4%		
26	京都府	八 幡 市			8%	4%	—	○				7%		
26	京都府	京 丹 後 市			8%	4%	—	○				4%		
26	京都府	久 御 山 町（独自）	4%	8%	4%	—	○					8%		不交付団体。自主財源で初年度に8%獲得。
26	京都府	井 手 町			8%	4%	—	○				4%		
26	京都府	宇 治 田 原 町			8%	4%	—	○				4%		
26	京都府	笠 置 町			8%	4%	—	○				4%		
27	大阪府	大 阪 市	2級地	16%	16%	16%	0%				○	16%	16%	現行通り
27	大阪府	堺 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	
27	大阪府	岸 和 田 市	6級地	6%	12%	10%	6%							
27	大阪府	豊 中 市	4級地	12%	12%	12%	0%	○			○	12%	12%	現行通り
27	大阪府	池 田 市	3級地	15%	12%	14%	-3%		○					
27	大阪府	吹 田 市	4級地	12%	16%	14%	4%							
27	大阪府	泉 大 津 市	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	高 槻 市	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				14%	12%	
27	大阪府	貝 塚 市	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	守 口 市	2級地	16%	12%	15%	-4%	○				15%	12%	
27	大阪府	枚 方 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	
27	大阪府	茨 木 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	
27	大阪府	八 尾 市	5級地	10%	12%	11%	2%		○			11%	12%	
27	大阪府	泉 佐 野 市	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	富 田 林 市	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	寝 屋 川 市	4級地	12%	12%	12%	0%				○	12%	12%	現行通り
27	大阪府	河 内 長 野 市	6級地	6%	12%	10%	6%							
27	大阪府	松 原 市	4級地	12%	12%	12%	0%				○	12%	12%	現行通り
27	大阪府	大 東 市	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				14%	12%	勤務条件の改善などを交渉中
27	大阪府	和 泉 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	
27	大阪府	箕 面 市	4級地	12%	12%	12%	0%				○	12%	12%	現行通り
27	大阪府	柏 原 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	
27	大阪府	羽 曳 野 市	4級地	12%	12%	12%	0%							
27	大阪府	門 真 市（独自）	14%	12%	14%	-3%	○					14%	12%	
27	大阪府	摂 津 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	
27	大阪府	高 石 市（独自）	11%	12%	14%	-3%								
27	大阪府	藤 井 寺 市	6級地	6%	12%	10%	6%							
27	大阪府	東 大 阪 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				11%	12%	
27	大阪府	泉 南 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	
27	大阪府	四 條 畷 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	
27	大阪府	交 野 市	5級地	10%	12%	11%	2%	○				10%	12%	
27	大阪府	大 阪 狭 山 市	3級地	15%	12%	14%	-3%		○			14%	12%	引き上げ時の経過を踏まえ生涯資金回復の観点から継続協議
27	大阪府	阪 南 市	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	
27	大阪府	熊 取 町	6級地	6%	12%	10%	6%	○				10%	12%	

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
27	大阪府	田 尻 町	6級地	6%	12%	10%	6%					10%	12%	
27	大阪府	岬 町	6級地	6%	12%	10%	6%					10%	12%	
27	大阪府	太 子 町	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	島 本 町	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	豊 能 町	6級地	6%	12%	10%	6%		○			10%	12%	
27	大阪府	忠 岡 町	6級地	6%	12%	10%	6%					10%	12%	
27	大阪府	河 南 町	6級地	6%	12%	10%	6%							
27	大阪府	千 早 赤 阪 村	6級地	6%	12%	10%	6%					10%	12%	
27	大阪府	能 勢 町			12%	4%	—		○			4%	12%	
28	兵庫県	神 戸 市	4級地	12%	8%	11%	-4%	○				12%		2026年度以降は改めて協議
28	兵庫県	姫 路 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	4%にアップはするが、国の改定時期が未定なため、姫路市でのアップは未定。ただし国に遅れることなく実施することは確認
28	兵庫県	尼 崎 市	5級地	10%	8%	9%	-2%					9%	8%	10%→8% ただし、特別昇給の実施（2%分） ①行政職給料表 下記の者に対し特別昇給を実施する。2級+3号、3級+6号、4級+6号、5級+6号 ※55歳昇給停止者・定年延長者に対しても同様に措置。 ②技能労務職給料表 2級+3号、3級+6号、4級+6号 ※55歳昇給停止者・定年延長者に対しても同様に措置する。 対象外となる者 1級、6級（課長級）以上、給料表最高号給者、再任用
28	兵庫県	明 石 市	6級地	6%	8%	7%	2%	○				7%	8%	
28	兵庫県	西 宮 市	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				14%	12%	人動通りではあるが、各年度ごとに情勢に応じた協議を行う。
28	兵庫県	芦 屋 市	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				14%	12%	3年間で段階的に引き下げ、会計年度は1年毎に基礎号給の1号引き上げ提案、2025年度の未合意。2026年度は継続協議。
28	兵庫県	伊 丹 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	現行10%から、9%（2025年度）→8%（2025年度）1%ずつ減としつつも、今後も他都市動向等を総合的に判断し労使協議していくことを確認。 2025年度の地域手当1%減に対して特別昇給実施（全正規職員に1号）。
28	兵庫県	加 古 川 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	2026年度4%見込み
28	兵庫県	赤 穂 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	2026年度以降は改めて協議
28	兵庫県	宝 塚 市	3級地	15%	12%	14%	-3%	○				14%	12%	2025年度～2027年度まで1%ずつ削減「年度毎に他都市状況等も踏まえて労使協議」で妥結。 ただし、条例改正は人事院勧告通り。
28	兵庫県	三 木 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	2026年度4%見込み
28	兵庫県	高 砂 市	(独自)	5%	8%	9%	-2%	○				5%	8%	26年度6%、27年度7%、28年度8%
28	兵庫県	川 西 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
28	兵庫県	三 田 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
28	兵庫県	猪 名 川 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
28	兵庫県	洲 本 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度の支給割合は改めて協議・交渉
28	兵庫県	相 生 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	豊 岡 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	西 脇 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度4%見込み
28	兵庫県	小 野 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度4%見込み
28	兵庫県	加 西 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度4%見込み
28	兵庫県	丹 波 篠 山 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	養 父 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	丹 波 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	南 あ わ じ 市			4%	2%	—	○				4%	4%	
28	兵庫県	朝 来 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	淡 路 市			4%	2%	—	○				4%	4%	

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
28	兵庫県	宍 粟 市			4%	2%	—	○				2%	4%	当局より段階的な引き上げについては、 人勤に準じるとの回答のみでR8年度以降 の具体的な回答なし。
28	兵庫県	加 東 市			4%	2%	—	○				2%	4%	26年度以降4 %で覚書締結
28	兵庫県	た つ の 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	多 可 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の支給割合は決定していない。
28	兵庫県	稲 美 町	(独自)	3%	4%	2%	—	○				3%	4%	
28	兵庫県	播 磨 町	(独自)	3%	4%	3%	—	○				3%	4%	
28	兵庫県	市 川 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の支給割合は決定していない。
28	兵庫県	福 崎 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の支給割合は決定していない。
28	兵庫県	神 河 町			4%	2%	—	○				2%	4%	25年度2 %、26年度4 %で覚書締結
28	兵庫県	太 子 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	上 郡 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の支給割合は決定していない。
28	兵庫県	佐 用 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
28	兵庫県	香 美 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2025.4～4%(但し2025年度は2%) 会計年度任用職員は、継続協議
28	兵庫県	新 温 泉 町			4%	2%	—	○				2%	4%	2025.4～4%(但し2025年度は2%) 会計年度任用職員は、継続協議
29	奈良県	奈 良 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				10%	未定	
29	奈良県	大 和 高 田 市	(独自)	4%	4%	5%	-2%	○				4%	4%	
29	奈良県	大 和 郡 山 市	(独自)	7.5%	8%	9%	-2%							
29	奈良県	天 理 市	(独自)	6%	8%	11%	-4%	○				6%	6%	
29	奈良県	橿 原 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
29	奈良県	桜 井 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
29	奈良県	生 駒 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5.5%	4%	現行6 %から0.5%ずつ4年かけて引き下げ
29	奈良県	香 芝 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					5%	4%	
29	奈良県	宇 陀 市	7級地	3%	4%	3%	1%					3%	未定	
29	奈良県	王 寺 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	葛 城 市	6級地	6%	4%	5%	-2%							未把握
29	奈良県	平 群 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
29	奈良県	三 郷 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	斑 鳩 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							未把握
29	奈良県	安 堵 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	上 牧 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	広 陵 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	河 合 町	6級地	6%	4%	5%	-2%							
29	奈良県	御 所 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
29	奈良県	川 西 町	7級地	3%	4%	3%	1%							
29	奈良県	三 宅 町	7級地	3%	4%	3%	1%	○				4%	4%	
29	奈良県	田 原 本 町	7級地	3%	4%	3%	1%							
29	奈良県	五 條 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
29	奈良県	曽 爾 村			4%	2%	—	○				2%	4%	
29	奈良県	御 杖 村			4%	2%	—	○				2%	4%	
29	奈良県	高 取 町			4%	2%	—	○				4%	4%	
29	奈良県	大 淀 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
29	奈良県	十 津 川 村			4%	2%	—	○				2%	4%	
29	奈良県	東 吉 野 村			4%	2%	—	○				2%	4%	
30	和歌山県	和 歌 山 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○		○		5%	4%	2024確定では一旦、人勤どおり4% （2025年度は5%）で妥結したが、和歌 山県職労の状況（5%→5%、詳細は別 シートに記載）を受け、当局としても引 き下げとなれば人材流出の懸念や今後の 人材確保に影響するとの判断から再 協議に応じ、協議してきた。（組合とし ては、県職労と同率（5%）ではなく、 現行（6%）以上を要求・協議） しかし、これまでの人勤準拠を基本とし てきたことや財政課題等の理由から、 2025年度（4月）に6%とすることは困 難との回答。2025年度は人勤どおり5% となった。 組合としては、2026年度から再度5% （以上）とするべく、引き続き交渉を実 施していく。

2024自治体確定闘争「地域手当」交渉結果報告【市町村】

2025年2月集約分

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
30	和歌山県	橋 本 市	6級地	6%	4%	5%	-2%							橋本市としては、自治労未加盟のため不明
33	岡山県	岡 山 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
33	岡山県	倉 敷 市	非支給	0%	4%	2%	4%	○				2%	4%	
34	広島県	広 島 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
34	広島県	三 原 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	4％への引き上げ時期は国の通知待ち
34	広島県	東 広 島 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
34	広島県	廿 日 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
34	広島県	海 田 町	7級地	3%	4%	3%	1%							
34	広島県	坂 町	7級地	3%	4%	3%	1%							
34	広島県	府 中 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%	4%	
34	広島県	呉 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度に4%支給
34	広島県	竹 原 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度に4%支給
34	広島県	尾 道 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の4％への上げ率は別途協議
34	広島県	福 山 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	府 中 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	三 次 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	庄 原 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	大 竹 市			4%	2%	—	○				4%		
34	広島県	安 芸 高 田 市			4%	2%	—	○				2%	4%	2026年度以降の4％への上げ率は別途協議
34	広島県	江 田 島 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	熊 野 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	安 芸 太 田 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	北 広 島 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
34	広島県	大 崎 上 島 町			4%	2%	—					2%	4%	
34	広島県	世 羅 町			4%	2%	—	○				2%	4%	会計年度任用職員も同様
34	広島県	神 石 高 原 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
35	山口県	周 南 市	7級地	3%	0%	2%	-3%							
36	徳島県	徳 島 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%		
36	徳島県	鳴 門 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%		
36	徳島県	阿 南 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%		
37	香川県	高 松 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				5%		当局提案は2025年度5％に引き下げ提案
37	香川県	坂 出 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				3%	3%	3％据え置きで妥結
37	香川県	三 木 町	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%		
40	福岡県	北 九 州 市	7級地	3%	4%	3%	1%	○				3%	4%	
40	福岡県	福 岡 市	5級地	10%	8%	9%	-2%			○		10%	未定	
40	福岡県	筑 紫 野 市（独自）	6%	4%	3%	1%	○					6%	6%	
40	福岡県	春 日 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				9%	8%	
40	福岡県	大 野 城 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
40	福岡県	太 宰 府 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
40	福岡県	糸 島 市	6級地	6%	4%	5%	-2%					6%	6%	
40	福岡県	古 賀 市（独自）	6%	4%	3%	1%	○					8%	8%	2025年度から7％で要求
40	福岡県	福 津 市	5級地	10%	8%	9%	-2%	○				10%		継続協議中
40	福岡県	宇 美 町	7級地	3%	4%	3%	1%					6%	6%	
40	福岡県	新 宮 町	6級地	6%	4%	5%	-2%					6%	6%	
40	福岡県	粕 屋 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
40	福岡県	那 珂 川 市	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
40	福岡県	篠 栗 町（独自）	6%	4%	3%	1%	○							町長選挙等により現段階では未交渉。
40	福岡県	志 免 町	6級地	6%	4%	5%	-2%	○				6%	6%	
40	福岡県	須 恵 町（独自）	6%	4%	3%	1%						6%	6%	
40	福岡県	久 山 町（独自）	6%	4%	3%	1%	○					6%	6%	
40	福岡県	大 牟 田 市			4%	2%	—	○				2%	4%	R10までに4％を確認
40	福岡県	久 留 米 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	直 方 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	飯 塚 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	田 川 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	柳 川 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	八 女 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	筑 後 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	大 川 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	行 橋 市			4%	2%	—	○				2.5%	4%	
40	福岡県	豊 前 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	中 間 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	小 郡 市			4%	2%	—	○				2%	4%	

			2014勧告		2024勧告			交渉状況				妥結結果		備考
	県	自治体名	2014勧告 基準級地 区分	2014勧告 基準支給 割合	新支給 割合	2025年度 支給割合	国基準か らの変動	妥結	継続協議	次年度協 議（今年 度提案見 送り）	その他	2025年度 支給割合	最終的な 支給割合	
40	福岡県	宗 像 市	(独自)	5%	4%	2%	—	○				8%	8%	
40	福岡県	う き は 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	宮 若 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	嘉 麻 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	朝 倉 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	み や ま 市			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	芦 屋 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	水 巻 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	岡 垣 町			4%	2%	—	○				2%	未定	令和8年度以降は未定。継続協議。
40	福岡県	遠 賀 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	小 竹 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	鞍 手 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	桂 川 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	筑 前 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	東 峰 村			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	大 刀 洗 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	大 木 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	広 川 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	香 春 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	添 田 町			4%	2%	—	○				4%	4%	
40	福岡県	糸 田 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	川 崎 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	赤 村			4%	2%	—	○				4%	4%	
40	福岡県	福 智 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	刈 田 町	(独自)	3%	4%	2%	—	○				4%	4%	
40	福岡県	み や こ 町	(独自)	2%	4%	2%	—			○		2%	継続協議	
40	福岡県	吉 富 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	上 毛 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
40	福岡県	築 上 町			4%	2%	—	○				2%	4%	
42	長崎県	長 崎 市	7級地	3%	0%	2%	-3%	○				2%	0%	

Ⅱ 2025自治労春闘中間総括（案）について

1. はじめに

自治労は、2025春闘方針について、12月の春闘討論集会での議論を踏まえ、2025年1月に開催した第167回中央委員会において決定した。

春闘方針では、2025春闘は物価を上回る賃上げを実現し、持続的な賃上げへとつなげる重要な機会と位置づけた上で、春闘の結果が人事院・人事委員会勧告に影響していくことを踏まえれば、連合・民間労組とともに、「1年のたたかいのスタート」として春闘をたたかい、その成果を秋の賃金確定闘争につなげていくことが重要であることを確認した。

その上で、2023春闘以来、自治労春闘スローガンとしてきた「あなたの声ではじまる春闘」を今春闘でも引き継ぎ、春闘の取り組みにあたっては、組合員の意見や要望を丁寧に聞き取り、また職場点検を通じて職場実態を把握し、要求―交渉につなげていくこととした。

そうしたことを踏まえ、2025春闘方針では、業務量に見合った「人員の確保」を全単組が取り組む最重点課題として掲げ、また働き続けられる職場の実現にむけ、「賃金の点検・運用改善」、「長時間労働の是正・適切な労働時間管理」、「ハラスメント防止対策」などの課題について、少なくとも「1単組・1要求」を行うこととした。

さらに、自治体における指定管理などで公共サービスを担う民間労働者の賃上げを支援するためにも、労務費などの適切な価格転嫁の推進も重要な取り組み課題と位置づけ、指定管理料の引き上げなどの適切な価格転嫁や、その賃上げ原資となる財源の確保を含めて、自治体単組が公共民間単組と連携して取り組むことを盛り込んだ。

全県本部・単組で実施したストライキ批准投票については、77.60%（2月25日時点）の批准率となり、2月28日の第3回県本部代表者会議・第2回拡大闘争委員会において闘争指令権が確立された。ヤマ場の取り組みでは、3月14日に統一行動日を設定したのは34県本部（一部単組のみ設定の県本部も含む）で、独自の統一行動日を設定したのは8県本部だった。また統一行動日を設定していないのは5県本部となった。

なお、「公共サービス民間労組」の春闘結果調査については、2024春闘と同様、指定管理職場や委託職場が多く、年度末に指定管理や委託の選定、継続（予算決定を含む）が決定された後の4月から春闘交渉が本格化することなどから、別途調査・総括し、8月開催の公共民間評議会総会で報告することとした。

2. 連合春闘の経過と結果

連合は、2025春闘は「2025年は四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打ち、動き始めた賃金・経済・物価を安定した巡行軌道に乗せる年」として、各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の要求指標を掲げるとともに、中小組合においては6%以上とした。

そうした中、4月17日に公表された2025春季生活闘争の第4回回答集計（4月15日時点）では、平均賃金方式で回答を引き出した3,115組合の加重平均（ベースアップと定期昇給をあわせた賃上げ率）は17,015円・5.37%となった。また、そのうち組合員300人未満の中小組合においては、1,958組合の加重平均で13,283円・4.97%となった。

<平均賃金方式（加重平均）2025回答> ※4月17日公表

集計組合数	定昇相当込み賃上げ率		昨年対比
	額	率	
3,115組合	17,015円	5.37%	1,228円増 0.17ポイント増
大手（組合員1,000人以上） 445組合	17,707円	5.43%	1,305円増 0.19ポイント増
中小（組合員300～999人） 712組合	15,478円	5.22%	598円増 0.03ポイント減
中小（組合員300人未満） 1,958組合	13,283円	4.97%	1,113円増 0.22ポイント増

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ要求については、加重平均で時給70.08円、月給11,397円となり、一般組合員（平均賃金方式）を上回る結果となった。

<有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（加重平均）2025回答> ※4月17日公表

集計組合数	賃上げ額	賃上げ率	昨年対比
237組合（時給）	70.08円	6.06%	3.64円増
80組合（月給）	11,397円	4.79%	2,045円減

以上の結果、2025連合春闘においては、物価高や人手不足などの課題を背景に、満額回答が相次ぎ、2年連続賃上げ5%を超えた。一方、中小企業組合も健闘しているものの、大企業組合の賃上げ率・額には及ばず、依然として大企業組合と中小企業組合の格差は是正されていない。こうした背景には、労務費の適切な価格転嫁が徐々に浸透してきてはいるものの、いまだ多くの中小企業において賃上げ原資につながる適切

な価格転嫁が十分に進んでいないことにある。賃上げの流れを中小・零細企業などで働く労働者に波及させていくためにも、官民を問わず、労務費の反映を含めた取引価格の適正化を進めるとともに、労働組合が精力的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

また、昨今は労働人口の減少による人手不足を背景に人材獲得競争が激化しているため、2025年春闘においても賃上げが進み、とりわけ初任給の引き上げが相次いでいる。一方、新卒や若年層の賃上げに重点が置かれるあまり、中高年層の賃上げ幅は相対的に小さくなっていることが課題として挙げられており、すべての世代における賃上げが求められている。

3. 公務労協・公務員連絡会の政府・人事院等に対する取り組み および自治労の総務省に対する取り組み

(1) 国家公務員制度担当大臣交渉の取り組み

公務員連絡会は、2月17日に平国家公務員制度担当大臣に対して要求書を提出し、3月3日に内閣人事局内閣審議官を相手として幹事クラス交渉、3月12日に内閣人事局人事政策統括官を相手として書記長クラスの交渉を重ね、3月24日に委員長クラスによる最終交渉を行い、春の段階の最終回答を引き出した。

平大臣からは、

- ① 優秀な人材を確保し、国家公務員の職員の皆様が働きがいを持って生き生きと働けるよう、私の立場からも国家公務員の処遇改善にむけて取り組んでいきたい。引き続き、現場の実情を含め、皆様からのご提案をいただきながら、前に進めるので、皆様方のご協力をお願いする。
- ② 2025年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定したいと考えている。その際には、皆様とも十分に意見交換を行う。
- ③ 非常勤職員については、引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取り組みを進めてまいる。
- ④ 自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、引き続き皆様と誠実に意見交換しつつ、慎重に検討してまいる。

などと回答があり、最後に、職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努めるとの認識が示された。

※ 各交渉の具体的な内容は自治労情報2025第0020号（2月17日）、自治労情報2025第0030号（3月3日）、自治労情報2025第0041号（3月13日）、自治労情報2025第0048号（3月24日）を参照のこと。

(2) 人事院交渉の取り組み

公務員連絡会は、2月19日に川本人事院総裁に対して要求書を提出し、3月5日に人事院職員団体審議官を相手とした幹事クラス、3月13日に人事院職員福祉局長および給与局長を相手とした書記長クラスの交渉を重ね、3月18日には川本総裁より以下の最終回答を引き出した。

川本総裁の回答要旨は以下の通り。

- ① 人事院は、労働基本権制約の代償措置としての勧告制度の意義や役割を踏まえ、情勢適応の原則に基づき、必要な勧告を行うことを基本に臨むこととしている。俸給や一時金は、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、適切に対処する。諸手当は、民間の状況、官民較差の状況等を踏まえ、必要となる検討を行っていく。
- ② 特地勤務手当等については、2025年度に支給官署の見直しの成案が得られるよう、必要な検討を行っていく。自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当については、今後とも、ガソリン価格の動向にも留意しつつ、定期的に民間企業の支給状況を把握し、必要な検討を行っていく。職務ベースの報酬設定、能力・実績主義の徹底に必要な施策の実装にむけては、人事行政諮問会議の議論も踏まえつつ、職員団体を含む関係者の意見も伺いながら、必要な検討を行っていく。

定年の引き上げに伴う給与カーブの在り方については、公務における人事管理の変化や、民間における高齢層従業員の給与水準の状況等を注視しつつ、職員団体の意見も伺いながら、職員の役割・貢献に応じた処遇の観点から、他の制度と一体で引き続き検討を行っていく。

- ③ 超過勤務の縮減については、勤務時間調査・指導室において、超過勤務時間の適正な管理について指導を行うとともに、他律部署と特例業務の範囲が必要最小限のものとなるよう指導を行ってきた。2024年度には調査・指導を更に充実させており、引き続き適切に各府省に対する指導を行っていく。両立支援、職員の休暇、休業等については、これまでも民間の普及状況等を見ながら改善を行ってきた。引き続き、職員団体の意見も伺いながら必要な検討を行っていく。勤務間のインターバル確保については、制度の内容の各職場への浸透が重要である。調査・研究事業の結果も踏まえながら、引き続き周知・取り組みの強化をはかっていく。
- ③ 非常勤職員の任用、勤務条件等については、その適切な処遇等を確保するため、法律や人事院規則等で規定しており、これまでも民間の状況等も考慮しつつ改善を行ってきた。引き続き、職員団体の意見も伺いながら必要な検討を行っていく。

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取り組みが進んでいる。指針に基づく各府省の取り組み状況については、定期的にフォローアップし、必要な指導を行うなど、引き続き、常勤職員の給与とのバランスをより確保しうよう取り組んでいく。

- ④ 人事行政諮問会議において最終提言の取りまとめにむけた議論を重ねられてきた。今後、人事行政諮問会議における議論や最終提言も踏まえ、取り組みを進めていくことと

なるが、その際には、職員団体の意見も伺いながら検討を行っていく。

※ 各交渉の具体的な内容は、自治労情報2025第0022号（2月19日）、自治労情報2025第0033号（3月5日）、自治労情報2025第0041号（3月13日）、自治労情報2025第0048号（3月24日）を参照のこと。

（３） 総務省交渉の取り組み

公務労協地方公務員部会は、2月21日に総務大臣に対して要求書を提出、3月11日に幹事クラスによる公務員課長との中間交渉を実施し、3月25日に書記長クラスが公務員部長との交渉を実施し、最終回答を引き出した。

小池公務員部長の回答要旨は以下の通り。

- ① 2024年人事委員会勧告を踏まえた給与の増額改定等により、2025年度の地方財政計画において、給与改定所要額7,651億円を計上するとともに、年度途中の給与改定に対応できるよう、給与改善費として2,000億円を計上している。
- ② 時間外勤務の縮減については、職員の心身の健康の維持、ワーク・ライフ・バランスの確保等の観点から重要な取り組みであると認識しており、これまでも積極的に取り組みを進めるよう、自治体に対し助言を行ってきた。昨年12月には、2023年度の時間外勤務の状況を踏まえ、改めて制度の実効的な運用にむけた留意点を通知するとともに、勤務間のインターバル確保に資する自治体の好事例も併せて情報提供している。
- ③ 職員の健康管理及び職場の安全衛生管理の体制の確立については、任命権者が労働安全衛生法の趣旨にのっとり、主体的に実施するものであり、各地方自治体において、体制の整備が進められているものと認識している。
- ④ 昨年12月に公表した各種ハラスメント対策の取り組み状況調査の公表に合わせて、未措置の団体には、速やかに必要な措置を講ずるよう要請するとともに、措置を講じている団体には、体制を整備して終わりではなく、日頃から職員の意識啓発等を行うとともに職場環境に対するチェックを行い、特に未然の防止対策を十分に講ずることなどについて助言を行ったところである。
- ⑤ 会計年度任用職員の期末・勤勉手当については、適切に支給されることが必要であり、必要な財源については、期末手当等の経費について、2020年度の地方財政計画において、1,738億円を計上、2021年度以降、制度の平年度化による経費の増を踏まえ、664億円を計上、また、勤勉手当等の経費について、2024年度に、1,810億円を計上するなど、制度を円滑に運用できるようしっかり確保している。
- ⑥ 定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、原則として常時勤務を要する職に再任用する旨、2022年3月に通知している。再任用職員の給与については、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、国家公務員の取り扱いを踏まえ、各地方公共団体の条例において適切に定められるべきものと考えている。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2025第0026号（2月21日）、自治労発2025第0282号（3月11日）、自治労情報2025第0049号（3月25日）を参照のこと。

（４） 全人連交渉の取り組み

公務労協地方公務員部会は2月6日、全国人事委員会連合会（全人連）に対し、2025年度地方公務員の賃金・労働条件等に関する要請書を提出した。全人連からの回答は以下の通り。

本年の春季労使交渉では、物価上昇や人材確保への対応を契機に、労使間において、賃金引き上げの動きがどこまで広がるかについて議論されており、今後の行方を注意深く見ていく必要がある。現在、人事院及び各人事委員会では、民間給与の実態を的確に把握できるように、本年の民間給与実態調査の実施に向け、その準備を進めているところ。今後、各人事委員会においては、社会経済の動向なども踏まえながら、本年の勧告に向けた検討を進めていく。全人連として、今後も各人事委員会の主体的な取組を支援するとともに、各人事委員会や人事院との意見交換に努めていく。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2025第0014号（2月6日）、自治労情報2025第0045号（3月17日）を参照のこと。

（５） 自治労の総務省に対する取り組み

自治労は2025春闘の取り組み推進のため、3月5日に総務省公務員部長交渉を実施し、総務省から小池公務員部長らが出席し、以下の回答を引き出した。

- ① 地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえつつ、条例で定められるもの。各地方公共団体においては、国民・住民の理解と納得を得られるよう、適切に給与を決定することが肝要である。引き続き必要な助言を行ってまいる。
- ② 人事院においては、国家公務員の地域手当について、支給割合の差の在り方を今後とも検討することとしている。総務省においても、国の動向を注視しつつ、今後とも、地方公務員の地域手当の在り方について検討を行ってまいる。
- ③ ラスパイレス指数は、同種同等の地方公務員と国家公務員との間で給与水準を比較する際に用いられる指標の1つであり、地方公務員の給料について、給料表、昇給・昇格制度などが適正に運用されているか確認する上で有効なものであると考えている。数字のみで判断するのではなく、制度が適正に運用されているかが、大切な視点である。総務省としては、各地方公共団体において、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている場合は、その適正化をはかるため必要な措置を講じる必要があると考えている。
- ④ 地方公務員の給与処遇については、地方公務員法に規定する均衡の原則に基づく取扱いとすることが必要である。高齢期雇用の給与水準については、国家公務員において、

民間企業の状況を踏まえ、60歳を超える職員の給与を60歳前の7割水準に設定することを受け、地方公務員においても、均衡の原則に基づき、同様の取扱いとすることとしている。また、国において、60歳を超える職員の給与水準の引下げは、当分の間の措置と位置付けられており、地方公務員についても、国家公務員の状況を注視しつつ、引き続き検討してまいる。

- ⑤ 地方公共団体の定員については、各団体において、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていただくことが重要と考えている。一般行政部門の常勤職員数は、近年、増加傾向にあり、総務省としても、地方公共団体の職員数の実態などを勘案して地方財政計画に必要な職員数を計上している。
- ⑥ 複雑化・多様化する行政需要に対応するため、常勤職員に加え、非常勤職員も地方行政の重要な担い手となっていると認識している。ただし、昨年末の通知においても助言しているとおり、個々の職にどのような職員を任用するかについては、各団体において、対象となる職務の内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員や、臨時・非常勤職員などの中から、適切な制度を選択していただくべきもの。その上で、各団体においては、必要な行政サービスを提供できる体制を確保していただくことが重要であると考えている。
- ⑦ 今国会に提出が予定されている労働施策総合推進法の一部改正法案においては、職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等や、職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務について盛り込まれることが検討されているものと承知している。改正法案の動向や連携会議における議論の状況、実態調査等の結果も踏まえて、必要な助言や情報提供を行うなど、自治体におけるカスタマーハラスメント対策を含むハラスメント対策の取り組みを一層推進してまいりたい。
- ⑧ 会計年度任用職員マニュアルにおいて、「常勤職員の初任給基準額を上限の目安とすることなどが考えられる」としていることについては、あくまで定型的・補助的な業務等に従事する事務補助職員にかかる例示に過ぎず、総務省としては、会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、丁寧な助言してきたところ。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2025第0032号（3月5日）を参照のこと。

4. 2025自治労春闘の取り組み結果 （4/10時点：44県本部・1495単組）

（1）2025春闘ストライキ批准状況（公共民間労組報告含む）

ストライキ批准投票は、批准率を高めるため本部として統一した期間設定は行わず、

県本部内で集約日と投票期間を独自に設定し取り組みを進めた。4月7日時点での批准率は77.58%＜2024春闘：77.70%＞、投票率は81.08%＜2024春闘：81.38%＞で批准率および投票率ともに微減という結果となった。

(2) 2025春闘の取り組み状況

① 要求書提出等の取り組み状況

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	全単組比
県本部加盟 単組数	59	85	636	589	126	
要求書提出	37	51	369	258	51	51.2%
交渉実施	32	34	206	122	34	28.6%
妥結状況	14	20	144	106	22	20.5%
書面協定	5	13	86	60	13	11.8%

2025春闘の取り組みは全体的に低調な結果となった。とくに要求書提出率は51.2%となり、昨年に比して約13%減少し、要求書提出率50%未満は20県本部（北海道、青森、宮城、秋田、新潟、茨城、山梨、長野、石川、福井、静岡、岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、岡山、愛媛、熊本）となった。一方、要求書提出率が70%以上は14県本部（要求書提出率100%：富山、島根、香川、大分）のみにとどまった。また、交渉実施においては、28.6%と3割にも至っておらず、要求書を提出したものの交渉実施まで行きつけていない状況がうかがえる。

今春闘においては、最もニーズの高かった意見・要望である「人員確保」を全単組が取り組む最重点課題に設定したものの、春闘期に要求書を提出した単組は全単組の半数程度にとどまる厳しい結果となった。また、春闘期の取り組み状況では、取り組みが進んでいる県本部・単組と、十分に組み立てていない県本部・単組で二極化が拡大しているとともに、こうした状況が春闘に限らず、その他さまざまな闘争期においても常態的な状況になりつつあることも懸念される。

当然のことながら、要求しなければ職場課題の改善は望めず、職員・組合員が働きやすく、働き続けられる職場を作るためには、職場の実態や組合員の声を踏まえて、諸課題を解決していかなければならない。そうしたことから、労働組合として要求書の提出はもとより、「要求－交渉－妥結」という基本的な交渉サイクルを確実に実施することにより、単組の交渉力を底上げしていく必要がある。

② 春闘全国統一行動の参加

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出 単組比
自治労3・14全国統一行動日（3月14日）						

29分時間内食い込み集会の実施	1	0	5	2	2	1.3%
その他、時間外職場集会等の実施	15	14	97	84	11	28.9%

自治労3・14全国統一行動（第2次）では、34県本部が本部の示した統一行動日に統一行動を設定した。そのうち、29分時間内食い込み集会には10単組・要求書提出単組比1.3%＜2024春闘：7単組＞、時間外職場集会や機関紙配布等には221単組・要求書提出単組比28.9%＜2024春闘：223単組＞が取り組んだが、要求書提出単組比で3割にも及ばなかった。改めて、自治労全体で産別統一行動の意義を再確認するとともに、春闘が1年のたたかいのスタートであることを踏まえて、組合員が参画しやすい行動を検討するなど取り組みの強化をはかっていく必要がある。

（3） 組合員の要求ニーズと意見集約の取り組み

① 単組（職場）が重視する要求事項

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出単組比
人員確保	29	42	288	194	38	77.2%
賃金改善	25	34	195	129	36	54.7%
労働時間短縮	21	24	121	74	15	33.3%
職場環境改善 や労働安全衛生活動	16	24	143	78	12	35.6%
その他	1	5	19	16	7	6.3%

例年と同様、「人員確保」のニーズが要求書提出単組比77.2%で最も多い結果となり、次いで、「賃金改善（54.7%）」、「職場環境改善や労働安全衛生活動（35.6%）」が多い結果となった。こうした「人員確保」のニーズが高い背景には、公務に求められるニーズが多様化・複雑化して業務量が増加する一方、それに見合った人員が確保されておらず、さらに公務職場における離職の増加が問題を一層深刻化させているという現状がある。

そうしたことから、こうした現状を踏まえ、職場点検等を通じて実態の把握に努め、必要な人員を当局に対して要求し交渉を進めていくことが求められる。

② 組合員からの意見集約に関する取り組み

設問	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出単組比
執行部で検討・作成	27	41	242	152	31	64.4%
県本部・中央本部のモデル 要求書使用	4	17	197	142	18	49.3%
ウェブ等でアンケートを配	9	13	110	62	13	27.0%

布し意見集約						
職場委員が職場ごとに意見集約	9	11	89	67	12	24.5%
職場点検を通じた実態把握を行い、職場の課題を要求書に反映	12	17	82	55	14	23.5%
評議会等と連携し意見集約	8	11	53	12	1	11.1%
青年部・ユース部が若手組合員の意見集約	11	6	40	12	0	9.0%
会計年度任用職員から意見集約	8	7	33	13	3	8.4%
支部内の職場委員が意見集約	10	11	18	8	0	6.1%
ジェンダー平等の観点から賃金・職場実態を点検	1	1	6	3	0	1.4%

昨年同様、「執行部で検討し作成した」が要求書提出単組比64.4%と最も多い結果となり、次いで、「県本部、中央本部のモデル要求書を使用した」が多い結果となった。一方、その他の意見集約方法は、「ウェブ等でアンケートを配布し意見集約した」、「職場委員が職場ごとに意見集約した」、「職場点検を通じた実態把握を行い、職場の課題を要求書に反映」が挙げられており、要求書を作成する過程で職場実態の把握や組合員からの意見・要望のヒアリングが行われるなど、一定程度、現場ニーズを汲み取り、要求書に反映がなされている傾向にある。しかし、それらの実践はそれぞれ全体の3割にも及ばず、多くは依然として「執行部で検討・作成」や「モデル要求書を使用」が大勢を占めており、自治労春闘スローガンである「あなたの声ではじまる春闘」が実践されているとは言い難い結果となった。

③ 組合員への情報共有の状況（要求内容、交渉・妥結状況など）

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出単組比
職場集会で情報共有	11	19	92	79	11	27.7%
職場委員から直接伝達	3	6	42	42	10	13.4%
機関紙・SNSで情報共有	32	40	295	131	25	68.3%
未周知	4	13	25	20	9	7.4%

組合員への春闘での要求内容や、その後の交渉経過、妥結状況の共有に関しては、「単組の機関紙やSNSでの情報共有」が要求書提出単組比で68.3%と最も多い結果となり、次いで、「職場集会で情報共有」が多い結果となった。一方、「未周知」も7.4%となり、組合員への情報共有がはかられていない実態もある。

労働組合として、組合員から組合費を徴収している以上、組合員や職場の意見を踏ま

えた要求・交渉は当然のことながら、組合員への情報共有や情報提供等も当然果たすべき役割である。今春闘での取り組み中間結果では、職場集会や機関紙・SNSで状況共有を行っている単組も一定あるものの、未周知も7.4%となっており、こうした労働組合の基本的な役割は当然果たすべき責任として、改めて、その必要性を再認識し、今後の取り組みに活かしていく必要がある。

(4) 労使関係ルールの確立

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出 単組比
交渉を実施	8	10	90	62	8	23.2%
合意した、妥結事項を 書面・協定書で確認	1	7	61	55	8	17.2%
春闘期以外で単組独自 で要求、妥結（合意） している	17	23	110	74	25	32.5%
要求したことはない	0	2	26	28	8	7.4%

労使関係ルールに関して要求書を提出した上で、「交渉を実施」したのは要求書提出単組比で23.2%、また、交渉を行い、「合意した、妥結事項を書面・協定書で確認」したのは17.2%にとどまった。また、「春闘期以外で単組独自で要求、妥結（合意）」しているのは、32.5%となった。

労使関係ルールについても、現状、要求書提出と同様に組み立てていない状況がうかがえる。こうした背景には、労使関係によっては、要求や妥結の必要がないと判断されていることも要因に挙げられる。しかし、日常的に良好な労使関係があるにしても、それが継続し続けられるかは不透明であり、さまざまな課題が山積している今日的な状況を踏まえれば、春闘をはじめとして、首長が変わる場合や当局体制の変更などの節目節目において、毎回、労使双方で労使関係のルールを確認しておくことが必要である。

(5) 公務職場の人員確保、賃金・労働条件改善

① 人員確保

人員確保については、611単組、要求書提出単組の79.8%＜2024春闘：66.7%＞が要求した。

今春闘では、人員確保を最重点課題として打ち出したこともあり要求提出単組において要求項目とした割合は昨年より13ポイント高くなり、春闘期からの取り組みの必要性が一定伝わったと言える。ただし、要求は職場点検結果に基づいて具体的に行われるべきであるにもかかわらず、職場点検の実施が要求単組中3割と低いのは課題である。また、基本認識以外の具体の回答を得られた単組は少数にとどまる結果となった。新年度における不足人員を確認するとともに、春闘期に確認した基本認識や採用計画等をもと

に、さらに具体の交渉を積み上げ6月期の人員確保闘争につなげていく必要がある。

		都道府県	県政令市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	要求書提出 単組比／要求比
必要な人員を要求した		28	44	305	200	34	611	79.8%
職場 点検	実施した	13	17	89	49	20	188	30.8%
	していない	12	19	165	123	21	340	55.6%
結果	前進回答あり	9	7	53	44	10	123	20.1%
	協議中	14	19	136	71	15	255	41.7%
前 進 回 答 内 訳	基本認識の確認	11	6	46	39	7	109	
	人員配置、採用 計画等の開示	8	5	32	12	5	62	
	実効ある対策の 具体化	0	0	6	5	0	11	
	災害時に必要な 人員確保	0	1	1	0	0	2	
	休職者の正規職 員での補充	0	1	2	1	0	4	
	条例定数等の見 直し	0	0	3	0	0	3	
	離職防止対策	0	1	3	1	0	5	
	着実な定年引き 上げへの対応	0	0	3	1	0	4	

② 賃金の運用改善

賃金の運用改善については、644単組、要求書提出単組の84.1%が要求した。今春闘の結果、賃金水準の改善で何らかの前進回答があったのは56単組であった。要求内容ごとの結果については下表のとおり。

賃金水準の底上げをはかっていくには、職員の給与実態の把握とめざすべき到達目標を単組として確立した上で、運用改善に取り組むことが不可欠であり、確定闘争につなげていかなければならない。

		都道府県	県政令市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	要求提出 単組比／要求比
要求した		29	47	311	220	37	644	84.1%
初任給改 善	要求した	21	38	237	180	26	502	78.0%
	改善を勝 ち取った	1	3	11	5	1	21	4.2%
	現在協議中	9	15	93	55	9	181	36.1%
昇格運用 の改善	要求した	22	40	245	184	32	523	81.2%
	改善を勝 ち取った	0	0	7	2	1	10	1.9%
	現在協議中	11	18	102	66	15	212	40.5%

		都道府県	県政令市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合 計	要求提出 単組比／ 要求比
上位昇給 の活用	要求した	15	27	196	152	24	414	64.3%
	改善を勝ち取った	0	0	3	0	0	3	0.7%
	現在協議中	5	9	64	46	7	131	31.6%
高齢層職員 の昇給	要求した	25	42	232	172	26	497	77.2%
	改善を勝ち取った	0	1	10	11	0	22	4.4%
	現在協議中	14	17	98	51	10	190	38.2%

③ 中途採用者の賃金改善

中途採用者の賃金改善を要求した単組は、517単組、要求書提出単組の67.5%＜2024春闘：64.1%＞であり、前回より要求項目とした単組が増えた。前進回答があったのは22単組だった。

2月12日に人事院規則9-8の経験年数換算表等が改正されたことを受け、民間職務経験を100%換算することについて春闘要求に追加で盛り込むこととした。総務省はこの改正に対する自治体への対応を情報提供にとどめたため、本部としては助言通知を出すよう求めてきた。さらに岸まきこ参議院議員が、総務委員会において「前歴換算について具体の周知をすべきではないか」と求めたところ、総務省は「中途採用者の給与決定については、地方公務員法の均衡の原則等を踏まえ、国家公務員の制度も考慮し、自治体において適切に対応していただきたい」と回答している。

人事院規則の改正時期が遅かったこともあり、今春闘で前進回答を勝ち取れた単組は少数であったが、労働条件担当者会議であらためて取り組み提起をし、確定闘争につなげていく。

④ 再任用職員の処遇改善

再任用職員の処遇改善については、509単組、要求書提出単組の66.4%が要求した。「職務・級の格付けを改善した」が12単組、「一時金の支給月数を常勤職員と同月数となるよう引き上げた」が5単組であった。

職場では、退職時の級格付けをそのまま維持する定年延長者と再任用職員が混在している状況にある。級格付けは、職務に応じて決定されるものであり、定年延長者と再任用者が同様の職務についている場合は、退職時の級での格付けを求めて取り組む必要がある。

⑤ 会計年度任用職員の処遇改善

要求した単組は、417単組、要求書提出単組の54.4%＜55.0%＞であり、改善を勝ち取ったのは9単組にとどまった。

給与改定により給料表が改善しても、昇給上限等のためにすぐに頭打ちとなり、長年低位に据え置かれている自治体もあることから、運用上の改善に取り組む必要がある。

⑥ 会計年度任用職員の病気休暇の有給化

2024年12月2日に人事院規則が改正されたことを受け、会計年度任用職員の病気休暇の有給化を改めて春闘方針に盛り込んだ。要求単組は424単組、要求書提出単組中55.4%だった。結果として国通りの年10日の有給化を勝ち取った単組が455単組、国以上の有給化を勝ち取った単組が6単組、すでに有給化されているとした単組が134単組だった。継続協議中の単組については、速やかに有給化されるよう引き続きの取り組みが必要である。

⑦ 会計年度任用職員の公募によらない採用の上限回数の撤廃

要求したのは303単組、要求書提出単組中39.6%であった。交渉結果については、「上限を撤廃した」が39単組、「上限を引き上げた」が5単組、また、「すでに公募によらない採用の上限はない」と回答した単組が209単組であった。

国が期間業務職員制度の運用のあり方を見直し、公募によらない採用の上限回数を2回までとする規定を削除したことを受け、上限回数を設けている単組は、速やかに撤廃を求めなければならない。

(6) 働きやすい職場づくりにむけた取り組み

① 長時間労働の是正と休暇取得

長時間労働の是正と確実な休暇取得等について要求したのは651単組、要求書提出単組中85.0%だった。

総務省調査によると、職員本人からの自己申告のみにより勤務時間の管理を実施している団体がいまだ446団体(24.9%)存在する。長時間労働の実態を証明するには、客観的な出退勤時間の把握が大前提であり、タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等、勤務時間の把握を速やかに行うよう求めなければならない。また、週休日の振替についてもいまだ不適切な運用が残っている自治体においては、引き続きの取り組みが必要である。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	要求書提出単組比
長時間労働の是正と確実な休暇取得等について要求した		30	46	324	217	34	651	85.0%
適正な労働時間管理と長時間労働の是正について要求した		29	45	304	199	30	607	93.2%
結果	前進回答あり	1	3	18	10	6	38	6.3%

結果	協議中	12	17	128	59	10	226	37.2%
36協定または準ずる書面協定の締結を要求した		14	29	203	162	23	431	37.2%
結果	前進回答あり	7	16	68	34	14	139	32.3%
	協議中	2	5	39	28	2	76	17.6%
年5日以上の有給取得と週休日の振替運用の適正化について要求した		11	26	228	178	24	467	71.7%
結果	前進回答あり	1	3	19	18	6	47	10.1%
	協議中	5	8	87	48	6	154	33.0%

② ハラスメント対策

ハラスメント対策について要求したのは551単組、要求書提出単組中71.9%だった。

総務省「各種ハラスメント対策の取り組み状況調査」によると、96%超の自治体で「講ずべき措置」が実施されてはいるが、より実効性のある対策を求めていく必要がある。

		都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	要求書提出 単組比
ハラスメント対策について要求した		25	38	269	192	27	551	71.9%
相談窓口の設置や研修実施、対応方針・マニュアル策定について要求した		22	29	242	175	26	494	89.7%
結果	前進回答あり	4	1	32	29	7	73	14.8%
	協議中	12	14	105	36	7	174	35.2%
処分を定める規則等の服務規程の策定や見直し・周知について要求した		8	13	109	96	7	233	42.3%
結果	前進回答あり	1	1	5	6	1	14	6.0%
	協議中	3	7	51	28	3	92	39.5%

③ カスタマーハラスメントの防止

カスタマーハラスメントの防止にむけた対策について要求したのは514単組、要求書提出単組中67.1%だった。昨年より要求項目とした単組の割合は増えており、先進的な事例を背景に、取り組みも加速化しつつある。

今国会において、カスタマーハラスメント対策を雇用管理上の措置として義務付ける法改正が予定されているため、現場実態に即した措置がされるよう労使協議を行っていく必要がある。

	都道府県	県政令都市	都特別区	町村	事務組合 広域連合	合計	要求書提出 単組比
カスハラ防止に向けた対策を要求した	21	34	251	185	23	514	67.1%

結果	前進回答あり	3	7	41	31	8	90	17.5%
内訳	実態調査が行われた	1	1	12	6	2	22	
	対応指針が策定された	3	5	32	19	4	63	
	相談窓口が設置された	1	1	11	11	1	25	
	研修・講習等が実施された	3	1	18	15	1	38	
	庁舎管理規則等が整備された	0	0	6	3	3	12	

④ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策について要求したのは461単組、要求提出単組中60.2%だった。

総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」によると、ほぼすべての自治体で何らかの取組が実施されているため、すでに実施済みとして要求に入れなかった単組もあると考えられる。ただし、メンタルヘルス不調による休職者は年々増加を続けているため、不調者が生じないような職場改善や円滑な職場復帰のための支援を求めているといかなければならない。

		都道府県	県政令市	都特別区	市	町	村	事務組合 広域連合	合 計	要求書提出単組比
	メンタルヘルス対策について要求した	23	29	212		170		27	461	60.2%
	ストレスチェックの集計・分析を行い、ストレス要因の評価・改善の実施について要求した	12	21	160		143		22	358	77.7%
結果	前進回答あり	0	3	15		13		7	35	9.8%
	協議中	5	8	65		29		7	114	31.8%
	相談窓口の充実・職場復帰支援プログラム、過重労働対策などのメンタルヘルス対策	13	20	185		145		24	387	83.9%
結果	前進回答あり	0	2	13		12		4	31	8.0%
	協議中	8	7	84		32		7	138	35.7%

(7) 民間職場等の賃金・労働条件改善

① 全国一般など地場中小民間労組

2025 春闘では物価高騰を受け、昨年同様多くの支部・分会がより高い要求額を設定して取り組んでいる。全国一般労組の妥結状況は、今日時点の特徴は、昨年と比べ妥結数はやや多く、要求額には届かないまでも単純平均、加重平均とも前年を上回る回答を引き出した職場があった一方、ゼロ回答や低額回答のところがあるなど、従来以上にバラツキが見られる状況にある。4月8日現在の回答状況（52支部・分会）は、

単純平均で 9,324 円（4.12%、対 2024 年比 445 円増）、加重平均で 9,741 円（4.03%、対 2024 年比 2,136 円増）となっている。

中小のたたかいはこれからであり、引き続き職場闘争と粘り強い交渉の強化が必要である。春闘未解決職場の解決にむけては、評議会四役・幹事による地方オルグを実施し、情報集約を行い春闘期における早期解決をはかることが重要である。

春闘期の組織拡大の取り組みとして、例年通り 2 月を組織拡大月間と位置づけ「全国一斉労働相談」を開催したが、実施しても相談件数が少なく、事前の周知方法についても工夫が必要な結果となった。組織強化・拡大にむけた取り組みは、全国一般として基本かつ重要な活動であることから、労働相談を実施できる体制づくりが大きな課題である。

また、本部では、12 月 16 日、公共民間評議会と全国一般評議会の合同四役会議を開催し、それぞれ 2025 春闘方針のポイントや課題などについて情報共有をはかってきた。各県本部においては、全国一般地方労組と公共民間労組が連携して定期的に学習会等を実施しているところもあるが、一部の県にとどまっており、共闘の拡大は課題である。賃金決定時期の相違などはあるものの、共通の取り組み目標や課題について、春闘期の連携・共闘を強化することが引き続き必要である。

② 公営競技評議会

4 月 2 日時点で、対象となる 50 職場・単組のうち 12 職場・単組で要求書を提出した。賃金（一時金をのぞく）の要求では、「賃上げ 5 %」、「日額の 500～600 円引き上げ」、「自治体の俸給表に準ずること」、「1 号級ずつの昇給」などを掲げた。うち 4 職場・単組で妥結し、「賃上げ 3 %」「日額 550 円引き上げ」「1 号級ずつの昇給」などを獲得している。

その他に「定年延長」、「退職金制度の新設」、「通勤手当の引き上げ」、「病気休暇の有給化」、「インフルエンザ等感染症を特別休暇とすること」、「制服の新調」を要求し、1 職場・単組が「退職金制度の新設などについて検討する」、との回答を得て妥結した。

病気休暇の付与（4 月 2 日時点）については、「与えられている（無給）」が 5 職場・単組、「与えられている（有給）」が 4 職場・単組であり、日数は 7 日、10 日、11 日以上となっている。なお、1 職場・単組から「現在は無給だが 4 月より有給となり、8 日の付与予定」との報告があった。

また、三六協定の締結時に人員配置や超過勤務などの扱いについて書面化したのは 7 職場・単組となり、年収維持のために要求した代替業務は「研修」「清掃」「避難訓練」「出走表の輪転機係（ナイター）」などがあった。

3月26日には、競輪職場と民間雇用職場の組合員が合同で学習会を行い、3月28日には競艇部会が幹事会を開き、情報交換を行っており、各単組が2025春闘を粘り強くたたかい続けることを確認した。

③ 都市交通評議会

民間交通3単組は、賃金・一時金の改善や人員確保、職場環境の改善などの要求の前進にむけて要求書を提出し交渉に取り組んだ。インバウンドや観光などによる人流の回復はあるものの、人員不足による減便などから乗客減が続いている。物価高騰による資材・燃料費等の経費負担も増大しており、地域交通事業は深刻な経営状況が続いている。人員不足の解消をはかるため、初任給をはじめ処遇の改善を魅力ある職場を実現するため、単組は、都市交評のモデル要求基準を踏まえ5%以上の賃金引き上げ（定期昇給分2%プラス賃上げ分3%以上）や労働条件の改善などをめざして取り組みを進めた。

その結果、大阪交通労働組合は、インバウンド需要などの業績の回復と4月に開幕する大阪万博の特需の期待もあって昨年を上回る定期昇給とベアを合わせて平均6.0%の大幅な賃上げを獲得するとともに、初任給の大幅な引き上げや人事評価における昇給数の改正を勝ち取った。一時金については、正規職員5.1月（前年と同月数）、再雇用・嘱託職員も4.4月の支給水準を維持で妥結した。また、改正された育児・介護休業法を踏まえての子の看護休暇制度の改正や、適用年齢の引き上げなどによる対象者の拡大、条件により支援金の増額など育児支援金制度の改正がはかられることとなった。

北九州高速鉄道労働組合では、賃金および初任給について北九州市の改定に基づいたプラス改定を確認するとともに、一時金の夏季分については、前年より0.05ヵ月増額の2.3ヵ月を獲得（冬期分は前年同様別途協議）し、前年を上回る成果を勝ち取ることができた。また、定年後の雇用延長に関する協定書を締結し、組合員が定年後も安心して働ける労働条件を確認するとともに、人員不足への対策と期待される。

させばバス労働組合については、賃金・労働条件等の要求を柱に要求書を提出した。厳しい経営状況が続いている中、賃金の引き上げ、10・15年勤続者の特別昇給を獲得、今後は収支状況を見極め経営判断となった一時金の支給率の改善を重点項目として取り組みを強化していくこととした。

民間交通単組や公営交通単組は、自動車運転者の勤務条件を改善する改善基準告示の施行後1年が経過した中、乗務員不足からバスの減便や運休が続いている。また、路面電車においても運転士不足から減便を余儀なくされ、住民の足の確保に影響が出ている。

今もなお他業種に比べて1割程度長い労働時間と2割低い賃金、不規則な勤務などから人員確保問題は深刻であり、今後、大量の定年退職期を控えさらなる要員不足が懸念される。賃金・労働条件の改善、地域公共交通の再生など、都市交評労働者を取り巻く環境は厳しく課題は山積している。これらの課題の解決にむけて取り組みを強化するとともに

に、県本部、連合・交運労協と連携して安全・安心の地域公共交通の確立にむけて継続した運動を進めていくことが重要である。

(8) 適切な価格転嫁の推進の取り組み

	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	要求書提出 単組比
適切な価格転嫁や取引の適正化について要求した	13	15	119	74	5	29.5%
自治体からの委託の状況・予算について点検を実施	0	3	19	6	0	12.4%
関係する公共民間単組と連携して要求・交渉を実施	1	3	2	1	0	3.1%
地方連合会・地域協議会と連携して要請に取り組んだ	0	1	3	0	0	1.8%
組織内議員・協力議員と連携して取り組んだ	3	3	5	0	0	4.9%

自治体が委託している事業者や指定管理を受けている事業者などの賃上げ環境を整備していくため、2025春闘において、適切な価格転嫁などの推進を重点課題として設定してきた。しかし、「適切な価格転嫁や取引の適正化について要求」した単組は、要求書提出単組比で29.5%と3割にも満たない結果となった。また、要求した単組のうち、「自治体からの委託の状況・予算について点検を実施」したのは12.4%、「組織内議員・協力議員と連携して取り組んだ」は4.9%となるなど、要求自体は行われたものの、適切な価格転嫁にむけた具体的な取り組みにつながったとは言えない状況にある。

国や自治体などによる工事の発注や物品購入などの官公需に関わる企業は、中小・零細企業が多く占める中で、官公需は原則として一般競争入札で行われるため、物価変動等を踏まえたその後の価格交渉が行われない場合などもある。しかし、官公需においても、実勢価格を反映した適切な予定価格を設定することや、契約途中に実勢価格に変化が生じた場合に必要な契約変更を実施すること、受注者から契約金額の変更の申し出があった場合に迅速かつ適切に協議を行うことなどが総務省通知で示されていることから、こうしたことを踏まえ、発注元の自治体などが労務費を含めた価格転嫁が促進されるように必要な予算を確保し、率先して価格転嫁に取り組んでいくことが重要である。そのため、春闘期において、適切な価格転嫁にむけた委託等の状況の点検や、自治体単組と公共民間単組が連携して予算確保に資する要求・交渉を行っていくことが必要である。

5. 2025自治労春闘の総括

2025自治労春闘は、職場・組合員から最も改善が求められている要求ニーズの高い「人員確保」を最重点課題として全単組で要求し、業務量に見合った人員体制を確立し

ていくこと、あわせて、「賃金の点検・運用改善」「長時間労働の是正」「ハラスメント防止対策」などの課題について1単組・1要求し、働き続けられる職場の実現をはかっていくことを方針として掲げた。

しかし、結果的に春闘期の取り組みは、前年と比べても全体的に低調な結果となり、とりわけ、要求書提出率にいたっては前年から約13%も落ち込むなど、給与制度のアップデートに関する交渉が春闘期まで及んだ影響も要因として挙げられるものの、非常に厳しい結果となった。

今回の集約結果で明らかとなったことは、組合員が最も重要な課題として掲げた「人員確保」さえも要求せず、賃金の運用改善や長時間労働の是正といった基本的な課題に対しても十分な要求や働きかけが行われていないという実態である。こうしたことは、労働組合として組合員や職場の切実なニーズに正面から向き合っていないことを露呈しており、組合としての責任や存在意義を自ら放棄していることに他ならない。

こうした実態を真摯に受け止め、今春闘を的確に総括するとともに、なぜ要求が行われなかったのか、また今後どうすれば実効ある取り組みに転換できるのかを真剣に検討していかなければならない。一方、要求書を提出した単組の中には、人員の確保や賃金運用の改善といった課題などについて、前向きな回答を引き出した結果も見受けられ、具体的な要求と交渉の積み重ねが一定の成果を生んでいることがうかがえる。こうした結果を踏まえ、今後はそれぞれの取り組みを点検しながら、組織が一体となって積極的に要求と交渉を展開していく姿勢が求められる。

最後に、当然のことながら、組合員の共感や信頼を得られる取り組みを実践していかなければ、組織への結集力を高めることはできず、組織強化・拡大が進むはずもない。そうしたことから、今春闘の総括を契機として、今後の春闘期などをはじめとする各闘争期において、組合員の声に丁寧に耳を傾けながら課題を明確にし、要求―交渉―妥結までの基本的なプロセスを着実に進めていくことが求められる。こうした取り組みを積み重ね、自治労組織への結集力を高め、組織強化・拡大へとつなげていく必要がある。

＜別表 1＞ 2025春闘交渉実施状況調査(全国計)

(2025年4月10日現在 44県本部)

	都道府県 (単組数)	県都 政令市 (単組数)	都 市 特別区 (単組数)	町 村 (単組数)	事務 組合 広域 連合 (単組数)	合 計	全単組 比
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）⇒	59	85	636	589	126	1495	
要求書提出	37	51	369	258	51	766	51.2%
交渉実施	32	34	206	122	34	428	28.6%
妥結合意	14	20	144	106	22	306	20.5%
書面協定	5	13	86	60	13	177	11.8%

2025春閩交渉実施状況調査(県本部別)

(2025年4月10日現在 44県本部)

	県本部加盟の単組数(自治体の数ではありません)⇒						要求書提出						交渉実施						妥結合意									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	%	
全国計	59	85	636	589	126	1495	37	51	369	258	51	766	51%	32	34	206	122	34	428	29%	14	20	144	106	22	306	20%	
北海道	2	4	41	125	4	176	1	3	19	36	2	61	35%	1	3	16	13	2	35	20%	1	3	19	29	2	54	31%	
青森	1	2	10	26	2	41	0	1	6	12	0	19	46%	0	1	1	2	0	4	10%	0	0	1	1	0	2	5%	
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	5	2	0	8	53%	1	0	2	0	0	3	20%	0	0	1	0	0	1	7%	
宮城	1	4	13	7	5	30	1	1	5	0	2	9	30%	0	1	4	0	1	6	20%	0	0	1	0	0	1	3%	
秋田	2	1	15	7	1	26	1	1	7	1	0	10	38%	1	0	5	0	0	6	23%	1	0	3	0	0	4	15%	
山形	1	1	12	22	8	44	1	1	12	20	6	40	91%	1	1	11	17	5	35	80%	1	1	11	17	5	35	80%	
福島	1	1	11	40	10	63	1	1	10	18	2	32	51%	1	1	4	8	2	16	25%	1	1	1	3	1	7	11%	
新潟	1	1	19	7	0	28	1	0	11	1	0	13	46%	1	0	3	0	0	4	14%	0	0	1	0	0	1	4%	
群馬	2	1	10	14	4	31	2	1	8	11	1	23	74%	2	1	5	7	1	16	52%	0	0	1	0	0	1	3%	
栃木	2	1	11	9	0	23	2	1	10	7	0	20	87%	2	0	2	1	0	5	22%	0	0	1	0	0	1	4%	
茨城	1	1	23	8	2	35	0	1	10	4	1	16	46%	0	0	0	0	1	1	3%	0	0	0	0	1	1	3%	
埼玉	1	2	17	11	1	32	0	1	7	10	1	19	59%	0	0	1	1	0	2	6%	0	0	0	1	0	1	3%	
東京	2	2	34	1	2	41	2	2	34	1	1	40	98%	2	2	30	0	1	35	85%	0	1	14	0	1	16	39%	
千葉	0	1	10	2	1	14	0	0	7	1	0	8	57%	0	0	2	0	0	2	14%	0	0	0	0	0	0	0%	
神奈川	2	8	13	7	1	31	2	6	11	2	1	22	71%	2	2	5	0	0	9	29%	0	1	3	0	0	4	13%	
山梨	1	1	12	9	6	29	1	1	1	1	0	4	14%	1	1	1	0	0	3	10%	0	0	0	0	0	0	0%	
長野	2	1	18	47	9	77	1	0	11	12	4	28	36%	1	0	5	8	2	16	21%	1	0	4	7	0	12	16%	
富山	1	2	11	5	4	23	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	11	5	4	23	100%	1	2	8	4	3	18	78%	
石川	3	0	17	4	3	27	1	0	7	0	0	8	30%	1	0	0	0	0	1	4%	1	0	0	0	0	1	4%	
福井	2	1	8	0	1	12	1	1	1	0	1	4	33%	1	1	0	0	1	3	25%	0	1	0	0	0	1	8%	
静岡	1	3	14	6	1	25	0	2	4	4	1	11	44%	0	0	0	1	0	1	4%	0	0	0	0	0	0	0%	
愛知	0	2	13	1	2	18	0	2	6	0	1	9	50%	0	1	3	1	0	5	28%	0	0	1	0	0	1	6%	
岐阜	0	3	14	2	1	20	0	0	5	0	0	5	25%	0	0	1	0	0	1	5%	0	0	0	0	0	0	0%	
三重	1	2	14	13	4	34	1	1	7	8	1	18	53%	1	1	4	6	0	12	35%	0	0	2	2	0	4	12%	
滋賀	2	2	20	4	3	31	1	0	9	0	3	13	42%	1	0	4	0	3	8	26%	0	0	0	0	0	0	0%	
京都	1	4	10	4	1	20	0	3	1	0	1	5	25%	0	3	1	0	0	4	20%	0	0	0	0	0	0	0%	
奈良	1	2	11	9	0	23	0	1	0	1	0	2	9%	0	0	0	1	0	1	4%	0	0	0	0	0	0	0%	
和歌山	1	2	7	9	2	21	1	2	4	3	1	11	52%	0	2	3	0	0	5	24%	0	2	3	1	0	6	29%	
大阪	2	5	34	9	7	57	1	1	13	2	3	20	35%	0	1	9	1	1	12	21%	0	0	3	0	0	3	5%	
兵庫	1	3	49	17	6	76	1	2	22	7	1	33	43%	0	1	11	2	1	15	20%	0	0	9	0	1	10	13%	
岡山	3	2	8	6	2	21	0	0	0	0	0	0	0%	0	1	0	0	0	1	5%	0	1	1	0	0	2	10%	
広島	1	1	13	8	1	24	1	1	10	4	0	16	67%	1	0	8	2	0	11	46%	1	0	8	2	0	11	46%	
鳥取	1	0	4	15	0	20	0	0	4	6	0	10	50%	0	0	4	6	0	10	50%	0	0	4	6	0	10	50%	
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	24	100%	1	1	7	11	4	24	100%	0	1	7	11	4	23	96%	
山口	1	1	13	6	0	21	1	1	12	5	0	19	90%	1	1	2	3	0	7	33%	0	1	2	0	0	3	14%	
香川	1	1	7	9	2	20	1	1	7	9	2	20	100%	1	1	7	9	1	19	95%	1	1	7	9	1	19	95%	
徳島	3	3	8	16	4	34	3	1	5	8	1	18	53%	3	0	1	0	0	4	12%	3	0	1	0	0	4	12%	
愛媛	2	1	8	6	0	17	1	0	1	0	0	2	12%	2	0	4	0	0	6	35%	0	0	0	0	0	0	0%	
高知	1	3	6	7	4	21	1	2	6	5	2	16	76%	1	2	4	3	1	11	52%	1	1	4	2	0	8	38%	
福岡						0						0	####						0	####							0	####
佐賀	1	1	9	9	7	27	0	1	9	8	1	19	70%	0	1	4	2	1	8	30%	0	1	4	2	1	8	30%	
長崎						0						0	####						0	####							0	####
大分	1	2	15	3	0	21	1	2	15	3	0	21	100%	1	2	14	3	0	20	95%	1	2	14	3	0	20	95%	
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	1	8	13	0	23	96%	0	0	2	5	0	7	29%	0	0	2	5	0	7	29%	
熊本	1	1	13	27	11	53	0	0	6	3	3	12	23%	0	0	1	0	2	3	6%	0	0	1	0	2	3	6%	
鹿児島	1	4	19	21	0	45	1	2	15	14	0	32	71%	0	0	4	4	0	8	18%	0	0	2	1	0	3	7%	
沖縄						0						0	####						0	####							0	####

	書面協定							
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	％	
全国計	5	13	86	60	13	177	12%	
北海道	0	1	8	11	2	22	13%	
青森	0	0	0	1	0	1	2%	
岩手	0	0	0	0	0	0	0%	
宮城	0	0	1	0	0	1	3%	
秋田	1	0	1	0	0	2	8%	
山形	0	0	0	2	0	2	5%	
福島	1	1	1	3	0	6	10%	
新潟	0	0	2	0	0	2	7%	
群馬	0	0	0	0	0	0	0%	
栃木	0	0	0	0	0	0	0%	
茨城	0	0	0	0	0	0	0%	
埼玉	0	0	0	1	0	1	3%	
東京	0	1	6	0	0	7	17%	
千葉	0	0	0	0	0	0	0%	
神奈川	0	1	1	0	0	2	6%	
山梨	0	0	0	0	0	0	0%	
長野	0	0	5	10	1	16	21%	
富山	0	1	6	3	3	13	57%	
石川	0	0	0	0	0	0	0%	
福井	0	1	0	0	1	2	17%	
静岡	0	0	0	0	0	0	0%	
愛知	0	0	1	0	0	1	6%	
岐阜	0	0	1	0	0	1	5%	
三重	0	0	1	2	0	3	9%	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0%	
京都	0	0	0	0	0	0	0%	
奈良	0	0	0	0	0	0	0%	
和歌山	1	0	1	0	0	2	10%	
大阪	0	0	3	0	0	3	5%	
兵庫	0	0	7	0	1	8	11%	
岡山	0	1	0	0	0	1	5%	
広島	0	0	6	2	0	8	33%	
鳥取	0	0	4	6	0	10	50%	
島根	0	1	7	11	4	23	96%	
山口	0	1	2	0	0	3	14%	
香川	0	1	6	2	0	9	45%	
徳島	1	1	0	1	0	3	9%	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0%	
高知	0	0	0	0	0	0	0%	
福岡						0	####	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0%	
長崎						0	####	
大分	1	2	14	3	0	20	95%	
宮崎	0	0	1	1	0	2	8%	
熊本	0	0	0	0	1	1	2%	
鹿児島	0	0	1	1	0	2	4%	
沖縄						0	####	

	自治体単組数	2024春闘報告							自治体単組数	2024確定報告						
		要求書提出		交渉実施		妥結合意				要求書提出		交渉実施		妥結合意		
		計	計	%	計	%	計	%		計	計	%	計	%	計	%
全国計	1612	1028	64%	584	36%	371	23%	1620	1376	85%	1182	73%	943	58%		
北海道	177	91	51%	52	29%	53	30%	177	148	84%	109	62%	112	63%		
青森	41	31	76%	9	22%	3	7%	41	28	68%	17	41%	14	34%		
岩手	15	9	60%	4	27%	0	0%	15	13	87%	12	80%	12	80%		
宮城	30	19	63%	11	37%	2	7%	29	14	48%	13	45%	15	52%		
秋田	26	10	38%	4	15%	1	4%	26	24	92%	24	92%	24	92%		
山形	41	38	93%	34	83%	34	83%	41	41	100%	38	93%	38	93%		
福島	63	36	57%	14	22%	3	5%	63	39	62%	26	41%	17	27%		
新潟	31	22	71%	7	23%	5	16%	28	26	93%	22	79%	20	71%		
群馬	31	27	87%	25	81%	16	52%	31	28	90%	24	77%	20	65%		
栃木	23	21	91%	12	52%	10	43%	23	23	100%	23	100%	18	78%		
茨城	35	11	31%	1	3%	0	0%	34	29	85%	17	50%	9	26%		
埼玉	32	21	66%	1	3%	2	6%	32	31	97%	28	88%	21	66%		
東京	41	39	95%	35	85%	21	51%	40	39	98%	36	90%	17	43%		
千葉	14	8	57%	3	21%	0	0%	14	14	100%	10	71%	8	57%		
神奈川	32	24	75%	8	25%	1	3%	31	24	77%	24	77%	13	42%		
山梨	29	11	38%	11	38%	0	0%	29	21	72%	21	72%	0	0%		
長野	77	39	51%	24	31%	15	19%	77	67	87%	45	58%	22	29%		
富山	23	22	96%	21	91%	17	74%	23	23	100%	23	100%	17	74%		
石川	27	25	93%	22	81%	17	63%	27	25	93%	25	93%	15	56%		
福井	12	8	67%	2	17%	0	0%	12	11	92%	11	92%	11	92%		
静岡	26	26	100%	26	100%	0	0%	25	25	100%	25	100%	19	76%		
愛知	18	9	50%	2	11%	1	6%	18	10	56%	8	44%	5	28%		
岐阜	20	8	40%	3	15%	1	5%	20	14	70%	3	15%	2	10%		
三重	34	29	85%	27	79%	11	32%	34	30	88%	30	88%	30	88%		
滋賀	32	15	47%	6	19%	0	0%	31	30	97%	26	84%	2	6%		
京都	20	6	30%	4	20%	1	5%	20	18	90%	12	60%	15	75%		
奈良	23	19	83%	13	57%	11	48%	23	5	22%	5	22%	2	9%		
和歌山	21	13	62%	8	38%	3	14%	20	17	85%	13	65%	10	50%		
大阪	58	20	34%	12	21%	10	17%	56	56	100%	56	100%	54	96%		
兵庫	76	51	67%	29	38%	12	16%	75	43	57%	40	53%	37	49%		
岡山	24	7	29%	2	8%	2	8%	21	16	76%	14	67%	12	57%		
広島	24	22	92%	19	79%	19	79%	24	24	100%	24	100%	24	100%		
鳥取	20	19	95%	19	95%	19	95%	20	20	100%	20	100%	20	100%		
島根	24	24	100%	24	100%	23	96%	24	24	100%	24	100%	24	100%		
山口	21	16	76%	10	48%	0	0%	21	19	90%	18	86%	6	29%		
香川	20	20	100%	19	95%	18	90%	20	20	100%	18	90%	18	90%		
徳島	34	10	29%	4	12%	4	12%	34	31	91%	18	53%	20	59%		
愛媛	17	5	29%	8	47%	2	12%	18	16	89%	14	78%	6	33%		
高知	21	13	62%	8	38%	8	38%	18	16	89%	13	72%	13	72%		
福岡	72	60	83%	0	0%	0	0%	69	69	100%	69	100%	68	99%		
佐賀	27	24	89%	14	52%	14	52%	29	23	79%	21	72%	21	72%		
長崎	30	24	80%	0	0%	0	0%	30	30	100%	29	97%	29	97%		
大分	21	21	100%	19	90%	19	90%	21	21	100%	20	95%	8	38%		
宮崎	24	20	83%	9	38%	6	25%	24	24	100%	23	96%	22	92%		
熊本	51	22	43%	5	10%	0	0%	51	46	90%	33	65%	1	2%		
鹿児島	45	37	82%	14	31%	4	9%	45	40	89%	36	80%	30	67%		
沖縄	36	1	3%	2	6%	0	0%	36	21	58%	22	61%	22	61%		

<別表2>2025春闘要求に関する交渉結果報告(全国計)

2025年4月10日現在 44県本部

		都道府県 (単組数)	県都政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合 計	要求書 提出 単組比	全単組 比
県本部加盟の単組数（自治体数ではありません）⇒		59	85	636	589	126	1495	766	
Ⅰ 当局交渉の実施について →別の調査票にて集約									
Ⅱ 書面化の実施について →別の調査票にて集約									
Ⅲ 単組における要求書作成等に当たっての取り組みについて									
1. 組合員の意見、要望をどのように集約して要求書を作成したか ※下記のうちから、該当するものを選択してください（複数回答可）。									
結果	職場点検を通じた実態把握を行い、職場の課題を要求書に反映した	12	17	82	55	14	180	23.5%	12.0%
	職場委員が職場ごとに意見を集約した	9	11	89	67	12	188	24.5%	12.6%
	青年部・ユース部が若手組合員の意見を集約した	11	6	40	12	0	69	9.0%	4.6%
	ウェブ等でアンケートを配布し意見を集約した	9	13	110	62	13	207	27.0%	13.8%
	支部内の職場委員が意見を集約した	10	11	18	8	0	47	6.1%	3.1%
	評議会等と連携をはかり意見を集約した	8	11	53	12	1	85	11.1%	5.7%
	会計年度任用職員からの意見をあわせて集約した	8	7	33	13	3	64	8.4%	4.3%
	ジェンダー平等の観点から賃金・職場実態を点検した	1	1	6	3	0	11	1.4%	0.7%
	執行部で検討し作成した	27	41	242	152	31	493	64.4%	33.0%
	県本部、中央本部のモデル要求書を使用した	4	17	197	142	18	378	49.3%	25.3%
	その他	3	4	17	13	3	40	5.2%	2.7%
2. 職場委員会、分会は十分に機能しているか ※下記のうちから、該当するものを選択してください（複数回答可）。									
結果	職場委員は職場単位に配置され、意見を集約している	22	23	159	117	22	343	44.8%	22.9%
	配置しているが、機関紙配布など情報伝達機能のみ	11	13	111	31	9	175	22.8%	11.7%
	職場委員会は存在しない	5	5	51	56	19	136	17.8%	9.1%
	その他	1	2	12	4	0	19	2.5%	1.3%
3. 職場からあがった意見、要望のうち、最も重視している要求項目は何か ※下記のうちから、該当するものを選択してください（複数回答可）。									
結果	人員確保	29	42	288	194	38	591	77.2%	39.5%
	賃金改善	25	34	195	129	36	419	54.7%	28.0%
	労働時間短縮	21	24	121	74	15	255	33.3%	17.1%
	職場環境改善や労働安全衛生活動	16	24	143	78	12	273	35.6%	18.3%
	その他	1	5	19	16	7	48	6.3%	3.2%
4. 交渉への参加・報告の仕方は、どのようにしたか ※下記のうちから、該当するものを選択してください（複数回答可）。									
結果	執行部のみが交渉に参加し、その経過について別会場の組合員に逐一報告した	8	10	76	62	17	173	22.6%	11.6%
	執行部と職場委員が交渉に参加し、組合員には後日報告した	15	12	76	47	13	163	21.3%	10.9%
	交渉していない	3	6	90	76	13	188	24.5%	12.6%
	その他	4	13	73	35	5	130	17.0%	8.7%

		都道府県 (単組数)	県政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合 計	要求書 提出 単組比	全単組 比
5. 要求内容、交渉、妥結状況を組合員と共有できているか ※下記のうちから、該当するものを選択してください（複数回答可）。									
結果	職場集会で情報共有している	11	19	92	79	11	212	27.7%	14.2%
	職場委員から直接伝達している	3	6	42	42	10	103	13.4%	6.9%
	機関紙、SNSで情報共有している	32	40	295	131	25	523	68.3%	35.0%
	未周知	2	1	25	20	9	57	7.4%	3.8%
Ⅳ 労使関係ルールの確立の取り組み *※下記のうちから、該当するものをいずれか1つ選択してください。									
1. 労使関係ルール確立の取り組みについて要求した									
結果	労使関係ルールに関する交渉を実施した	8	10	90	62	8	178	23.2%	11.9%
	労使関係ルールに関する合意、妥結事項を書面、協定書で確認した	1	7	61	55	8	132	17.2%	8.8%
	労使関係ルールについては、春闘期以外で単組独自で要求し、妥結（合意）している	17	23	110	74	25	249	32.5%	16.7%
	これまで要求したことはない	0	2	26	28	8	64	8.4%	4.3%
Ⅴ 「要求基準」の前進回答の状況について *上段（黄色の行）は、要求項目に入れた場合は「○」を選択してください。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。 *以下の「結果」の欄は、前進回答のあった場合や今春闘期前に達成している場合など該当する選択肢に「○」を選択してください（達成していて要求書を提出していない場合も含めた数）。									
1. 公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した		28	44	305	200	34	611	79.8%	40.9%
事前に人員要求をするための職場点検活動（各職場における必要人員の点検）を実施した									
点検	実施した	13	17	89	49	20	188	30.8%	12.6%
	実施していない	12	19	165	123	21	340	55.6%	22.7%
人員確保について要求した結果									
結果	前進回答があった	9	7	53	44	10	123	20.1%	8.2%
	現在協議中	14	19	136	71	15	255	41.7%	17.1%
※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください（複数回答可）									
結果	人員確保に対する基本認識の確認を行った	11	6	46	39	7	109		88.6%
	人員配置、採用計画（具体的な採用職種・採用人数）等が明らかにされた	8	5	32	12	5	62		50.4%
	専門職をはじめ人員確保のための実効ある対策が具体化された	0	0	6	5	0	11		8.9%
	緊急時および災害時に必要な人員が確保された	0	1	1	0	0	2		1.6%
	恒常的休職者が正規職員で補充された	0	1	2	1	0	4		3.3%
	業務量に見合った条例定数および定数管理計画が見直された	0	0	3	0	0	3		2.4%
	離職防止対策が講じられた	0	1	3	1	0	5		4.1%
	着実な定年引き上げへの対応が図られた	0	0	3	1	0	4		3.3%
2. 賃金の運用改善を要求した		29	47	311	220	37	644	84.1%	43.1%
初任給格付けの改善を要求した		21	38	237	180	26	502	78.0%	33.6%
結果	前進回答があった	1	3	11	5	1	21	4.2%	1.4%
	現在協議中	9	15	93	55	9	181	36.1%	12.1%

		都道府県 (単組数)	県政令市 (単組数)	都特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合 計	要求書 提出 単組比	全単組 比
昇格運用の改善を要求した		22	40	245	184	32	523	81.2%	35.0%
結果	前進回答があった	0	0	7	2	1	10	1.9%	0.7%
	現在協議中	11	18	102	66	15	212	40.5%	14.2%
上位昇給の活用を要求した		15	27	196	152	24	414	64.3%	27.7%
結果	前進回答があった	0	0	3	0	0	3	0.7%	0.2%
	現在協議中	5	9	64	46	7	131	31.6%	8.8%
高齢層職員の昇給を要求した		25	42	232	172	26	497	77.2%	33.2%
結果	前進回答があった	0	1	10	11	0	22	4.4%	1.5%
	現在協議中	14	17	98	51	10	190	38.2%	12.7%
3. 中途採用者の賃金改善を要求した		17	36	257	180	27	517	67.5%	34.6%
結果	今回、改善を勝ち取った	0	0	15	4	3	22	4.3%	1.5%
	今回、合意に至らなかった	2	6	39	28	6	81	15.7%	5.4%
	継続協議中	10	15	94	53	7	179	34.6%	12.0%
4. 再任用職員の処遇改善を要求した		25	42	255	166	21	509	66.4%	34.0%
結果	職務・級の格付けを改善した	1	2	5	4	0	12	2.4%	0.8%
	一時金の支給月数を常勤職員と同月数となるよう引き上げた	0	0	2	1	2	5	1.0%	0.3%
	今回、合意に至らなかった	4	4	40	25	2	75	14.7%	5.0%
	継続協議中	13	17	96	44	5	175	34.4%	11.7%
5. 「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」を活用し、会計年度任用職員の処遇改善を要求した		16	29	198	153	21	417	54.4%	27.9%
結果	給料（報酬）について昇給（幅・上限等）等の運用改善を勝ち取った	0	1	5	3	0	9	2.2%	0.6%
	協議を行ったが勝ち取れなかった	4	3	41	41	10	99	23.7%	6.6%
	継続協議中	8	12	72	33	5	130	31.2%	8.7%
6. 会計年度任用職員制度の病気休暇の有給化を要求した		21	24	204	155	20	424	55.4%	28.4%
結果	国通り（年10日）の有給化を勝ち取った	24	33	233	137	28	455	107.3%	30.4%
	国以上の有給化を勝ち取った	0	0	4	2	0	6	1.4%	0.4%
	継続協議中	7	9	63	55	7	141	33.3%	9.4%
	※すでに有給化されている	7	17	67	36	7	134	31.6%	9.0%
7. 会計年度任用職員の公募によらない採用の上限回数撤廃を要求した		16	20	139	111	17	303	39.6%	20.3%
結果	上限を撤廃した	3	1	18	16	1	39	12.9%	2.6%
	上限を引き上げた	1	1	3	0	0	5	1.7%	0.3%
	協議を行ったが勝ち取れなかった	3	2	18	17	1	41	13.5%	2.7%
	継続協議中	7	9	43	37	4	100	33.0%	6.7%
	※すでに公募によらない採用の上限はない	1	9	88	98	13	209	69.0%	14.0%

		都道府県 (単組数)	県政令市 (単組数)	都特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域連合 (単組数)	合 計	要求書 提出 単組比	全単組 比
Ⅵ 働きやすい職場づくりにむけた取り組み ＊上段（黄色の行）は、要求項目に入れた場合は「○」を選択してください。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。 ＊以下の「結果」の欄は、前進回答があった場合や今春闘期前に達成している場合など該当する選択肢に「○」を選択してください（達成していて要求書を提出していない場合も含めた数）。									
1. 長時間労働の是正と確実な休暇取得等について要求した		30	46	324	217	34	651	85.0%	43.5%
適正な労働時間管理と長時間労働の是正について要求した		29	45	304	199	30	607	93.2%	40.6%
結果	前進回答があった	1	3	18	10	6	38	6.3%	2.5%
	現在協議中	12	17	128	59	10	226	37.2%	15.1%
36協定または36協定に準ずる書面協定の締結を要求した		14	29	203	162	23	431	66.2%	28.8%
結果	締結した	7	16	68	34	14	139	32.3%	9.3%
	締結していない	2	5	39	28	2	76	17.6%	5.1%
年5日以上有給休暇の確実な取得と週休日の振替運用の適正化について要求した		11	26	228	178	24	467	71.7%	31.2%
結果	前進回答があった	1	3	19	18	6	47	10.1%	3.1%
	現在協議中	5	8	87	48	6	154	33.0%	10.3%
2. ハラスメント対策について要求した		25	38	269	192	27	551	71.9%	36.9%
相談窓口の設置や研修実施、対応方針・マニュアル策定について要求した		22	29	242	175	26	494	89.7%	33.0%
結果	前進回答があった	4	1	32	29	7	73	14.8%	4.9%
	現在協議中	12	14	105	36	7	174	35.2%	11.6%
処分を定める規則等の服務規程の策定や見直し・周知について要求した		8	13	109	96	7	233	42.3%	15.6%
結果	前進回答があった	1	1	5	6	1	14	6.0%	0.9%
	現在協議中	3	7	51	28	3	92	39.5%	6.2%
3. カスタマーハラスメントの防止にむけて対策を講じるよう要求した		21	34	251	185	23	514	67.1%	34.4%
結果	前進回答があった	3	7	41	31	8	90	17.5%	6.0%
※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください（複数回答可）									
結果	職場でカスタマーハラスメントの実態調査が行われた（予定も含む）	1	1	12	6	2	22		1.5%
	対応指針（ガイドラインやマニュアル、要綱など）が策定された（予定も含む）	3	5	32	19	4	63		4.2%
	相談窓口が設置された（予定も含む）	1	1	11	11	1	25		1.7%
	管理職および職員に対し、カスタマーハラスメントに関する研修・講習等が実施された（予定も含む）	3	1	18	15	1	38		2.5%
	庁舎管理規則等が整備された（予定も含む）	0	0	6	3	3	12		0.8%
4. メンタルヘルス対策について要求した		23	29	212	170	27	461	60.2%	30.8%
職場ごとにストレスチェックの集計・分析を行い、ストレス要因の評価・改善の実施について要求した		12	21	160	143	22	358	77.7%	23.9%
結果	前進回答があった	0	3	15	13	4	35	9.8%	2.3%
	現在協議中	5	8	65	29	7	114	31.8%	7.6%
相談窓口の充実・職場復帰支援プログラム、過重労働対策などのメンタルヘルス対策について要求した		13	20	185	145	24	387	83.9%	25.9%
結果	前進回答があった	0	2	13	12	4	31	8.0%	2.1%
	現在協議中	8	7	84	32	7	138	35.7%	9.2%
Ⅶ 地域公共サービスの維持・改善にむけた地方財政確立などの取り組み ＊以下、取り組んだ場合は「○」を選択してください。									
結果	地方財政確立にむけた自治体予算の点検あるいは地域の政策課題実現に向け首長・自治体議員等への要請行動を行った	2	4	14	4	1	25	3.3%	1.7%
	公共サービスの重要性と拡充にむけた世論喚起（街宣行動等）に取り組んだ	6	9	38	16	5	74	9.7%	4.9%

		都道府県 (単組数)	県政令市 (単組数)	都市特別区 (単組数)	町村 (単組数)	事務組合 広域 連合 (単組数)	合 計	要求書 提出 単組比	全単組 比
Ⅷ 適切な価格転嫁・取引の適正化の取り組み * 要求項目に入れた場合は以下に「○」を選択してください。									
適切な価格転嫁や取引の適正化について要求した		13	15	119	74	5	226	29.5%	15.1%
※以下、取り組み状況についてお答えください（複数回答可）									
結 果	自治体からの委託の状況・予算について点検を実施した	0	3	19	6	0	28	12.4%	1.9%
	関係する公共民間単組と連携して要求・交渉を実施した	1	3	2	1	0	7	3.1%	0.5%
	地方連合会・地域協議会と連携して要請に取り組んだ	0	1	3	0	0	4	1.8%	0.3%
	組織内議員・協力議員と連携して取り組んだ	3	3	5	0	0	11	4.9%	0.7%
Ⅸ 春闘統一行動について ※行動内容を「○」で選んでください。									
1. 第1次全国統一行動（2月20日）として「時間外職場集会等」を実施した									
結 果	時間外職場集会を実施した	2	1	15	12	3	33	4.3%	2.2%
	その他、機関紙等配布等を実施した	8	12	84	46	5	155	20.2%	10.4%
2. 自治労3・14全国統一行動日（3月14日）として「29分時間内食い込み集会」を実施した									
結 果	29分時間内食い込み集会を実施した	1	0	5	2	2	10	1.3%	0.7%
	その他、時間外職場集会等を実施した	15	14	97	84	11	221	28.9%	14.8%
3. 第3次全国統一行動（3月25日）として「時間外職場集会等」を実施した									
結 果	時間外職場集会を実施した	1	1	8	8	2	20	2.6%	1.3%
	その他、機関紙等配布等を実施した	4	7	38	20	2	71	9.3%	4.7%
◆＜特記事項＞ 合理化提案を受けた場合について（受けた場合は○を選択してください）									
※当局より合理化提案を受けた場合については、今後の状況把握にむけて、合理化提案の内容について、以下に記載してください。									
結 果	合理化提案を受けた・受けている	0	4	11	3	3	21	2.7%	1.4%

2025春闘要求に関する交渉結果報告(県本部別)

2025年4月10日現在 44県本部

	県本部加盟単組数						Ⅲ 単組における要求書作成等にあたっての取り組みについて														
							1. 組合員の意見、要望をどのように集約して要求書を作成したか ※下記のうちから、該当するものを選択してください(複数回答可)。														
							結果														
							職場点検を通じた実態把握を行い、 職場の課題を要求書に反映した					職場委員が職場ごとに意見を集約した					青年部・ユース部が若手組合員の意見を集約した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	59	85	636	589	126	1495	12	17	82	55	14	9	11	89	67	12	11	6	40	12	0
北海道	2	4	41	125	4	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	2	10	26	2	41	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岩手	2	0	7	6	0	15	1	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
宮城	1	4	13	7	5	30	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
秋田	2	1	15	7	1	26	0	1	3	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0
山形	1	1	12	22	8	44	1	1	4	7	3	0	1	5	7	1	0	0	1	0	0
福島	1	1	11	40	10	63	1	0	1	3	1	0	0	4	7	1	0	0	3	3	0
新潟	1	1	19	7	0	28	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
群馬	2	1	10	14	4	31	0	1	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	2	1	11	9	0	23	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0
茨城	1	1	23	8	2	35	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	1	2	17	11	1	32	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	2	34	1	2	41	0	1	3	0	0	0	1	4	0	0	0	1	0	0	0
千葉	0	1	10	2	1	14	0	0	1	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
神奈川	2	8	13	7	1	31	0	4	5	1	0	0	0	4	1	0	0	1	2	0	0
山梨	1	1	12	9	6	29	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
長野	2	1	18	47	9	77	0	0	3	2	2	0	0	3	4	1	0	0	2	1	0
富山	1	2	11	5	4	23	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	1	0	4	0	0
石川	3	0	17	4	3	27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	1	8	0	1	12	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0
静岡	1	3	14	6	1	25	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
愛知	0	2	13	1	2	18	0	2	5	1	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0
岐阜	0	3	14	2	1	20	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
三重	1	2	14	13	4	34	0	0	4	2	0	0	1	4	2	1	0	0	2	1	0
滋賀	2	2	20	4	3	31	1	0	0	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0
京都	1	4	10	4	1	20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	1	2	11	9	0	23	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	2	7	9	2	21	0	0	1	1	1	0	0	2	2	1	1	0	1	0	0
大阪	2	5	34	9	7	57	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	1	3	49	17	6	76	0	0	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
岡山	3	2	8	6	2	21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	1	13	8	1	24	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
鳥取	1	0	4	15	0	20	0	0	3	3	0	0	0	1	3	0	0	0	2	4	0
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	2	4	3	0	0	5	11	3	0	0	0	1	0
山口	1	1	13	6	0	21	0	0	3	1	0	1	0	3	2	0	1	0	2	1	0
香川	1	1	7	9	2	20	1	0	0	0	0	1	1	7	9	0	1	1	3	0	0
徳島	3	3	8	16	4	34	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
愛媛	2	1	8	6	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高知	1	3	6	7	4	21	0	0	0	0	0	1	1	3	4	0	1	0	0	0	0
福岡						0															
佐賀	1	1	9	9	7	27	1	1	9	9	1	1	1	3	3	1	0	0	0	0	0
長崎						0															
大分	1	2	15	3	0	21	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0
宮崎	1	1	8	14	0	24	1	0	1	4	0	1	0	3	2	0	1	0	3	1	0
熊本	1	1	13	27	11	53	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	4	19	21	0	45	0	1	6	1	0	0	1	4	3	0	0	2	5	0	0
沖縄						0															

	ウェブ等でアンケートを配布し意見を 集約した					支部内の職場委員が意見を集約した					評議会等と連携をはかり意見を集約 した					会計年度任用職員からの意見をあわ せて集約した				
	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合
全国計	9	13	110	62	13	10	11	18	8	0	8	11	53	12	1	8	7	33	13	3
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
岩 手	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
宮 城	1	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
山 形	1	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
福 島	1	0	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	1	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	2	1	10	7	0	1	0	0	0	0	1	1	9	0	0	1	1	3	0	0
茨 城	0	1	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0
神奈川	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	5	1	0	0	0	3	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	3	1	3	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1
富 山	1	2	11	2	2	0	1	1	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
岐 阜	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	1	0	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4	2	0	0	0	1	1	0
滋 賀	0	0	16	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1
京 都	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0
大 阪	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
兵 庫	0	0	3	3	0	0	0	2	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0
岡 山	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広 島	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	2	1	0
鳥 取	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
島 根	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1	3	1
山 口	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0
香 川	0	1	7	9	2	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	2	0	0
徳 島	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高 知	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福 岡																				
佐 賀	0	0	3	4	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
長 崎																				
大 分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0
熊 本	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
鹿児島	0	1	5	3	0	0	2	3	1	0	0	1	1	1	0	0	2	1	2	0
沖 縄																				

	ジェンダー平等の観点から賃金・職場実態を点検した					執行部で検討し作成した					県本部、中央本部のモデル要求書を使用した					その他				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	1	1	6	3	0	27	41	242	152	31	4	17	197	142	18	3	4	17	13	3
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	0	1	3	9	0	0	0	0	1	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	1	1	4	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	0	0	0	0	1	7	2	0	0	1	7	1	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	2	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	1	1	9	11	2	0	0	6	10	2	0	1	2	2	0
新潟	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	1	0	8	1	0	0	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	2	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
栃木	0	0	0	0	0	2	1	10	7	0	2	1	10	7	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	1	7	4	0	0	1	5	4	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	5	4	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	1	0	0	0	1	8	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	1	0	0	0	2	6	10	1	1	0	1	5	1	0	0	1	4	1	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	0	0	0	0	12	10	2	0	0	9	10	1	0	0	2	1	1
富山	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	9	4	3	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	1	1	4	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	2	4	4	0	0	0	3	3	1	0	1	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	2	8	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	1	1	0	1	2	8	7	1	0	1	8	6	1	1	0	0	1	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	3	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	1	2	4	4	1	0	2	3	1	0	0	0	0	1	0
大阪	0	0	1	0	0	0	0	10	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	1	0	0	1	2	9	6	1	0	0	13	3	0	0	0	4	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1
広島	0	0	1	0	0	1	0	5	2	0	0	1	9	4	0	0	0	0	1	0
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	3	4	0	0	0	2	6	0	0	0	0	1	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	0	0	6	11	4	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	1	1	5	4	0	0	1	5	2	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	1	0	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	3	1	3	6	0	0	1	4	5	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	9	9	1	0	1	9	9	1	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	10	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	1	0	5	8	0	0	0	4	10	0	0	0	0	2	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	7	2	1	0	0	0	0	1
鹿児島	0	0	0	1	0	0	2	11	10	0	0	0	12	6	0	1	0	0	1	0
沖縄																				

	2. 職場委員会、分会は十分に機能しているか ※下記のうちから、該当するものを選択してください(複数回答可)。																			
	結果																			
	職場委員は職場単位に配置され、意見を集約している					配置しているが、機関紙配布など情報伝達機能のみ					職場委員会は存在しない					その他				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	22	23	159	117	22	11	13	111	31	9	5	5	51	56	19	1	2	12	4	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	1	2	0	0	1	4	1	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0
岩手	1	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
宮城	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	0
秋田	1	1	2	1	0	2	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
山形	1	1	12	22	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	1	5	10	1	1	0	5	5	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0
新潟	1	0	6	1	0	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1	0	6	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	8	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
千葉	0	0	3	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	4	7	1	1	1	1	3	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	9	13	1	0	0	2	0	2	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0
富山	1	2	2	2	2	1	0	7	2	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
福井	1	0	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
静岡	0	0	2	1	0	0	1	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
愛知	0	2	2	1	1	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
三重	1	1	6	3	1	0	1	3	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	0	6	2	1	0	0	7	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0
京都	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
奈良	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	3	4	1	0	2	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	4	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	0	0	4	2	0	1	1	10	1	0	0	1	8	2	1	0	0	2	0	0
岡山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
広島	1	0	5	2	0	0	0	3	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0
鳥取	0	0	2	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
島根	1	1	6	11	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	1	0	2	2	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	9	2	0	0	0	0	0
徳島	3	1	2	2	0	1	0	1	1	1	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	1	3	4	0	0	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	1	1	9	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	12	3	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	1	3	2	0	1	1	5	8	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
熊本	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2	4	0	0	0	0	0
鹿児島	0	1	11	10	0	1	1	7	1	0	0	0	1	4	0	0	0	1	1	0
沖縄																				

3. 職場からあがった意見、要望のうち、最も重視している要求項目は何か
※下記のうちから、該当するものを選択してください(複数回答可)。

結果

	人員確保					賃金改善					労働時間短縮					職場環境改善や労働安全衛生活動				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合
全国計	29	42	288	194	38	25	34	195	129	36	21	24	121	74	15	16	24	143	78	12
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	1	4	7	0	0	1	2	5	0	0	1	1	1	0	0	0	5	6	0
岩手	1	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	2	0
宮城	0	1	6	0	2	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0
秋田	0	1	5	2	0	0	1	3	0	0	0	1	4	1	0	1	0	2	1	0
山形	1	1	12	20	6	1	1	12	20	6	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0
福島	1	1	10	17	2	1	1	8	6	2	1	1	3	3	1	1	1	5	10	0
新潟	1	0	8	1	0	1	0	4	1	0	1	0	3	0	0	0	0	2	0	0
群馬	2	1	8	11	1	2	1	8	8	1	0	0	0	0	0	2	1	5	7	0
栃木	2	1	10	7	0	2	1	10	7	0	2	1	10	7	0	1	0	0	0	0
茨城	0	1	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
埼玉	0	1	6	10	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	13	0	0	0	1	7	0	0	0	0	3	0	0	0	1	5	0	0
千葉	0	0	7	1	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0
神奈川	1	6	10	1	1	0	4	7	0	0	0	3	2	0	0	0	4	4	1	0
山梨	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	13	9	4	0	0	9	8	3	0	0	4	3	1	0	0	5	6	3
富山	1	2	8	5	3	1	2	7	3	4	1	2	9	3	2	0	1	6	0	1
石川	1	0	3	0	0	1	0	3	0	0	1	0	3	0	0	1	0	3	0	0
福井	1	1	3	0	0	1	1	2	0	1	1	1	4	0	0	1	1	4	0	0
静岡	0	2	4	4	1	0	1	3	3	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	1
愛知	0	2	7	1	1	0	2	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	5	0	0
岐阜	0	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	0	0
三重	1	2	9	7	1	1	0	6	4	1	1	0	5	0	0	1	1	5	4	0
滋賀	1	1	8	4	1	1	1	6	4	1	0	0	1	0	0	2	0	4	0	2
京都	0	3	2	0	1	0	3	1	0	1	0	1	1	1	0	0	2	1	0	1
奈良	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
和歌山	1	2	4	5	1	1	2	2	3	0	1	2	1	2	0	1	2	3	3	1
大阪	0	0	9	1	2	0	0	5	0	1	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0
兵庫	1	1	20	4	1	1	2	11	2	1	0	1	6	1	1	0	2	11	3	0
岡山	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	8	4	0	0	1	3	1	0	1	0	3	1	0	0	0	3	3	0
鳥取	0	0	4	6	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3	3	0
島根	0	0	6	8	4	1	0	7	5	4	0	1	0	3	0	0	0	1	4	1
山口	1	1	7	2	0	1	1	6	2	0	1	0	3	3	0	1	1	4	1	0
香川	1	1	7	9	2	1	1	7	9	2	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳島	3	1	6	5	0	3	0	3	5	1	2	1	3	1	0	0	1	2	2	0
愛媛	2	0	3	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	1	3	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福岡																				
佐賀	1	1	9	9	1	1	1	9	9	1	1	1	9	9	1	1	1	9	9	1
長崎																				
大分	0	0	9	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	1	0	0	0	4	1	0
宮崎	1	1	7	11	0	1	1	4	4	0	1	0	2	0	0	1	1	3	7	0
熊本	0	0	5	2	1	0	0	2	1	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	1
鹿児島	1	2	11	12	0	1	2	5	6	0	0	1	2	1	0	0	1	13	2	0
沖縄																				

						4. 交渉への参加・報告の仕方は、どのようにしたか ※下記のうちから、該当するものを選択してください(複数回答可)。														
						結果														
	その他					執行部のみが交渉に参加し、その経過について別会場の組合員に逐一報告した					執行部と職場委員が交渉に参加し、組合員には後日報告した					交渉していない				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	1	5	19	16	7	8	10	76	62	17	15	12	76	47	13	3	6	90	76	13
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0
青森	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	4	9	0
岩手	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	1	0
宮城	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	2	0	0
秋田	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	2	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	11	16	5	0	0	0	1	0	0	0	1	5	3
福島	0	0	2	0	0	0	0	3	4	1	1	0	0	1	1	0	0	3	5	2
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	8	1	0
群馬	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0
栃木	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	1	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5	9	0
東京	0	1	1	0	0	0	1	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0
神奈川	0	0	1	0	1	0	2	3	0	0	1	1	2	0	0	0	0	2	1	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	2	1	0	0	0	3	4	1	0	0	1	3	1	0	0	4	5	0
富山	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	2	7	1	2	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
静岡	0	0	0	0	1	0	0	3	2	1	0	1	0	2	0	0	1	1	0	0
愛知	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0
三重	0	0	0	0	0	1	0	4	5	1	0	0	1	2	0	0	0	3	2	0
滋賀	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	13	4	3	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1
大阪	0	0	0	1	0	0	0	7	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
兵庫	0	1	1	0	0	1	0	4	0	1	0	0	7	4	0	0	0	10	2	0
岡山	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
広島	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	1	3	1	0
鳥取	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	5	7	4	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0
山口	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4	2	0
香川	0	0	0	0	0	0	1	3	5	1	1	0	4	4	0	0	0	0	0	1
徳島	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	2	1	2	0	1	0	0	4	6	2
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	1	3	3	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	9	1	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	5	0	0	0	2	2	0
熊本	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2
鹿児島	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	2	0	1	0	6	6	0
沖縄																				

						5. 要求内容、交渉、妥結状況を組合員と共有できているか ※下記のうちから、該当するものを選択してください(複数回答可)。														
						結果														
	その他					職場集会で情報共有している					職場委員から直接伝達している					機関紙、SNSで情報共有している				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	4	13	73	35	5	11	19	92	79	11	3	6	42	42	10	32	40	295	131	25
北海道	0	0	0	0	0	0	0	6	12	0	0	0	2	1	0	1	3	19	25	2
青森	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0
宮城	0	0	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1
秋田	0	0	1	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	3	8	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6
福島	0	1	5	8	0	0	0	4	6	0	0	0	1	2	1	1	1	8	12	1
新潟	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	10	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
栃木	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	7	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	9	4	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0
東京	0	0	4	0	0	0	1	4	0	0	0	1	1	0	0	2	2	23	0	1
千葉	0	0	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0
神奈川	1	3	4	1	0	0	4	1	2	0	0	0	0	0	1	2	5	11	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	5	2	1	0	0	4	6	0	0	0	1	3	1	0	0	10	8	4
富山	1	0	4	1	2	1	0	4	3	4	0	1	2	0	0	1	2	9	4	1
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	3	1
愛知	0	0	4	0	0	0	1	3	1	0	0	2	1	0	0	0	2	6	1	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
三重	0	1	1	0	0	0	2	3	3	0	0	0	3	4	0	1	1	8	2	1
滋賀	0	0	0	0	0	2	0	4	1	1	0	0	0	0	1	1	1	13	2	2
京都	0	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1
奈良	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
和歌山	0	2	2	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	1	2	3	3	0
大阪	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	1
兵庫	0	2	4	1	0	1	0	1	2	0	0	0	3	2	0	1	2	21	2	1
岡山	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	2	2	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1	8	1	0
鳥取	0	0	1	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4	0
島根	0	0	0	1	0	0	1	6	7	2	0	0	2	4	3	1	0	4	1	0
山口	1	0	0	2	0	1	1	3	1	0	0	0	1	2	0	1	1	4	3	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	5	9	0	1	0	0	0	0	1	1	7	1	0
徳島	0	0	0	1	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	3	2	0	3	3	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0
高知	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	3	1	1
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	9	0	0	1	8	0	1
長崎																				
大分	0	0	14	3	0	0	0	6	2	0	0	0	8	2	0	0	0	10	2	0
宮崎	0	1	3	2	0	0	1	2	6	0	0	0	1	0	0	1	1	7	7	0
熊本	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	3	1	0
鹿児島	0	1	2	2	0	0	2	2	2	0	0	0	4	4	0	1	2	8	4	0
沖縄																				

	IV 労使関係ルール確立の取り組み																			
	1. 労使関係ルール確立の取り組みについて要求した																			
	結果																			
	未周知					労使関係ルールに関する交渉を実施した					労使関係ルールに関する合意、妥結事項を書面、協定書で確認した					労使関係ルールについては、春闘期以外で単組独自で要求し、妥結(合意)している				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	2	1	25	20	9	8	10	90	62	8	1	7	61	55	8	17	23	110	74	25
北海道	1	1	4	0	0	0	0	3	6	0	0	1	6	12	0	1	2	12	7	2
青森	0	0	2	5	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	2	0
岩手	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
宮城	0	0	1	0	1	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
秋田	1	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	22	8
福島	0	0	1	3	2	1	1	3	4	1	0	0	0	2	0	0	0	2	4	1
新潟	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0	1	0	2	0	0	0	0	3	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9	11	1
栃木	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	1	4	0	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	1	3	0	0	1	3	1	0	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	2	6	1	0	0	6	10	1	0	0	1	0	0
富山	0	0	1	1	0	1	1	5	2	1	0	1	6	3	3	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
愛知	0	0	0	0	1	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
三重	0	0	1	0	0	0	1	3	5	0	0	0	1	3	0	1	1	2	1	0
滋賀	0	0	0	2	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1
京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0
奈良	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	2	1	0	0
大阪	0	0	1	0	1	0	1	6	1	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	1
兵庫	0	0	3	1	0	1	0	6	1	0	0	0	1	1	0	0	1	9	4	1
岡山	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
広島	0	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	6	2	0	1	1	0	1	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7	11	4	0	0	0	0	0
山口	0	0	1	0	0	0	1	1	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	1
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	4	2
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	7	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3	0
宮崎	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	3	1	0	1	0	3	2	0
熊本	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	2	1	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
沖縄																				

	Ⅴ「要求基準」の前進回答の状況について																			
	1. 公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した																			
	要求した										事前に人員要求をするための職場点検活動 (各職場における必要人員の点検)を実施した									
											点検									
											実施した					実施していない				
	これまで要求したことはない																			
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	2	26	28	8	28	44	305	200	34	13	17	89	49	20	12	19	165	123	21
北海道	0	0	0	6	0	1	3	9	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	2	9	0	0	0	4	7	0	0	1	0	0	0	0	0	4	10	0
岩手	0	0	2	1	0	1	0	5	2	0	1	0	1	1	0	0	0	4	1	0
宮城	0	0	1	0	0	1	1	3	0	1	0	0	1	0	2	1	1	4	0	0
秋田	0	0	1	0	0	0	1	7	2	0	0	1	0	0	0	1	0	7	2	0
山形	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0
福島	0	0	1	3	2	1	1	6	13	1	1	0	3	4	2	0	1	7	13	0
新潟	0	0	1	0	0	1	0	9	1	0	1	0	2	0	0	0	0	9	1	0
群馬	0	0	0	0	0	1	1	9	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	2	1	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	2	0	0	2	2	34	1	1	0	1	5	0	0	0	0	5	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	5	1	0	0	0	4	0	0
神奈川	0	0	0	1	0	2	7	11	2	1	0	5	7	0	1	1	1	4	1	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	1	1	0	0	8	7	1	0	0	2	3	1	0	0	10	9	2
富山	0	0	0	0	0	1	2	5	1	1	1	2	3	0	1	0	0	2	1	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	1	0	0	1	1	3	0	1	0	0	2	0	0	1	1	1	0	1
静岡	0	1	0	0	0	0	2	4	4	1	0	0	2	0	0	0	2	1	4	1
愛知	0	0	1	0	0	0	2	7	1	1	0	0	3	0	0	0	2	6	1	1
岐阜	0	0	2	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0
三重	0	0	2	1	1	0	1	6	7	1	1	0	1	3	0	0	2	7	5	1
滋賀	0	0	1	0	1	1	0	9	0	1	1	0	8	0	1	0	0	1	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0
和歌山	0	0	1	3	0	1	2	4	4	1	0	0	0	1	1	0	2	4	3	0
大阪	0	0	1	0	1	0	1	12	0	2	0	0	3	0	0	0	0	6	0	2
兵庫	0	0	5	0	0	0	1	15	3	1	0	0	6	2	0	1	1	16	4	1
岡山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
広島	0	0	0	0	0	1	1	9	4	0	0	0	4	1	0	1	1	6	3	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0	2	0	0	0	0	2	6	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	1	0	6	4	4	0	1	1	7	0
山口	0	0	1	0	0	1	1	12	5	0	1	0	1	1	0	0	1	4	2	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	1	1	4	1	0	0	0	3	8	2
徳島	0	0	0	1	1	3	1	5	7	0	0	1	1	0	0	2	0	4	7	3
愛媛	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	1	0	5	4	2	1	0	0	1	0	0	0	4	3	2
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	9	8	0	0	1	1	0	0	0	0	8	8	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	2	0	1	1	8	13	0	0	0	1	2	0	1	1	6	11	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	6	2	2	0	0	1	0	0	0	0	5	2	4
鹿児島	0	1	0	0	0	0	2	10	5	0	0	1	1	3	0	0	1	12	11	0
沖縄																				

	人員確保について要求した結果																			
	結果										※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください (複数回答可)									
	前進回答があった					現在協議中					人員確保に対する基本認識の確認を行った					人員配置、採用計画(具体的な採用職種・採用人数)等が明らかにされた				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	9	7	53	44	10	14	19	136	71	15	11	6	46	39	7	8	5	32	12	5
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	1	2	0	0	1	2	6	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	1	1	1	4	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	1	0	4	7	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3	3	1
福島	0	0	0	3	1	0	0	6	12	1	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1
新潟	1	0	1	0	0	0	0	5	0	0	1	0	2	0	0	1	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	2	1	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	3	0	0	0	1	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	3	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	1	3	2	0	0	0	2	8	1	1	0	2	2	0	0	1	2	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	10	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	1	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	1	0	1	0	2	5	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	3	0	1	1	6	5	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	2	0	0	0	1	7	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
兵庫	1	0	7	0	1	0	1	4	2	0	1	0	7	0	1	0	0	4	0	1
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	5	0	0	0	0	5	3	0	1	0	3	0	0	1	0	3	1	0
鳥取	0	0	1	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0
島根	0	1	7	11	4	1	0	0	0	0	0	1	7	11	4	0	0	1	1	1
山口	0	0	0	0	0	1	1	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	1	1	7	7	0	0	0	0	2	1	1	1	7	7	0	1	1	7	1	0
徳島	2	0	2	0	0	1	1	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	1	1	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	2	3	0	0	0	5	5	0	0	0	2	4	0	0	0	1	1	0
熊本	0	0	2	1	0	0	0	2	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

	専門職をはじめ人員確保のための実効ある対策が具体化された					緊急時および災害時に必要な人員が確保された					恒常的休職者が正規職員で補充された					業務量に見合った条例定数および定数管理計画が見直された				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	0	0	6	5	0	0	1	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	3	0	0
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

											2. 賃金の運用改善を要求した									
											要求した					初任給格付けの改善を要求した				
																要求した				
	離職防止対策が講じられた					着実な定年引き上げへの対応が図られた														
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合										
全国計	0	1	3	1	0	0	0	3	1	0	29	47	311	220	37	21	38	237	180	26
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	1	3	19	35	2
青森	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	3	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	1	0	5	2	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	1	1	0	2	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	3	0	0	0	4	2	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6	1	1	12	20	6
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	13	1	0	1	6	13	1
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	1	0	1	0	3	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	9	0	0	0	0	2	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	7	0	2	0	5	1	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	5	1	0	1	7	2	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	1	6	10	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	34	1	1	2	2	34	1	1
千葉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	4	0	0
神奈川	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	7	11	2	1	1	7	11	2	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	1	0	0	5	5	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	1	2	10	5	2
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	0	0	2	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	4	0	0	0	3	4	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	1	0	1	3	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	3	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	6	1	0	1	3	3	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	0	3	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1	2	0	1
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	1	2	0	1	1
大阪	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	10	0	1	0	1	5	0	1
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	11	3	1	1	1	4	2	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7	4	0	0	0	5	3	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	2	4	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	11	4	1	1	6	10	4
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	5	0	1	1	5	2	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	7	0	1	1	2	6	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	8	0	0	1	8	8	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	8	13	0	1	1	8	12	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	2	0	0	5	1	2
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	11	0	0	1	11	8	0
沖縄																				

											昇格運用の改善を要求した									
	結果										要求した					結果				
	前進回答があった					現在協議中										前進回答があった				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合
全国計	1	3	11	5	1	9	15	93	55	9	22	40	245	184	32	0	0	7	2	1
北海道	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	1	1	0
岩手	1	0	0	0	0	0	0	5	2	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	1	0	0	1	0	3	0	1	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0
福島	0	0	1	1	0	0	0	4	9	1	0	1	6	12	1	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	2	0	4	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	1	7	2	0	0	1	6	2	1	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	2	2	34	1	1	0	0	0	0	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	2	0	0	0	0	3	10	0	1	2	2	11	2	1	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	1	0	0	7	3	0	0	0	6	6	1	0	0	1	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	5	4	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	1	3	3	1	0	0	0	1	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
京都	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0
奈良	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	1	0	0	0	1	3	0	1	0	1	7	0	1	0	0	1	0	0
兵庫	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	1	1	4	1	1	0	0	2	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0	8	4	0	0	0	1	0	0
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	1	1	6	10	4	0	1	6	11	4	0	0	0	0	0
山口	0	0	1	0	0	1	1	4	2	0	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	1	1	6	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	1	7	7	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0	1	1	7	12	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	11	8	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

						上位昇給の活用を要求した														
											結果									
	現在協議中					要求した					前進回答があった					現在協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	11	18	102	66	15	15	27	196	152	24	0	0	3	0	0	5	9	64	46	7
北海道	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	1	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
宮城	1	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
秋田	0	1	4	1	0	0	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0
山形	0	0	0	1	1	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福島	0	0	4	11	1	0	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0
新潟	1	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	4	0	0	2	2	34	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
千葉	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	0	1	10	0	1	0	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5	0	1
山梨	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	5	4	1	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0
富山	0	0	0	0	0	1	2	11	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
静岡	0	0	2	2	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
愛知	0	2	4	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
岐阜	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	4	5	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0
滋賀	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
京都	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大阪	0	1	6	0	1	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1
兵庫	0	1	1	1	1	0	1	4	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	7	3	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0
鳥取	0	0	3	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
島根	0	1	6	11	4	0	1	4	8	4	0	0	0	0	0	0	1	4	8	4
山口	1	1	4	4	0	1	1	4	3	0	0	0	0	0	0	1	1	4	3	0
香川	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	3	1	0	1	0	1	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
愛媛	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	4	2	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	7	7	0	1	1	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	1	2	0	0	1	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
沖縄																				

																3. 中途採用者の賃金改善を要求した				
	高齢層職員の昇給を要求した															要求した				
	要求した					結果														
						前進回答があった					現在協議中									
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	
全国計	25	42	232	172	26	0	1	10	11	0	14	17	98	51	10	17	36	257	180	27
北海道	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2
青森	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	2	3	0
岩手	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	0	3	2	0
宮城	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	1	4	0	1
秋田	0	1	5	2	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	0	0	1	5	2	0
山形	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6
福島	0	1	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	0	0	1	7	10	1
新潟	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	7	1	0
群馬	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1	1	4	3	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0	0	5	3	0
茨城	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
埼玉	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0
東京	2	2	34	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	2	2	34	1	1
千葉	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	6	0	0
神奈川	2	4	9	2	1	0	0	0	0	0	0	2	8	0	1	1	6	11	2	1
山梨	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	6	5	1
富山	1	2	7	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	9	5	2
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	1	2	0	0
静岡	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	3	0
愛知	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	4	0	0
岐阜	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0
三重	0	1	3	3	1	0	0	0	0	0	1	0	3	5	0	0	1	4	3	0
滋賀	1	0	5	0	2	0	0	0	0	0	1	0	5	0	2	0	0	0	0	0
京都	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
和歌山	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
大阪	0	1	9	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7	0	1	0	1	8	0	1
兵庫	1	1	6	1	0	0	0	2	0	0	0	1	2	1	0	0	1	9	1	1
岡山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	0	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	1	8	4	0
鳥取	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	4	0
島根	0	1	7	10	4	0	0	0	0	0	0	1	7	10	4	1	1	6	11	4
山口	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0	1	1	5	3	0
香川	1	1	7	9	2	0	1	7	9	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	3	1	1	8	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	1	3	6	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	9	7	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	1	7	7	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	1	1	7	12	0	0	0	0	1	0	0	0	7	3	0	1	1	8	12	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2
鹿児島	0	2	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	14	10	0
沖縄																				

																4. 再任用職員の処遇改善を要求した				
																要求した				
	結果																			
	今回、改善を勝ち取った					今回、合意に至らなかった					継続協議中									
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	
全国計	0	0	15	4	3	2	6	39	28	6	10	15	94	53	7	25	42	255	166	21
北海道	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	1	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	1	0	1	0	4	1	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	0	1	1	1	3	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	1	0	0	1	6	1	0
山形	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	12	20	6
福島	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	6	7	1	0	1	7	11	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	4	0	0	1	0	8	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	3	0	0	0	2	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	4	1	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0
東京	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	2	2	34	1	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	8	0	0
神奈川	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	3	7	0	1	2	5	9	1	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	5	2	0	0	0	5	5	1
富山	0	0	0	0	0	1	2	9	5	2	0	0	0	0	0	1	1	7	4	0
石川	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	1	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	2	1	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	0	1	6	4	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
京都	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	1	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	0	1	0	1	8	0	1
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	5	1	0	1	2	11	1	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
広島	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	4	0	1	1	9	2	0
鳥取	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4	5	0
島根	0	0	1	0	0	0	0	1	8	2	1	1	4	3	2	1	1	7	11	4
山口	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	4	3	0	1	1	5	3	0
香川	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4	8	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	1	0	3	1	3	6	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8	7	0
長崎																				
大分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	5	4	0	1	1	8	11	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	2	14	8	0
沖縄																				

	結果																			
	職務・級の格付けを改善した					一時金の支給月数を常勤職員と同月数となるよう引き上げた					今回、合意に至らなかった					継続協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	1	2	5	4	0	0	0	2	1	2	4	4	40	25	2	13	17	96	44	5
北海道	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	1	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	5	8	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	4	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	6	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	7	0	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	5	3	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	4	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	1
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5	1	0
岡山	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	8	2	0
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	1	0
島根	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	6	7	1	0	0	1	3	2
山口	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0
香川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	9	0
徳島	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	1	0	1	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	6	4	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
沖縄																				

	5.「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」を活用し、会計年度任用職員の処遇改善を要求した																			
	要求した					結果														
						給料(報酬)について昇給(幅・上限等)等の運用改善を勝ち取った					協議を行ったが勝ち取れなかった					継続協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	16	29	198	153	21	0	1	5	3	0	4	3	41	41	10	8	12	72	33	5
北海道	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
宮城	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
秋田	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0
山形	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0
福島	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	4	1
新潟	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	2	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	4	3	0
茨城	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0
埼玉	0	1	7	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	1	3	10	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	8	0	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	1	0
富山	1	1	9	5	1	0	0	0	0	0	1	1	9	5	1	0	0	0	0	0
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
静岡	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	1	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5	0	1
兵庫	0	1	7	3	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	4	1	0
岡山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	1	0
鳥取	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
島根	0	0	6	10	4	0	0	0	0	0	0	0	3	7	2	0	0	3	3	2
山口	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	0
徳島	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	8	7	0	0	0	1	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	1	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4	2	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	2	11	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

	6. 会計年度任用職員制度の病気休暇の有給化を要求した																			
	要求した					結果														
						国通り(年10日)の有給化を勝ち取った					国以上の有給化を勝ち取った					継続協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	21	24	204	155	20	24	33	233	137	28	0	0	4	2	0	7	9	63	55	7
北海道	1	3	19	35	2	1	1	10	15	2	0	0	1	0	0	0	2	1	10	0
青森	0	0	0	2	0	0	1	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	1	0	5	1	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
宮城	1	0	2	0	1	1	1	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
秋田	0	0	7	2	0	2	1	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0
山形	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	3	7	0	1	1	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1
新潟	1	0	4	1	0	1	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
茨城	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	2	21	1	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0
千葉	0	0	3	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
神奈川	1	5	9	1	1	2	7	11	2	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0
山梨	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	3	3	1	0	0	13	17	5	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0
富山	1	1	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	4	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	0	1	0	1	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
静岡	0	0	3	1	0	0	2	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	5	1	0	0	1	8	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	1	4	3	0	1	2	9	8	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	0	0	1	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	1	2	2	0	0	1	2	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	9	1	1	1	1	13	2	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
兵庫	0	1	7	4	0	1	1	20	6	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
岡山	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0
広島	0	0	4	2	0	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
鳥取	0	0	2	4	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
島根	1	0	7	5	3	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2
山口	1	0	6	3	0	1	1	7	4	0	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	8	2
徳島	2	0	4	6	0	2	1	6	9	3	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	1	0	1	0	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福岡																				
佐賀	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
宮崎	1	1	8	13	0	1	1	8	14	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	0	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
沖縄																				

						7. 会計年度任用職員の公募によらない採用の上限回数撤廃を要求した														
						要求した					結果									
	※すでに有給化されている										上限を撤廃した					上限を引き上げた				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	7	17	67	36	7	16	20	139	111	17	3	1	18	16	1	1	1	3	0	0
北海道	0	0	8	12	0	1	3	19	35	2	1	0	8	13	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山形	1	0	4	4	1	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	1	2	0	1	1	0	3	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
新潟	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	3	0	0	2	2	22	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	3	2	0	1	2	2	9	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	1	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	3	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	1	1	6	3	0	1	0	7	2	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
岡山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	1	1	5	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	1	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	1	2	1	0	1	6	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	1	3	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	2	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	1	0	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	1	1	2	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	1	3	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

																Ⅵ 働きやすい職場づくりにむけた取り組み				
																1. 長時間労働の是正と確実な休暇取得等について要求した				
																要求した				
	協議を行ったが勝ち取れなかった					継続協議中					※すでに公募によらない採用の上限はない									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合					
全国計	3	2	18	17	1	7	9	43	37	4	1	9	88	98	13	30	46	324	217	34
北海道	0	0	3	7	0	0	2	2	19	1	0	0	11	50	1	1	3	19	35	2
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	5	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	0	5	2	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	7	3	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	18	5	1	1	12	20	6
福島	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	3	1	1	1	6	12	0
新潟	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5	0	0	1	0	8	1	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	6	1
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	10	7	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	5	1
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	6	10	0
東京	0	0	0	0	0	2	2	8	1	0	0	0	15	0	0	2	2	34	1	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	7	0	0
神奈川	1	0	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0	1	0	0	2	6	11	2	1
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	3	3	0	0	0	8	6	1
富山	1	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	11	5	3
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0	1
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	3	1
愛知	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	5	1	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	1	7	5	0
滋賀	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	2
京都	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	1
大阪	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	1	0	1	13	0	2
兵庫	0	0	3	0	1	1	0	1	2	0	0	0	2	2	0	1	2	17	3	1
岡山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	7	1	0	1	1	9	2	0
鳥取	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	6	0
島根	0	0	1	5	0	0	0	3	1	1	0	1	2	4	3	1	1	7	11	4
山口	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	1	1	5	4	0
香川	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	3	1	5	6	1
愛媛	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	0	4	1	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9	8	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	2	0	1	1	8	13	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7	2
鹿児島	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3	5	0	0	2	15	12	0
沖縄																				

	適正な労働時間管理と長時間労働の是正について要求した															36協定または36協定に準ずる書面協定の締結を要求した				
	要求した					結果										要求した				
						前進回答があった					現在協議中									
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	
全国計	29	45	304	199	30	1	3	18	10	6	12	17	128	59	10	14	29	203	162	23
北海道	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2
青森	0	1	2	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0
岩手	1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	1	0	2	2	0
宮城	1	1	3	0	1	0	0	0	0	1	1	1	5	0	1	0	1	3	0	1
秋田	0	1	7	3	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	0	0	0	4	2	0
山形	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6
福島	1	1	5	12	0	0	0	1	1	1	0	0	3	9	0	0	1	4	7	0
新潟	1	0	7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0	3	1	0
群馬	1	1	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0
栃木	2	1	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	0
埼玉	0	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0
東京	2	2	34	1	1	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	21	1	1
千葉	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	3	0	0
神奈川	2	6	11	2	1	0	1	1	0	1	0	3	9	0	0	1	4	9	1	1
山梨	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
長野	0	0	6	5	0	0	0	1	1	0	0	0	7	1	0	0	0	3	2	0
富山	1	2	11	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	10	5	1
石川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	0	0	0	0	1
静岡	0	1	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	1	0
愛知	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	1	3	0	0
岐阜	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	2	6	4	0	0	0	0	1	0	1	1	5	5	0	0	1	3	2	0
滋賀	1	0	5	0	2	0	0	0	0	0	1	0	5	0	2	0	0	0	0	0
京都	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
奈良	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
和歌山	1	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0
大阪	0	1	12	0	2	0	0	1	0	0	0	1	9	0	2	0	0	7	0	1
兵庫	1	2	15	3	1	0	0	4	0	0	0	1	5	2	1	0	1	8	2	0
岡山	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	1	10	2	0	0	0	1	0	0	1	0	9	2	0	0	0	10	2	0
鳥取	0	0	4	5	0	0	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	3	4	0
島根	1	1	7	11	4	0	0	3	2	2	0	1	4	9	2	1	1	7	11	4
山口	1	1	5	3	0	0	0	1	0	0	1	1	4	3	0	1	1	1	3	0
香川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	1	1	7	9	0	1	1	7	9	2
徳島	2	1	5	4	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2	4	1
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	9	8	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0	0	1	4	6	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	1	1	8	13	0	0	0	0	1	0	0	0	7	4	0	1	1	8	12	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2
鹿児島	0	2	14	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	11	0
沖縄																				

											年5日以上有給休暇の確実な取得と週休日の 振替運用の適正化について要求した									
	結果										要求した					結果				
	締結した					締結していない										前進回答があった				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合
全国計	7	16	68	34	14	2	5	39	28	2	11	26	228	178	24	1	3	19	18	6
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	1	1	0
岩手	0	0	2	0	0	1	0	0	2	0	1	0	3	2	0	0	0	0	1	0
宮城	0	1	4	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	1
秋田	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0
福島	0	1	1	0	1	0	0	2	7	0	0	1	6	10	0	0	0	1	1	0
新潟	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	4	2	1	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	21	1	1	0	1	0	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	1	3	5	0	1	0	1	4	0	0	0	0	10	2	1	0	0	2	0	1
山梨	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	2	2	1	0	0	2	2	0	0	0	5	4	0	0	0	0	1	0
富山	1	2	10	5	1	0	0	0	0	0	1	2	8	5	1	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0
愛知	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	1	5	4	0	0	0	0	2	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	0	0	0	1	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	1	0	0	2	0	0
兵庫	0	1	3	1	0	0	0	4	1	0	0	1	11	3	0	0	0	3	0	0
岡山	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	0	0	7	2	0	0	0	3	0	0	0	0	10	2	0	0	0	1	1	0
鳥取	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	1	0
島根	1	1	7	11	4	0	0	0	0	0	0	1	6	11	4	0	0	1	3	3
山口	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0
香川	1	1	7	4	2	0	0	0	5	0	1	1	7	9	2	0	1	2	2	0
徳島	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	8	7	0	0	0	0	1	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	2	1	0	0	0	3	6	0	1	1	8	12	0	0	0	1	2	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	14	10	0	0	0	2	2	0
沖縄																				

						2. ハラスメント対策について要求した																			
						要求した					相談窓口の設置や研修実施、対応方針・マニュアル策定について要求した					結果									
																要求した					前進回答があった				
	現在協議中																								
都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合						
全国計	5	8	87	48	6	25	38	269	192	27	22	29	242	175	26	4	1	32	29	7					
北海道	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0					
青森	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0	0	0	2	2	0	0	0	2	1	0					
岩手	1	0	3	1	0	1	0	4	1	0	1	0	4	1	0	0	0	1	0	0					
宮城	1	0	2	0	1	1	1	3	0	1	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1					
秋田	0	0	2	1	0	0	1	6	2	0	0	1	6	2	0	0	0	1	1	0					
山形	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6	1	1	12	20	6	1	0	1	1	0					
福島	0	0	3	7	1	1	1	8	11	0	1	0	8	11	0	0	0	0	2	1					
新潟	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0					
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	8	0	0	0	0	0	0					
栃木	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0					
茨城	0	1	4	2	1	0	1	9	1	1	0	1	8	0	1	0	0	0	0	0					
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	6	10	0	0	1	3	9	0	0	0	0	0	0					
東京	0	0	2	0	1	2	2	22	1	1	0	0	22	1	1	0	1	0	0	1					
千葉	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0					
神奈川	0	0	7	0	0	2	2	10	2	1	2	1	10	1	1	1	0	1	0	1					
山梨	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0					
長野	0	0	5	1	0	0	0	8	9	1	0	0	6	7	0	0	0	1	3	0					
富山	0	0	0	0	0	1	2	10	5	0	1	2	10	5	0	0	0	0	0	0					
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福井	1	1	2	0	0	1	1	2	0	1	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0					
静岡	0	0	0	2	1	0	2	4	4	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0					
愛知	0	1	2	1	0	0	1	6	1	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	0					
岐阜	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0					
三重	0	0	5	3	0	0	1	7	4	0	0	1	5	5	0	0	0	1	2	0					
滋賀	0	0	4	0	0	1	0	7	0	3	1	0	7	0	3	0	0	0	0	0					
京都	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1					
奈良	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0					
和歌山	0	0	0	0	0	1	2	3	2	1	0	2	2	2	1	0	0	1	0	0					
大阪	0	1	4	0	0	0	1	11	0	1	0	1	11	0	1	0	0	2	0	0					
兵庫	0	1	3	2	0	1	2	11	3	0	1	1	6	3	0	0	0	4	0	0					
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
広島	0	0	8	1	0	1	1	10	3	0	1	1	10	2	0	0	0	2	1	0					
鳥取	0	0	3	1	0	0	0	4	5	0	0	0	4	3	0	0	0	3	0	0					
島根	0	0	5	8	1	1	1	5	11	4	1	1	5	11	4	0	0	2	6	2					
山口	0	1	2	4	0	1	1	4	4	0	1	1	4	4	0	0	0	0	2	0					
香川	1	0	5	7	0	1	1	7	9	2	1	1	7	9	2	1	0	3	3	0					
徳島	0	0	0	1	0	3	1	3	8	0	2	1	3	3	0	0	0	1	0	0					
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
高知	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0					
福岡																									
佐賀	0	0	3	0	0	0	1	8	7	0	0	1	8	7	0	0	0	0	1	0					
長崎																									
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0					
宮崎	0	0	7	3	0	1	1	8	13	0	1	1	8	13	0	0	0	3	4	0					
熊本	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0					
鹿児島	0	0	0	0	0	0	1	13	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0					
沖縄																									

	処分を定める規則等の服務規程の策定や見直し・周知について要求した																			
	現在協議中					要求した					結果									
											前進回答があった					現在協議中				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	12	14	105	36	7	8	13	109	96	7	1	1	5	6	1	3	7	51	28	3
北海道	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岩手	1	0	3	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
宮城	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
秋田	0	1	3	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	5	8	0	1	0	6	7	0	0	0	0	1	0	0	0	3	5	0
新潟	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0
千葉	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	8	0	0	1	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0
山梨	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	8	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	2	0	0	0	3	1	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
静岡	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
愛知	0	1	6	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
岐阜	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	0	4	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
滋賀	1	0	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
奈良	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	1	6	0	1	0	1	6	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3	0	1
兵庫	0	1	2	2	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
広島	1	0	7	1	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0
鳥取	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
島根	1	1	3	5	1	0	0	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6	1
山口	1	1	4	2	0	0	1	1	3	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0
香川	0	1	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	2	1	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	4	0	0	0	0	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	5	2	0	1	0	5	5	0	0	0	1	2	0	0	0	4	3	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

	3. カスタマーハラスメントの防止にむけて対策を講じるよう要求した																			
	要求した					前進回答があった					※「前進回答があった」と回答した単組は下記にもお答えください(複数回答可)									
											職場でカスタマーハラスメントの実態調査が行われた(予定も含む)					対応指針(ガイドラインやマニュアル、要綱など)が策定された(予定も含む)				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	21	34	251	185	23	3	7	41	31	8	1	1	12	6	2	3	5	32	19	4
北海道	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
岩手	1	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宮城	1	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
秋田	0	1	6	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
山形	1	1	12	20	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	1	10	10	1	0	0	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0
新潟	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	1	21	1	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1
千葉	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	2	2	8	2	1	1	1	4	1	1	0	0	1	0	0	1	1	2	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	7	8	1	0	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0
富山	1	2	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
静岡	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
愛知	0	1	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	2	4	4	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
滋賀	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
奈良	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	2	3	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大阪	0	1	11	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	1	2	5	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
岡山	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	1	10	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0
鳥取	0	0	4	5	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
島根	1	1	5	11	4	0	1	5	9	3	0	0	0	1	0	0	1	3	9	2
山口	1	0	7	5	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
香川	1	1	7	9	2	1	0	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0
徳島	2	1	5	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	1	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4	0	0
宮崎	1	1	8	13	0	0	0	2	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	1	13	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
沖縄																				

																4. メンタルヘルス対策について要求した				
																要求した				
	相談窓口が設置された(予定も含む)					管理職および職員に対し、カスタマーハラスメントに関する研修・講習等が実施された(予定も含む)					庁舎管理規則等が整備された(予定も含む)									
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合					
全国計	1	1	11	11	1	3	1	18	15	1	0	0	6	3	3	23	29	212	170	27
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
岩手	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0
宮城	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6
福島	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	5	11	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	9	0
東京	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	1	22	1	1
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	3	10	1	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5	6	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	3	1
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
静岡	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0
愛知	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
三重	0	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4	5	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	3
京都	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	1
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	3	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	10	2	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	0
島根	0	0	2	1	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	1	7	11	4
山口	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0
香川	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	5	5	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	8	13	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2
鹿児島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	11	0
沖縄																				

	職場ごとにストレスチェックの集計・分析を行い、ストレス要因の評価・改善の実施について要求した															相談窓口の充実・職場復帰支援プログラム、 過重労働対策などのメンタルヘルス対策につ いて要求した				
	要求した					結果										要求した				
						前進回答があった					現在協議中									
都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	
全国計	12	21	160	143	22	0	3	15	13	4	5	8	65	29	7	13	20	185	145	24
北海道	1	3	19	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	19	35	2
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岩 手	1	0	4	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1	0	1	0	5	1	0
宮 城	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	3	0	1
秋 田	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4	1	0
山 形	1	1	12	20	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	12	20	6
福 島	0	0	5	8	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7	1	0	0	4	9	0
新 潟	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	1	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	9	0
東 京	0	0	21	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	22	1	1
千 葉	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0
神奈川	2	2	8	0	1	0	0	1	0	1	0	1	6	0	0	0	2	10	1	1
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	5	3	0	0	0	5	3	0
富 山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	1
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0
静 岡	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0
愛 知	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0
岐 阜	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
三 重	0	1	4	2	0	0	0	1	1	0	0	0	3	2	0	0	1	4	4	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	3
京 都	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0
奈 良	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
和歌山	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	1
大 阪	0	1	9	0	1	0	0	1	0	0	0	1	5	0	1	0	1	10	0	0
兵 庫	0	1	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	1	4	2	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	10	1	0	0	0	1	1	0	0	0	8	0	0	0	0	9	1	0
鳥 取	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0
島 根	0	1	5	11	4	0	1	2	2	1	0	0	3	8	3	1	1	7	11	4
山 口	0	1	3	2	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	1	1	2	3	0
香 川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳 島	2	1	2	3	0	0	0	0	1	0	2	1	1	1	0	2	0	3	3	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
福 岡																				
佐 賀	0	0	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	7	7	0
長 崎																				
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	1	1	8	12	0	0	0	3	3	0	0	0	5	2	0	1	1	8	13	0
熊 本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2
鹿児島	0	0	1	4	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
沖 縄																				

											Ⅶ 地域公共サービスの維持・改善にむけた地方財政確立などの取り組み									
											結果									
	結果																			
	前進回答があった					現在協議中					地方財政確立にむけた自治体予算の点検あるいは地域の政策課題実現に向け首長・自治体議員等への要請行動を行った					公共サービスの重要性と拡充にむけた世論喚起(街宣行動等)に取り組んだ				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合
全国計	0	2	13	12	4	8	7	84	32	7	2	4	14	4	1	6	9	38	16	5
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山形	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	1	1	0	0	0	1	7	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
新潟	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	1	0	1	0	1	8	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	1	0	0	0	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	1	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	1	0	7	0	3	0	0	0	0	0	2	0	8	3	2
京都	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
奈良	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
大阪	0	0	1	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
広島	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	0	0
鳥取	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	1	0	2	2	1	0	7	9	2	1	0	2	3	1	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	9	2
徳島	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0
宮崎	0	0	3	2	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

Ⅷ 適切な価格転嫁・取引の適正化の取り組み																				
適切な価格転嫁や取引の適正化について要求した																				
	要求した					結果														
						※以下、取り組み状況についてお答えください(複数回答可)														
						自治体からの委託の状況・予算について点検を実施した					関係する公共民間単組と連携して要求・交渉を実施した					地方連合会・地域協議会と連携して要請に取り組んだ				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	13	15	119	74	5	0	3	19	6	0	1	3	2	1	0	0	1	3	0	0
北海道	1	3	16	24	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
新潟	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	1	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	2	2	22	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0
千葉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	1	1	6	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	3	5	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	1	1	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

	IX 春闘統一行動について																			
	1. 第1次全国統一行動(2月20日)として「時間外職場集会等」を実施した															2. 自治労3・14全国統一行動日(3月14日)として「29分時間内食い込み集会」を実施した				
	結果															結果				
	組織内議員・協力議員と連携して取り組んだ					時間外職場集会を実施した					その他、機関紙等配布等を実施した					29分時間内食い込み集会を実施した				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	3	3	5	0	0	2	1	15	12	3	8	12	84	46	5	1	0	5	2	2
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	5	9	1	0	0	0	2	0
新潟	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	8	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	1	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0
富山	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	0	1	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0
岡山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	1	3	7	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	3	0	0	0	1	0	2
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6	5	2	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

																◆＜特記事項＞ 合理化提案を受けた場合について(受けた場合は○を選択してください)				
						3. 第3次全国統一行動(3月25日)として「時間外職場集会等」を実施した														
						結果										結果				
	その他、時間外職場集会等を実施した					時間外職場集会を実施した					その他、機関紙等配布等を実施した					合理化提案を受けた・受けている				
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合
全国計	15	14	97	84	11	1	1	8	8	2	4	7	38	20	2	0	4	11	3	3
北海道	1	1	5	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	1	4	7	0	0	0	0	2	0	1	1	4	7	0	0	0	1	0	0
新潟	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
埼玉	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
神奈川	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	2	3	0	0	0	1	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
富山	1	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岐阜	0	0	3	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
三重	1	2	13	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	4	2	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	1	0	1
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0
鳥取	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
島根	1	1	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山口	1	1	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
香川	0	1	7	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
徳島	1	0	0	3	1	0	0	1	1	2	0	0	1	3	0	0	0	0	1	0
愛媛	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡																				
佐賀	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宮崎	1	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
沖縄																				

Ⅲ 賃金闘争あり方研究会報告（素案）と 今後の進め方について

1. 設立主旨

現在の自治労の賃金政策、ポイント賃金を目標とした到達目標のあり方について、いま一度検証するとともに、物価高騰・賃金引き上げ局面にある時代の変化に合わせた到達目標の設定をめざし、自治労の賃金闘争を再構築するための議論を行う。なお、2025 年 7 月までに最終報告をとりまとめ、それ以降の方針に反映していくことを目的とする。（※2024 年度第 2 回中央執行委員会で確認）

2. 委員構成

委員長：伊藤 功（自治労本部書記長）

副委員長：林 鉄兵（自治労本部総合労働局長）

事務局長：亀瀧真人（自治労本部労働条件局長）

事務局次長：上野友里子（自治労本部法対労安局長）

委員：北海道地連 山木紀彦（北海道本部書記長）

東北地連 伊藤桂一（新潟県本部書記長）

関東甲地連 飯島潤治（群馬県本部書記長）

北信地連 上山清昭（富山県本部書記次長）

東海地連 近藤邦博（愛知県本部書記長） ～2024. 3. 31

神原 光（静岡県本部書記長） 2024. 4. 1～

近畿地連 戎 剛（兵庫県本部副委員長）

中国地連 柴田真弘（岡山県本部書記長） ～2025. 3. 31

福谷陽一（岡山県本部書記長） 2025. 4. 1～

四国地連 三好康夫（香川県本部書記長）

九州地連 三木貴史（宮崎県本部書記長） ～2024. 3. 31

豊田一彦（鹿児島県本部書記長） 2024. 4. 1～2025. 3. 31

伊達憲司（宮崎県本部書記長） 2025. 4. 1～

事務局員：自治労本部総合労働局員（高山尚子、藤岡知子、津田真拓）

3. 議論経過

- ・第 1 回 2023 年 10 月 31 日開催（これまでの経過と各県本部の課題把握）
- ・第 2 回 2023 年 12 月 6 日開催（問題共有と今後の議論内容の整理）
- ・第 3 回 2024 年 1 月 30 日開催（賃金闘争力向上に向けた議論）
- ・第 4 回 2024 年 3 月 27 日開催（新たな到達目標等の設定に向けた議論）
- ・第 5 回 2024 年 4 月 24 日開催（給与制度の見直しへの対応議論）
- ・第 6 回 2024 年 6 月 14 日開催（中間論点整理のとりまとめ）
- ・第 7 回 2024 年 9 月 11 日開催（中間論点整理の地連意見集約の検証）
- ・第 8 回 2024 年 12 月 11 日開催（具体的検討課題の議論）
- ・第 9 回 2025 年 2 月 19 日開催（報告書（素案）のとりまとめ）
- ・第 10 回 2025 年 3 月 28 日開催（報告書（素案）のとりまとめ）

4. 報告書（素案）

別紙参照

5. 今後の進め方

下記のスケジュールにより、報告書を確定し、2026 年度からの方針に反映することをめざします。

・スケジュール

4/22 労働条件担当国会議にて「報告書（素案）」説明

4/24 県本部代表国会議にて「報告書（素案）」説明

<以降、5月末を目途に各地連単位で「報告書（素案）」に対する意見集約>

6月中下旬 第11回賃金闘争あり方研究会（WEB）

⇒意見集約を受けた「報告書（案）」のとりまとめ

7月下旬 臨時労働条件担当国会議にて「報告書（案）」説明

7/29・30 拡大県本部代表国会議にて「報告書（案）」説明・確定

以 上

賃金闘争あり方研究会報告（素案）

～新時代に対応した賃金到達闘争目標の設定と闘争体制の再構築に向けて～

目次

I. 賃金闘争あり方研究会の設置目的と経過.....	2
II. 自治労の賃金政策と到達闘争の現状と課題.....	4
1. 自治労第2次賃金政策の策定とポイント賃金到達闘争の提起.....	4
2. ポイント賃金到達闘争の現状と課題.....	4
3. 地域手当の導入による地域間格差.....	5
4. 地方の実態と自主性を尊重した給与制度.....	6
III. 今後の賃金闘争を検討するにあたっての課題.....	7
1. 自治労賃金政策.....	7
2. ポイント賃金到達闘争の是非を含めた賃金闘争の在り方.....	7
3. その他の課題について.....	9
4. 全体を通した賃金闘争の在り方について.....	9
IV. 今後の自治労賃金闘争について.....	10
1. 賃金政策について.....	10
2. 賃金闘争の在り方と目標について.....	11
3. 闘いの進め方.....	15
4. 統一闘争体制の強化と単組の具体的要求事項の設定に向けた体制づくり.....	19
5. その他.....	23

I. 賃金闘争あり方研究会の設置目的と経過

組合員が改善を求める事項の中心には、今もなお賃金、一時金などの改善・充実に向けられています。

これまでの公務員賃金の環境に目を向けると、1990年代以降名目賃金・実質賃金とも減少傾向が続き労働者分配率も低下を続けるとともに、地域間・職種間さらには任用形態間などの格差を生み出しました。そして2000年代以降、公務員賃金への給与抑制圧力による給与制度の見直しや自治体財政悪化による合理化攻撃により、地域間・自治体間の格差がより鮮明となりました。2010年代以降においても、長らく続く経済の低成長やデフレ下のなか、新型コロナウイルス感染症による社会活動の縮小が追い打ちをかけ、賃金引上げの見通しがたたない状況が続いてきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後（2023年5月）は、急速な社会活動の回復による経済回復が顕著にみられ、今まさに賃金引上げ局面を迎えています。社会保障費増に加えて物価高が追い打ちをかけているなかでは家計負担は増大の一途であり、名目賃金・実質賃金両面での改善を求めています。

また、賃金引上げ局面であるものの、人材確保難を起因とした初任給を中心とする若年層に偏重した引上げにより、いわゆる「賃金カーブのフラット化」がより深刻となっていることや、定年延長制度・再任用制度における60歳超職員の水準問題など課題は多岐にわたります。

急速な人材確保難は国家公務員も同様であり、人事行政諮問会議では、能力・実績主義の厳格化やキャリア層・幹部職員層に特化した給与制度の見直しも提言されていることや、60歳前後の給与カーブの連続性など、地方公務員にマイナス影響を与えかねない見直しも想定され、その対応も求められています。

自治労は、1997年の賃金政策決定以降も、全国的な目標を設定し、産別一丸となって、目標達成をめざすという到達闘争を産別統一闘争と位置づけてきました。しかし、到達闘争に対する取り組みが全国で統一的に展開できているとは言えず、組織的な理解も浸透していないなど10年来の課題解消が急務となっています。

また、相次ぐ改正により複雑化する給与制度、加えて組合活動の担い手不足などから、思うような成果を残せず、そのことが、賃金闘争に対する組合役員の積極性を失わせるといった悪循環に陥っていることも否めません。

これらのことが現実と期待（理想）のギャップや運動の距離感を生むことにつながり、結果として組合の求心力を低下させることにもつながっています。

さらには、組合員のニーズも、働きがい（ディーセントワーク）やワーク・ラ

イフ・バランスの実現など多様化するなかで、単組段階でも獲得可能な課題として休暇や人員確保など賃金以外の労働条件の向上を求める取り組みに要求の主体をシフトさせてきました。労働人口減少の時代に突入したなかで、全ての産業において深刻な人員不足が課題となっており、人員確保闘争への注力も求められているため、単組が取り組むべき事項の範囲も広がりの一途となっています。

しかし、組合員ニーズと賃金は密接に関係し、生活の向上と安心して働き続けられる環境の確保に向けた取り組みの中心に賃金闘争を据えることは不変的です。そのためにも、現在の公務員制度のもとでも人事院（委員会）対策とあわせて、単組段階の運用改善・格差是正に向けた積極的な賃金闘争を展開するとともに、労働界全体が連携して底上げと労働分配率の向上、さらには経済の好循環を生み出していく取り組みを進めていくことが改めて求められています。

これまでの賃金政策や到達闘争を基本としている闘争スタイル等について、改めて、ここにいたるまでの経過と課題などを検証し、「賃金引上げ局面のなかにおいて新たな時代の賃金闘争のあり方について意見交換を行う」ことを趣旨に、「賃金闘争あり方研究会」（以下、賃金PT）を設置しました。この報告書は、プロジェクトの検討結果を記すものであり、今後の運動方針に反映することを目的としています。

Ⅱ．自治労の賃金政策と到達闘争の現状と課題

1. 自治労第2次賃金政策の策定とポイント賃金到達闘争の提起

自治労は、1997年5月第113回中央委員会において「自治労賃金政策」を、さらに2007年1月第133回中央委員会において「自治労第2次賃金政策」を決定しました。両政策において、生活保障の原則（労働者とその家族の生活をまかなうもの）、同一価値労働・同一賃金の原則（同一価値の労働には同一の賃金とする）を賃金決定の2大原則とすることが貫かれています。

また第2次賃金政策の要請に応えるかたちで、その時代に即した賃金闘争における具体的目標を設定するべく2回の検討委員会が設置され、新たな到達目標を設定してきました。現行の到達目標の内容は、給料月額における①2006年の給与構造改革で生じた4.8%の引き下げ、②2015年の給与制度の総合的見直しで生じた2%の引き下げ、その合計6.8%を取り戻す額として、2017年の実在者賃金の中央値に1.068を乗じて得た額とされ、30歳、35歳、40歳のポイント年齢ごとの給料月額の到達目標（実額）を示してきました。

2. ポイント賃金到達闘争の現状と課題

しかし、この間の給与制度の見直しを含めた給与抑制時代から移り変わり、前述したとおり現在賃金引上げ局面にあります。2015年給与制度の見直し実施直後に設定した現行の到達目標は、目標達成が進まなかったことからしばらくポイント賃金を据え置きとしていましたが、近年顕著となっている若年層を中心とした賃金引上げをうけて、30歳では既に昇格年齢と到達目標の整合性がとれなくなっているなど、時代の変化に対応できておらず、現在の到達目標は見直す時期に来ていると言えます。

またポイント賃金到達に向けた具体的な方針として、この間、①初任給の国公水準8号上位への引き上げ、②係長相当職4級、課長補佐相当職6級到達、③上位昇給枠の活用などを提起し、県本部や県内ブロックを単位とした統一的取り組みにより改善が図られた事例はあるものの、組織内で十分に組み立てているとは言い難い状況にあります。

ポイント賃金到達闘争が定着しなかった理由は大きく分けて2つが考えられます。ひとつは、ポイント到達に向けた賃金引上げの取り組み自体が不十分であったことが挙げられます。この背景には、2000年代初頭から公務員賃金の引き下げ傾向が長く続いたことによる賃金引上げ闘争の経験不足や、また組合員自身が現在の賃金水準について不満はあるものの、特に近年の賃金引上げ局面においては、人事院（委員会）の勧告を準拠していくことに終始してしまう傾

向があるため、到達目標そのものに意識が不足している傾向があることも考えられます。

さらに組織上の問題として、業務多忙による組合活動の低下、組合役員のなり手不足や任期の短期間化から、賃金闘争・賃金制度に関する理解が深まらない現状があります。組織力の低下により、「年間闘争サイクルの確立」「交渉サイクル（要求―交渉―妥結―書面化・協定化）の確立」ができない、引いては「統一闘争への結集」が出来得ていないことは、賃金闘争力の面からみても、看過できない課題であると考えます。

もう一つの大きな理由は、労使双方に賃金抑制下のマインドから脱却できていないことが挙げられます。依然として公務員バッシングに象徴されるような社会的・政治的な賃金引き下げ圧力を背景とした、「賃金引上げについて議会の承認を得るのが難しい状況にある」「総務省によるラスパイレス指数への指導が気になり改善に向かえない」など、賃金引上げ局面においてもなお、賃金闘争のギアを引き上げるマインドにチェンジでき得ていないことも要因として考えられます。

この他にも、個人情報保護の観点から組合員の給与情報の把握が難しくなっていることや、人事評価を使った査定昇給、職務給の強化により標準賃金ラインの労使確認が困難となりつつあることも、賃金闘争に対しマイナスの影響を及ぼしていると考えられます。

3. 地域手当の導入による地域間格差

2006 年の給与構造改革において、平均 4.8%の給料水準引き下げとともに地域手当が導入されました。また 2015 年の給与制度の総合的見直しにおいては、さらに平均 2 %給料水準が引き下げられ、地域手当への配分が引き上げられました。そして 2024 年度「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下、給与制度のアップデート）においては、級地区分の見直しと都道府県単位化が行われました。

地域手当については、この間、俸給の引き下げを原資として制度化されたものであり、国家公務員全体では給与配分の内部変更であるものの、地方では 75%が非支給地であったこと、さらには 0%から 20%と支給率の幅も大きいことなどから、地域間格差を生じさせてきました。また自治体ごとに支給率が定められ、近接する自治体間で大きな給与格差が生じていることから、特に都市周辺部や、非支給・低支給地における人材確保に悪影響を与えてきました。給与制度のアップデートでは、いわゆる「大きくくり化」によって、都市圏域を持つ県においては支給率の引き上げや非支給地が新たに支給地になった一方で、県下全域で非支

給地となった自治体においては、支給率の引き下げや非支給地となった自治体が発生するとともに、県をまたいだ新たな格差が顕在化するなど、引き続き解消すべき課題が多い制度となっています。

4. 地方の実態と自主性を尊重した給与制度

労働基本権の制約以降、人勸制度は尊重しつつも、あくまでも給与・勤務条件を中心とする労使間の問題は、労使の集団的な交渉によりその主体性に基づき決定することを近代的労働関係の原則として闘ってきたことが自治労運動の歴史です。団体交渉が労働者の要求や意見を使用者側に反映させる最も重要な手段であり、そのことは最終的には勤務条件条例主義のもとで決定される地方公務員にとっても普遍的な原則であることに変わりはありません。

しかし、この間の給与抑制や国家公務員の給与水準を超えることは許されないとするなどのあらゆる抑制圧力によって、地域の実態や地方の自主性は蔑ろにされてきました。

その結果、ラスパイレス指数の全国平均は100以下が常態化し、これまで闘争の積み重ねにより勝ち取ってきた賃金運用は奪い取られ、制度改悪による賃金制度の硬直化が進んでいます。

一方で、賃金引上げ局面と実質賃金の改善や人員確保が喫緊の課題である現状においては、人事院（委員会）勧告頼みでは不十分であり、運用改善を含めた地方の独自判断を行うことがより必要性を増しています。今まさに「地域の実態と自主性を尊重した給与制度」を確立していくことが求められています。

直近でも、地域手当における特別交付税の減額措置の廃止（2025年）を背景として、地域手当引き下げを一定数阻止した成果から見ても、粘り強い労使交渉が成果につながることにくわえ、省庁・国会・地方六団体対策などの各種対策の強化、そして自治労総体で取り組む統一闘争と賃金闘争体制の再構築の重要性がより増しています。

Ⅲ. 今後の賃金闘争を検討するにあたっての課題

これらの経過や現状を踏まえ、賃金P Tにおいては、以下のような課題について議論を進めてきました。

1. 自治労賃金政策

・自治労第2次賃金政策における賃金決定の2大原則（生活保障の原則、同一価値労働・同一賃金）については、基本的に変更するものではなく、引き続き踏襲していくべきではないか。

・一方で、到達闘争としている具体のポイント賃金や各種手当をはじめとする賃金闘争のあり方については、昨今の人材確保が厳しい状況下から、今賃金P Tの主題として議論を行っていくべきではないか。

2. ポイント賃金到達闘争の是非を含めた賃金闘争の在り方

・現在のポイント賃金到達闘争について課題はあるものの、単組ごとに大きく異なっている賃金水準・運用について、産別一丸となり設定した目標にむけてたたかう「到達闘争」というスタイルについては、今後も継続すべきではないか。

・しかしながら、前述のとおり賃金引上げ局面においては、到達目標検討時の設定を維持していくのではなく、今日的な状況に連動した目標設定をできるよう修正すべきではないか。

・一方で、最高位となる到達目標は引き続き設定するとしても、現実的に難しい目標であることや過去の給与制度の見直しから一定期間が経ち、形骸化していることが否めない状況であるため、単組の現状や力量、今日的状況を的確に反映し、単組がより取り組みやすいよう「めざすべき目標の段階化」をすべきではないか。

・具体的検討にあたっては、ポイント賃金への到達を可能とする具体的な手法についても、引き続き明記すべきではないか。また、阻害要因となってきた給与抑制圧力や、上位昇給の活用に関わる人事評価結果の賃金反映などについても、次の通り個別の検討が必要ではないか。

ポイント賃金について

・この間の給与制度の見直しで引き下げられた6.8%の回復を基礎とした目標設定については、現行制度の給与制度においても継続して引き下げられてい

ることを考えていると変更すべきではないか。

・一方で、目標としては最高位であり、県本部段階においても、県内各自治体の賃金水準を考慮したポイント賃金を設定するとともに、ランク分けや単組ごとにめざすべき賃金カーブを提供することによって、より単組が取り組みやすい目標の設定をしている事例の報告もあり、到達目標との連動した県本部・単組の取り組みは「めざすべき姿」であるため、本部段階においても、中位な目標も検討していくべきではないか。

・また、定年の段階的引き上げ開始により、60 歳時のいわゆる到達級の確保が 60 歳以降の 7 割水準を決定することや、若年層に偏向する賃金改善からくる賃金カーブのフラット化により、中高年齢層の賃金改善が求められている現状を考えると、現行 30 歳・35 歳・40 歳の 3 段階ではなく、中高年齢層も意識した年齢層のポイント賃金も示していく必要があるのではないか。

■ ラスパイレス指数への対応

・ラスパイレス指数そのものが、給料表上の給料のみを抜き出して比較しているものであり、給与に占める手当の割合が拡大する中、給料表上の額だけで比較するのは、実態とかけ離れた手法といえるのではないか。

・しかも、一般的にはラスパイレス比較は給与全体の比較と受け止められており、依然として行われている偏った報道などによって、地方公務員の賃金があたかも高額であるかのような誤解を招いているのではないか。

・総務省の考え方は直近の副大臣通知を見れば、ラス 100 を超えたことのみですぐさま是正を求める姿勢を軟化させてはいる一方で、自治体当局の考え方は、「ラス 100 を超えたことのみで総務省から指導がなされる」「県内の順位が肝心であり〇〇市を超えてはならない」といった旧態依然の考えも示され、この風潮を打破していなければならないのではないか。

・地域手当の独自設定が可能となったことを考えれば、より比較の存在性を失ってきていることは言うまでもない。さらに、交付税制度の一部において、ラスパイレス指数が補正係数の一部とされている制度も存在し不合理な圧力は断じて容認することはできないため、改めてこうしたラスパイレス指数への対策の強化が必要ではないか。

・そして、到達目標を達成することが前提であれば、ラス 100 以上をめざしていくことが基本となるため、改めて明確に打ち出していくべきではないか。

・一方で、ラス 100 に到達していない自治体が 8 割程度におよぶ状況を考えれば、より身近な具体的目標である現行の「ラス逆数」から算出した率の運用改善を求めていく現行の方針は必要であるのではないかな。

3. その他の課題について

・昨今の人員の確保が困難な状況下において、賃金闘争をとりまく課題も多様化している。例えば、中途採用者の格差解消、各種手当の充実、とりわけ専門職への対応など、節々の課題を捉えて方針化してきた賃金課題は多岐にわたる。また会計年度任用職員の雇用安定や男女間賃金格差解消など、現状課題認識と研究を深めていくことにより、新たに明確な方針化を進めていく必要のある課題もあるのではないかな。

・一方でひとつひとつの課題は喫緊の課題であるものの、本 P T は中長期的な賃金闘争に対する基本的目標を議論する場でもあるため、今後の議論においては、取り扱うべき課題を精査したうえで議論を行っていくことが必要ではないかな。

4. 全体を通した賃金闘争の在り方について

・賃金闘争を取り巻く状況の問題点として、単組間・県本部間で濃淡があることも大きな課題となっており、その克服による賃金闘争を再構築していくことが重要でないかな。

・複雑な賃金・公務員制度に対応した運動を展開するには、賃金・労働条件担当者の育成も不可欠だが、各組合員が要求や方針を理解し、行動をともにすることこそが賃金闘争の強化につながるため、賃金担当者だけが理解できる方針ではなく、組合員全体で共有化できる方針のあり方が求められているのではないかな。

・また、単組・県本部・本部がそれぞれにすべき取り組み内容を改めて明確に示すべきではないかな。

・そして、地域実情は様々であるとともに、そもそも地方公務員の賃金は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各自治体の労使交渉を踏まえた決定が前提であることは不変的であることから、自律的労使関係制度の確立も見据えた方針の検討も必要ではないかな。

Ⅳ. 今後の自治労賃金闘争について

1. 賃金政策について

賃金決定の原則は、1997 年に決定した「自治労賃金政策」にある、①生活保障の原則、②同一価値労働・同一賃金の原則を賃金決定の 2 大原則を継承します。

ア. 生活保障の原則とは、標準的な生計費を確保し、「健康で文化的な最低限度の生活」（日本国憲法第 25 条）を保障する賃金の最低保障水準を示すものです。賃金の中にはすべての年齢層においても生計費部分が確保される必要があり生計費はライフサイクルの変化に対応する必要があります。また従来、生計費算出にあたっては標準世帯モデル

（本人および扶養家族としての配偶者、子 2 人）が想定されることが普通でしたが、ライフスタイル選択にできる限り中立性を確保する趣旨から、標準世帯モデルから脱却する必要があります。さらには、生活保障の原則からは、地域ごとの物価、生計費の違いなども考慮する必要があります。

イ. 同一価値労働・同一賃金の原則とは、労働者間で職務内容が異なっても、職務の価値を何らかの基準で測定したときに、職務の価値が同一であれば同一賃金とする考え方です。ただし、必ずしも基準は 1 つとは限りません。

基本給（給料）と諸手当の配分の基本的な考え方は、基本給を重視し、諸手当については必要最小限とします。

個々の手当についての考え方は以下の通りとします。

① 扶養手当、住居手当

性に中立な構成と運用をはかるとともに、生活保障の原則に基づく最低限を確保する

② 特勤手当（これに準ずる手当を含む）、寒冷地手当

生活保障の原則に基づき物価、生計費の地域差を補償するものと位置づける

③ 初任給調整手当、特殊勤務手当等

職務評価に基づくものとする

④ 地域手当、広域異動手当等

一時金や時間外勤務手当の算定基礎とされていることなどから、基本給（給料）に分類されるものであることを明確にする

なお、手当については、各自治体労使の判断により設定することができるよう、現行制度内で可能な限りの拡充を行うとともに、制度上設定困難な手当については地方自治法の改正と、全ての特別交付税の減額措置の廃止を求めるとともに、制度の抜本的見直しを求めていく必要がある。

2. 賃金闘争の在り方と目標について

自治労組合員は、全国で同様のサービスを提供しています。しかしながら、現在地方公務員の賃金は、単組間や、自治体規模、職種、任用形態、地域などの間において格差が存在しています。

また、地域手当等の拡大にともなう自治体間格差が、人材確保にも大きな悪影響を及ぼしています。このため、自治体規模間、職種間の賃金格差の是正、会計年度任用職員等非正規職員の均等待遇の実現、男女間の賃金格差の是正にむけ、積極的に取り組みを進める必要があります。

そのため、単組ごとに大きく賃金水準・運用が異なっている現状を踏まえ、地方自治の本旨に基づき労使合意を前提とした地域の自主性・主体性を原則として取り組みを進めるため、次のとおり取り組みます。

- ・引き続き、到達目標に向けた賃金闘争（到達闘争）として取り組むこととします。
- ・自治労全体の到達目標を、引き続き 2006 給与構造改革前の賃金（給料）水準の回復（6.8%）とし、具体的目標・手段としてポイント賃金（給料）到達闘争を推進します。

なお、ポイント賃金到達に向けて取り組みを進めると、結果として現行のラスパイレス指数は必ず上昇します。そのため、ラスパイレス比較による給与抑制圧力が到達（引き上げ）の最大の阻害要因となることも踏まえ、上述の地域手当制度とあわせ、ラスパイレス比較の見直しに向けた取り組みを進める必要があります。

■ 新たな賃金到達目標

賃金要求の基本的な考え方は、生活保障の原則と同一価値労働・同一賃金の原則を要求の基本に、新たな賃金到達目標については、社会的横断賃金の形成、賃金水準の格差解消、賃金水準の底上げをめざします。

具体的な到達目標の設定に向けては、引き続き自治労賃金実態調査の中央値に、ア．2006 給与構造改革により引き下げられた 4.8%、イ．2015 給与制度の総合的見直しにより引き下げられた 2.0%を加えた 6.8%を乗じて得た額とします。なお、賃金到達目標については、持続的な賃金引上げを目指す連合方針に即して、賃金引上げ局面においても連動がはかれるよう、直近の賃金実態調査結果に基づく水準に随時更新していくこととします。

また、定年の段階的引き上げや中高年齢層の賃金改善を意識した賃金闘争が重要さを増していることから、これまで 30 歳・35 歳・40 歳の 3 段階に 45 歳・50 歳を加えた 5 段階の年齢別到達目標を設定します。

賃金実態調査に基づく新たな到達目標（ポイント賃金）※2025.4 月時点

30 歳	278,700 円（3 級 14 号）	※240,500 円×1.068	
35 歳	303,900 円（3 級 35 号）	※273,000 円×1.068	
40 歳	344,100 円（4 級 31 号）	※315,600 円×1.068	
45 歳	391,300 円（5 級 62 号）	※361,200 円×1.068	新設
50 歳	411,500 円（6 級 56 号）	※379,996 円×1.068	新設

※直近の 2023 自治労賃金実態調査中央値に 6.8%乗じた額を基礎に、2022 給料表の直近上位に置き換えたのち、2025 給料表に置き換えて算出

また、ポイントに到達に向けた各単組の具体的要求につなげるため、賃金到達に向けた昇給・昇格ライン（モデルライン）を示すこととします。（モデルラインは直近の自治体賃金等制度調査ならびに自治労賃金実態調査結果ふまえ作成）

県本部・単組は、このモデルラインと各単組の賃金ラインと比較し、初任給・昇格・4 号給を超える昇給（旧特昇）等の具体的目標（要求）を設定します。

■ 単組間・地域間格差の是正、底上に向けた指標

2006 給与構造改革前の賃金（給料）水準回復を目標として賃金闘争を推進することを基本目標としたうえで、地域手当の支給状況や単組間で規模・水準・到達状況に大きな格差があることから、地域間格差の是正（同一価値労働・同一賃金）、底上げの観点から、以下の3つの指標を示し、水準の引き上げを進めます。

① 最低獲得水準の指標

ラスパイレス指数が低位となっている単組の是正の観点から、新たに最低獲得水準を指標として示します。

具体的には、直近の自治労賃金実態調査の中央値を最低獲得水準として、上述のポイント賃金と同様に30歳・35歳・40歳・45歳・50歳の5段階の目標を設定します。（対応したモデルラインも別途設定）

下回る単組は、モデルラインと各単組の賃金ラインと比較し、具体的目標（要求）到達を求めます。

賃金実態調査に基づく新たな最低獲得目標※2025.4月時点 新設

30歳	266,300円（3級2号）
35歳	291,100円（3級24号）
40歳	326,600円（4級20号）
45歳	366,700円（4級48号）
50歳	386,200円（5級52号）

※直近の2023自治労賃金実態調査中央値を基礎に、2022給料表の直近上位に置き換えたのち、2025給料表に置き換えて算出

② 地域手当を含む全国平均賃金（給料）水準の指標

地域間格差是正の観点から、とりわけ地域手当非支給地の賃金改善を念頭に、全国平均賃金への到達を指標として示します。

具体的には、直近の自治労賃金実態調査の中央値に地域手当の平均支給率を乗じて得た額とします。

※給与制度のアップデートにより地域手当が見直しされているため、令和7年度の地方公務員給与実態調査結果の公表を受けて設定

20●●年賃金実態調査等に基づく指標（地域手当を含む平均賃金）

30 歳 ●円（●×1.●）

35 歳 ●円（●×1.●）

40 歳 ●円（●×1.●）

45 歳 ●円（●×1.●）

55 歳 ●円（●×1.●）

令和●年度（20●●年度）地方公務員給与実態調査（総務省）第5表全
地方公共団体一般行政職地域手当（●円） / （給料月額+扶養手当+管理職
手当（●円）） ÷ ●%

③ ラスパイレス指数 100 を最低水準とする運用改善

ラスパイレス指数 100 に到達していない単組においては、これまでの給与制度の見直しによって俸給表（給料表）水準が引き下げられたことから、「ラスパイレス指数 100 を最低水準」とする運動方針を踏まえ、「ラス逆数」から算出した率を運用改善の具体的目標に設定します。地方公務員給与実態調査の14表などから経験年齢層ごとの水準を把握し、運用の改善による賃金水準の維持・向上をめざします。

ラス逆数の算出方法と目標設定

例) ラスパイレス指数 98.9 で、30 歳の平均給与月額が 268,300 円（3－4 相当）の自治体

① $100 \div 98.9 = 1.011$ （「ラス逆数」）

② 現行の平均給料月額に 1.011 を乗じた金額を目標とする

③ 30 歳の給料 268,300 円 × 1.011

= 271,250 円（「目標賃金」）

④ 達成するためには、30 歳で 3－7（271,300 円）に到達する必要があることから、運用改善として 3 号上位をめざす

3. 闘いの進め方

地域手当・ラスパイレス指数の抜本的見直しに向けた取り組み

① 地域手当

地域手当による地域間格差の是正については、給与制度のアップデートによる見直しによって、単に支給率や支給地・非支給地間の格差のみならず、県を超えた自治体間の格差が生じるなど課題がさらに複雑化しました。2024 人事院勧告時の報告のなかでも、これまで 10 年ごととしていた見直し期間も短縮すること、「最大 20% という支給割合の差が過大ではないかなどの指摘があり、支給割合の差の在り方について今後とも検討していく」との考えが示されているため、次回の見直しに向けては、早急に現状の問題点等をあらためて整理・分析し、制度の抜本的改善に向けた自治労としての具体的運動を進めます。

② ラスパイレス指数

ラスパイレス指数の比較対象となる給料は、所定内給与の 8 割以下となっており、手当を含む給与全体では多くの自治体が国に比べ低水準におかれています。これらの状況をふまえ総務省に対して、現行比較方法の問題点を明らかにしながら、平均給与額をもとにラスパイレス比較した指数の公表などを求めます。あわせて、実質的な指導と受け取られている給与実態調査ヒアリングについては、自治体がラスパイレス指数を低く抑えなければならないと考える要因になっているとも考えられるため、廃止も含めやり方を改めるよう求めます。

各県本部・単組においては、全単組でラスパイレス指数 100 以上を最低水準として、ラスパイレス指数の引き上げに全国的に取り組めます。全国的な水準の底上げにより、統一闘争としてラスパイレス比較による給与抑制圧力に対抗します。

これらの取り組みについては、首長・地方六団体、人事委員会を巻き込んだ運動としていくことが必要であるため、共通理解のもと全国で統一的に地域、自治体当局等も巻き込んだ運動の展開をはかります。

ポイント賃金到達に向けた具体的手法

ポイント賃金到達に向けた具体的手法としては、これまで同様、①初任給の国公 8 号上位、②係長相当職 4 級、課長補佐相当職 6 級到達、③ 8 号昇給 5%・6 号昇給 20% 原資の確保と公正な活用、④高年齢層における昇給確保、などの運用改善を求めています。

これら運用改善に統一的に取り組むために、本部・県本部・単組において賃

金制度やデータ分析に関する学習会を継続的に開催します。また本部においては、賃金実態調査・制度調査についてより活用しやすい形へ見直しを進めるとともに、各県本部・単組においても、春闘期を中心に各自治体の運用状況の分析を行い、単組ごとに確定闘争期の具体的獲得目標を設定して改善を進めます。これらの取り組みの全国的な展開をはかるため、本部は地連単位を基本とした新たな学習会を定期的で開催するなど、現状把握と意思統一を強化していくことによって、各県本部・単組における賃金闘争の強化・底上げを重点的に取り組みます。

なお、ポイント賃金到達闘争は、基本給（給料）の目標であることから、運用改善を重視して取り組むこととしますが、それが困難な場合は地域手当の独自対応や諸手当の改善を含め要求していくこととします。

その他、給料表の継ぎ足しについては、ポイント賃金到達には影響しませんが、生涯賃金、退職手当、60歳以降の賃金水準への対応として要求していきます。

また、独自給料表については、政令市等給料表の構造・水準が独自なものは、引き続き継続を求めるとともに、国公俸給表等をベースにした水準調整（率・額）については、各人事委員会の公民較差をもとに、国公俸給表を下限とし、プラス較差の配分方法として活用します。人事委員会を置かない自治体単組においても、県内単組の独自給料表の活用についても検討します。

各課題への対応

① 人事評価結果の賃金反映と昇給原資の確保

総務省は、人事評価結果の活用について、一層圧力を強めています。評価結果の反映に関しては、引き続き4原則2要件を具備し、人材育成を目的とした、人事評価制度の構築と労使合意を大前提とします。そして、賃金に差をつけることを目的としないことを明らかにしたうえで、特に基本賃金への反映は、おおむね退職時までその影響を与えることなどから、人材育成や長期的なモチベーションも踏まえて対応します。すでに導入されている単組においても、評価結果と反映状況の人員分布について、性別、学歴、職種、現業・非現業、本庁・出先など偏りの有無の開示を求めるとともに、制度の点検・検証を行います。県内他自治体の事例や本部のヒアリング調査報告書も参考に、より組合員が納得する制度となるよう追求します。

具体的には旧特昇運用を参考に、賃金水準の維持の観点から、活用を進めます。

上位昇給上限割合（現 8 号昇給 5 %・6 号昇給 20%）について

（例）職員数 100 人の場合（特別昇給・上位昇給の比較）

【旧・特別昇給】（勤務評定）

職員数 100 人×定員枠 15%×反映号数 15 人×4 号俸＝60 号俸

※給与構造改革前のため、現在の 4 号俸分が 1 号俸分とされていたが、計算をわかりやすくするため、旧 1 号俸を 4 号俸として計算

【現・査定（上位）昇給】（人事評価）

（最上位） 職員数 100 人×定員枠 5 %×反映号数 5 人×4 号俸＝20 号俸

（良 好） 職員数 100 人×定員枠 20%×反映号数 20 人×2 号俸＝40 号俸

合計 60 号俸

※最上位を 8 号俸（＋4 号俸）昇給、上位者を 6 号俸（＋2 号俸）昇給として計算

② 等級別基準職務表

2016 年から条例化および級別役職段階ごとの公表が義務化された等級別基準職務表について、賃金運用改善を目的として容易に改正がしにくい状況になっているため、障害となっていると言わざるを得ません。また総務省が求めるいわゆる「わたり」の是正効果にもつながっています。一方で、国家公務員が同一役職を複数級で認められているにもかかわらず、誤った解釈によって 1 職 1 級を厳格化している事例もあり、実質的運用改悪を余儀なくされています。本部は、総務省対策を強化するとともに、適正な解釈による改善に向けて、調査分析し、対応策の提起を継続していきます。

③ 中途採用者の賃金改善

近年、自治体においても中途採用や経験者採用が増えていますが、予てから課題となっている中途採用者の前歴による新卒採用者との賃金格差解消について、人材確保の観点からも改善を加速化させる必要があります。

国家公務員においては、中途採用者の初任給決定と昇格の柔軟な運用について、各省庁への通知（2022 年 9 月 12 日）、さらに人事院規則を改正し経験年数換算表の簡素化を行う（2025 年 2 月 5 日）など、人材確保対策に前向きに取り組んできています。

まずは、入口となる初任給決定の段階から格差を生じさせない取り組みとして「前歴職務経験の 100%換算」「5 年超の職務経験の 12 月換算」「経験に応じた 2 級以上の格付け」を基本として取り組みます。また、格差が生じてしまう場合においても、在級年数の短縮など格差の解消をはかります。そして、既に格差がある中途採用者においても、在職者調整による改

善をはかります。

格差解消にむけては、単組実情に応じた様々な手法を選択していくことが望ましいため、本部は好事例の収集を行い、具体的な手法を共有します。なお、生じている格差については、遅くとも現行制度において昇給停止がなされる 55 歳までの解消をめざします。

④ 人事院勧告への主体的関与

人事院勧告は、直接的には国家公務員の賃金・労働条件に対する勧告・報告とされているものの、現実的には地方公務員の賃金・労働条件および労使交渉に大きな影響を与えています。一方で、国家公務員と地方公務員では、おかれている状況や課題にも違いがあります。

本部は制度変更、配分などについて地方公務員の賃金・労働条件の実態を踏まえた意見反映を強めるとともに、公務員連絡会での議論を深化させます。県本部・単組においても、引き続き地方段階での主体的な役割を担います。

⑤ さらなる「地方の実態と自主性を尊重した給与制度の確立」に向けた、総務省、全国人事委員会連合会（全人連）、人事委員会、地方六団体対策

総務省に対しては、技術的助言やすべての特別交付税等の減額措置を行わないことはもとより、地方公務員の給与は、地方自治の本旨と地方分権の理念に基づき、各自治体における労使交渉を踏まえて決定されることが尊重されるよう、さらなる対策の強化を行います。

また、拡大された地域間格差の是正と人材確保をはじめとする官民競争への対応に向け、公務労協地方公務員部会とも連携しながら全人連や人事委員会、地方六団体対策を強化します。

⑥ 公務員給与に関する住民理解醸成

公務員給与、とりわけ地方公務員給与については、新型コロナウイルス感染症の蔓延下における組合員の奮闘と賃金引上げ局面によって、一時の批判にさらされた状況を脱したものの、依然として業務の状況を含め正確な理解を得られているとは言い難い状況です。住民理解を得るためには、地域に根ざした良質の高い公共サービスを提供することとともに、正確な情報を発信していくことも重要です。マスコミ対策の強化とともに、SNS等を活用した情報の発信などについてもあらためて、再構築するとともに、連合・公務労協と連携し公共サービスの重要性とともに公務員給与に対する世論喚起を引き続き行っていきます。

4. 統一闘争体制の強化と単組の具体的要求事項の設定に向けた体制づくり

○統一闘争体制の強化

賃金闘争を前進させるためには、統一闘争への結集を強化する必要があります。

自治労は、各闘争期においては、統一行動（ストライキ、職場集会等）と交渉ゾーン（おおむね行動日を含む1週間）を設定し、要求の前進をはかることとしています。

しかし闘争期の実態は、各県・単組ごとに取り組みに大きな差が生じており、賃金闘争力の改善が大きな課題となっていることから、以下の考え方のもと統一闘争の強化をはかります。

① 統一交渉への参加と行動配置の意義と目的について

給料表の改定や労働条件の変更にあたっては、条例（規則）の改正が必要となることが多いことから、議会日程にあわせて妥結のリミットが生じます。

そのため各単組は、議会日程を逆算しながら、交渉を重ねていきます。

議会日程は自治体ごとに異なり、このリミットにあわせ最終妥結をはかっていくことから、統一闘争に結集しきれていない県本部においては、おおむね県職・政令、市、町村のタイミングで決着していきます。

交渉状況によっては、ぎりぎりのタイミングまで前進回答を引き出そうとする場合などもありますが、むしろ、他自治体の妥結状況やリミットまでに交渉すればよいのではないかといった考え方のもとで、統一闘争日に結集しきれてないといった状況も見受けられます。

自治体ごとに賃金をはじめとした労働条件や財政状況なども異なることから、これらのことが結果的に基準に到達しない低位の妥結を発端に、当局側の態度を硬化させる一因となっています。

自治労は、これまで要求を前進させる原動力として統一闘争に取り組んできました。

統一闘争は闘争期に設定した妥結目標・基準に向けて一斉に交渉し、基準到達単組から妥結していくことで、全体の流れを作り出していくとともに、到達単組は行動の解除や縮小、未到達単組は行動実施のうえで、再度到達に向けた交渉を進めることにあります。

行動配置についても、単組ごとの交渉の進捗状況にあわせてその戦術を、ストライキ、29分食い込み集会、時間外集会などに変更していくこととしています。

これらは、統一交渉日程への結集と交渉進捗にあわせた行動実施によりその効果を発揮するものです。さらにこれらの効果をより高めるためにも、すべての自治体職員の自治労結集と組合員の闘争への参画を追求してきました。

これらは極めて基本的なことです。長年の取り組みの中で、ルーティン作業として形を継承することを目的視していないか、本部・県本部・単組は、あらためて、その意義と目的を再確認し、議会日程などの要因に偏重するのではなく、組合側のタイミングで統一交渉・行動を配置するとともに、統一闘争の結集を進める必要があります。

② 闘争期における本部・県本部・単組の取組

ア 本部の取り組みと検討課題

- ・単組ごとに労働条件が異なることから、本部は要求基準と重点課題を示し、各県本部において具体的妥結基準を設定します。また、各県の妥結基準の設定状況の把握と設定内容に関するオルグ等を再強化します。
- ・交渉ゾーンにおける迅速な情報提供については、近年産別ネットの活用により各県本部の協力のもと対応を強化してきました。好事例の共有と意識の醸成を高めていくためにも、引き続き速報性を高めます。
- ・春闘期においても、特に賃金要求・到達目標を明確にするなど、全国統一闘争としてまた闘争サイクルのスタートとしての取り組みを再強化します。

イ 県本部の取り組みと検討課題

- ・単組の統一闘争への結集を進めるため、統一闘争の目的、意義と効果について、あらためて周知するとともに、闘争への結集を徹底します。
- ・各闘争期には、必ず全単組共通の到達基準を設定するとともに、賃金到達目標に向けた、単組別の目標賃金ラインや重点課題を設定します。
- ・各闘争期には、本部が示す闘争スケジュールを基本に、少なくとも県内すべての単組が取り組む統一交渉日（ゾーン）、統一行動日を設定するとともに、統一交渉日の基準未到達妥結を防止します。なお必要に応じ第二波の設定も検討します。
- ・闘争期の状況を共有化するため、賃金担当者、単組代表者会議など諸会議を有効に配置するとともに、ヤマ場における、単組交渉支援や交渉進捗状況の集約・情報提供体制を整備します。
- ・闘争体制の確立、重点課題の設定と交渉状況把握に向けた複数回の単組オルグを行い、伴走支援を強化します。

ウ 単組の取り組みと検討課題

- ・闘争の入口として、まずは組合員との対話を基本に職場実態を点検し要求につなげます。
- ・統一闘争の目的、意義と効果について、あらためて確認・周知し、統一闘争へ結集するとともに、交渉期の行動配置を徹底します。
- ・交渉体制は、執行委員の他、各評議会委員・職場委員などの参加を追求するとともに、課題に応じ関係職場からの交渉委員選出、特に重要な課題においては、組合員全員の参加や待機などの体制整備を進めます。
- ・本部・県本部が設定する、重点課題・妥結基準の他、賃金到達に向けた単組課題や職場実態をふまえた単組重点（優先）課題を必ず設定します。
- ・県本部が設定する到達基準未到達妥結は、他単組の交渉に大きな悪影響を与えるものであるとの認識のもと、妥結の判断は、県本部との協議を前提とします。
- ・統一行動への組合員参加を進めるとともに、統一行動日においては、単組交渉状況や他単組の動向等の共有化に必ず取り組みます。

○単組の具体的要求事項の設定に向けた体制づくり

今後の賃金闘争にあたり、各単組の具体的要求事項の設定に向けた体制づくりとして、以下の通り進めます。

① 本部の取り組み

ア 本部提供（集約）データ

隔年で行う賃金実態調査・賃金制度調査について、県・政令市・中核市・市（規模別 10 万人以上、10 万人未満）町村の区分に再編し、経年比較資料（冊子）と、電子データにより自治体規模や、県内データなど各単組の要求作りに向けて比較可能なデータの提供を継続して進めます。

イ 賃金担当者育成

県本部賃金担当者を対象に、a. 賃金制度を十分に理解し改善に活用する（改善する余地を見つける）、b. 県本部の調査・分析能力を磨く（全単組データ等を常時把握、定期的に更新する仕組みを作る）、c. 県市町村課交渉に活用するためのポイントを理解する（総務省や県市町村課の「国準拠」指導・助言にいかに対処するか）、d. 全県に運動を波及させる方法を確立すること等を中心とした、「賃金学習会」を継続的に開催します。

また、各県本部・単組における賃金制度・賃金データ分析の学習会の開

催を支援するため、対象のレベルに合わせて使用できる学習会用資料を作成します。

ウ 事例報告

県本部における取り組み状況や、賃金改善を勝ち取った単組の事例報告を、労働条件担当国会議等で交流します。

エ. 単組を含めた共有機会の提供

より適時な情報・課題や方針を共有する必要がある場合は、単組を交えたWEB学習会などを都度開催します。

② 県本部の取り組み

- ・ 県内単組の統一闘争の状況を再点検し、統一闘争体制の再強化を進めます。
- ・ 春闘期を基本に各単組の賃金ラインを把握し、本部作成のモデルラインや同規模・県内単組データとの比較分析・検証を行い、闘争期の優先取組課題を単組と連携により設定し、より単組実情に寄り添った運動を展開します。
- ・ 単組の取り組み状況やポイント賃金到達状況、各種休暇制度の獲得状況などあらゆる闘争課題について、毎年点検活動を行い、単組と共有します。
- ・ 単組賃金担当者対象に「賃金データ分析の学習会(仮称)」を開催します。
- ・ 県本部は、単組「賃金専門委員会」の組織化を進め、「賃金制度学習会(仮称)」などの取り組みを支援します。

③ 単組の取り組み

- ・ 本部・県本部が設定する、統一闘争に積極的に参画します。
- ・ 組合員賃金台帳を整備するとともに、賃金ラインを把握し、本部作成のモデルラインや県本部設定目標との乖離を分析・検証を行い闘争期における賃金要求につなげます。
- ・ 交渉強化や次代の賃金エキスパートの育成を目的に、各部・評も含めた賃金制度学習を定期的に行います。
- ・ 組合員対象に、賃金制度と自治労賃金闘争の理解と意識醸成を目的に「賃金制度学習会(仮称)」を開催します。

5. その他

上述してきた賃金闘争における基本的かつ中長期的な目標のほか、当面想定する短期的課題等については以下のとおりとします。このほか記載のない細部の闘争課題については、節々の闘争方針での豊富化を行い対応を図ることとします。

① 具体的要求設定方法

到達目標が設定できない単組に対して、事例を明示するなど具体的要求設定方法を示します。

② 会計年度任用職員

会計年度任用職員の賃金・労働条件については、同一価値労働・同一賃金の原則のもと、引き続き常勤職員との均等待遇の実現を進めます。

また、安定雇用に向けては、具体的な制度設計を示し、制度改正に向けて取り組みます。

③ 男女間賃金格差

公務職場に特化した課題を把握・研究し、具体的方針を示します。

④ 60歳以降の働き方の改善

定年延長・定年前短時間再任前・暫定再任用制度の改善と制度間格差解消に向けて、引き続き取り組みます。

⑤ 60歳前後の給与カーブ連続性

人事院の対応を注視し、公務員連絡会に結集して取り組みます。

⑥ 自律的労使関係

中長期的な課題として、自律的労使関係制度の確立をめざします。

新たなポイント賃金とモデルラインの考え方

1. これまでのポイント賃金について

自治労は2017年から、2017年実施の賃金実態調査を基準に、賃金PT報告に基づく算出方法により、賃金到達目標（ポイント賃金）を設定し、引き続き2006給与構造改革前の賃金水準到達をめざしてきました。具体的には、2006給与構造改革により引き下げられた4.8%と、2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた2.0%を加えた6.8%を、2017年度賃金実態調査における実在者給料月額中央値に乗じて算出しポイント賃金として設定しました。さらに時々の闘争時には、ポイント賃金をその時点の給料表上の号給にあてはめて示してきました。

2023年までは実在者中央値が大きく変わらなかったこと、またポイント賃金への到達が進まなかったことから、この間ポイント賃金自体は変更してきませんでした。

<賃金実態調査による実在者給料月額中央値の推移>

	2017	2019	2021	2023
30歳	232,935円	235,500円	235,400円	240,500円
35歳	275,100円	274,800円	273,600円	273,000円
40歳	321,200円	321,900円	321,000円	315,600円
30歳（2017年との差）		2,565円	2,435円	7,565円
35歳（2017年との差）		-300円	-1,500円	-2,100円
40歳（2017年との差）		700円	0円	-5,600円

<賃金制度調査で見るポイント賃金への到達度>

※各年齢の標準労働者がポイント賃金以上の給料月額である割合

	2020	2022	2024
30歳高卒	11.8%	11.7%	31.1%
35歳高卒	7.1%	6.8%	10.1%
40歳高卒	6.0%	5.7%	6.8%
30歳大卒	18.9%	18.7%	44.9%
35歳大卒	12.1%	12.2%	17.2%
40歳大卒	9.9%	9.3	11.4%

2. 新たなポイント賃金について

新たなポイント賃金については、2006給与構造改革および2015給与制度の総合的見直しにより引き下げられた6.8%を回復させるという考え方を踏襲しつつ、賃上げ基調であることから下記の通り見直します。

また、中高年齢層の賃金改善が必要なことから、新たに45歳、50歳のポイント賃金を設定します。

①直近の実在者賃金データである2023自治労賃金実態調査を使用する。

- ②2023 実在者中央値に 6.8%を乗じた金額（下表 B）を調査時点の 2022 給料表の直近上位に置き換える（C）。
- ③C の級号給を最新の給料表に置き換える。
 ※2025 給料表から初号近辺のカットにより号給の切り替えが行われているため号給が切り上がっているように見えるが、実質同じ号給。
- ④今後も最新の賃金実態調査の中央値を調査時点の級号給に置き換えたうえで、最新の給料表に置き換えたものをポイント賃金とする
 ※級号給は調査時点で固定し、額は最新の給料表を参照する。

	2023 実在者 中央値 (A)	×1.068 (B)	B を 2022 給料 表の直近上位に 置換 (C)	C の号給を 2025 給料表に置換
30 歳	240,500 円	256,854 円	258,200 円 (3 級 18 号)	278,700 円 (3 級 14 号)
35 歳	273,000 円	291,564 円	292,500 円 (3 級 39 号)	303,900 円 (3 級 35 号)
40 歳	315,600 円	337,061 円	337,300 円 (4 級 39 号)	344,100 円 (4 級 31 号)
45 歳	361,200 円	385,762 円	386,000 円 (5 級 70 号)	391,300 円 (5 級 62 号)
50 歳	379,996 円	405,835 円	405,900 円 (6 級 68 号)	411,500 円 (6 級 56 号)

※6.8%の設定について

2006 年、2015 年の制度改正の経緯を知らない組合役員も増えていますが、賃金闘争の旗印としてこの数字は残すべきという PT での議論を経て、2006 給与構造改革前の賃金（給料）水準の回復をめざすため、6.8%という数字を踏襲することとしました。

ただし、この 6.8%という引き下げ幅はあくまでも平均値であり、中高齢層は 2006 年で 7%、2015 で最大 4%程度の引下げが行われています。

3. 最低獲得目標の設定

ポイント賃金は高い目標となるため、底上げのための身近な獲得目標としてあらたに最低獲得目標を設定します。具体的には、自治労賃金実態調査の実在者賃金中央値を最低獲得目標とします。

- ①2023 実在者中央値を調査時点の 2022 給料表の直近上位に置き換える（下表 B）。
- ②B の号給を 2025 給料表に置き換える（※2025 給料表から初号近辺のカットにより号給の切り替えが行われているため）。

	2023 実在者中央値 (A)	A を 2022 給料表の直 近上位に置換 (B)	B の号給を 2025 給料 表に置換
30 歳	240,500 円	241,900 円 (3 級 6 号)	266,300 円 (3 級 2 号)
35 歳	273,000 円	274,600 円 (3 級 28 号)	291,100 円 (3 級 24 号)
40 歳	315,600 円	316,400 円 (4 級 28 号)	326,600 円 (4 級 20 号)
45 歳	361,200 円	361,200 円 (4 級 56 号)	366,700 円 (4 級 48 号)
50 歳	379,996 円	380,600 円 (5 級 60 号)	386,200 円 (5 級 52 号)

4. モデルラインの設定について

モデルラインの検討にあたっては、2024 賃金制度調査による昇格年齢の第一四分位、中央値を考慮しています。

<昇格年齢大卒（高卒）>

【第一四分位】	【中央値】
2 級 25 歳（26 歳）	2 級 26 歳
3 級 29 歳（30 歳）	3 級 30 歳（31 歳）
4 級 38 歳	4 級 40 歳
5 級 45 歳	5 級 47 歳
6 級 50 歳	6 級 52 歳

<新ポイント賃金モデルラインの設定>

①昇格年齢

2 級 25 歳、3 級 29 歳、4 級 38 歳、5 級 45 歳、6 級 50 歳

②特昇

（初任給 4 号上位）1 級 4 号、2 級 4 号、3 級 4 号、4 級 4 号、5 級 4 号＝合計 24 号

③ポイント賃金とラインの比較

	ポイント賃金	モデルライン上の額
30 歳	278,700 円（3 級 14 号）	286,200 円（3 級 20 号）
35 歳	303,900 円（3 級 35 号）	310,400 円（3 級 40 号）
40 歳	344,100 円（4 級 31 号）	362,800 円（4 級 44 号）
45 歳	391,300 円（5 級 62 号）	388,300 円（5 級 56 号）
50 歳	411,500 円（6 級 56 号）	406,500 円（6 級 39 号）

④モデルラインの考え方

- ・昇格年齢については、第一四分位の年齢としました。
- ・初任給 4 号上位としたうえで、各級在級期間中に 4 号の特別昇給を入れていきます。国家公務員の上位昇給割合は、毎年 1 人当たりおおむね 0.6 号分、40 年分では 24 号相当として運用されていることから、これを使い切る運用としています。
- ・特別昇給については、1 年目の昇給時および 2 ～ 5 級への昇格後最初の昇給時に 4 号としています。1 年目は条件付き採用期間をクリアしたこと、その後は昇格により勤務成績が認められていることを根拠として、当局に求めることを想定しています。
- ・45 歳、50 歳はポイント賃金をクリアできていませんが、これは給料表の構造上の問題です。前述の通り、2 度の制度改正で中高年齢層の給与カーブが引き下げられてきたことに加え、この間の給与改定においても中高年齢層への配分がされてこなかった結果、給与カーブが極端に寝ており、特別昇給を挟んでもポイント賃金に到達させることは困難となっています。
- ・55 歳昇給停止をせず、2 号昇給をしていく設定としています。
- ・高卒についてはモデルラインを示していませんが、お示ししている大卒のラインとの差を埋めることを基本に取り組みを進めます。

<最低到達目標モデルラインの設定>

①昇格年齢

2 級 26 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳、5 級 47 歳、6 級 55 歳

②特昇

初任給 4 号上位のみで特昇なし

③最低到達目標とラインの比較

	最低到達目標	モデルライン上の額
30 歳	266,300 円 (3 級 2 号)	272,300 円 (3 級 8 号)
35 歳	291,100 円 (3 級 24 号)	295,500 円 (3 級 28 号)
40 歳	326,600 円 (4 級 20 号)	339,400 円 (4 級 28 号)
45 歳	366,700 円 (4 級 48 号)	366,700 円 (4 級 48 号)
50 歳	386,200 円 (5 級 52 号)	390,400 円 (5 級 60 号)

④モデルラインの考え方

- ・昇格年齢は中央値を基本としました。
- ・昇格年齢の中央値に加え、初任給 4 号上位を取れば、特別昇給なしでも実在者賃金の中央値をクリアできることを示しています。
- ・55 歳昇給停止をせず、2 号昇給をしていく設定としています。

※参考

＜旧 6.8 モデルライン＞

①昇格年齢

- ・高卒 2級 26 歳、3 級 30 歳、4 級 40 歳、5 級 48 歳、6 級 55 歳
- ・大卒 2級 25 歳、3 級 28 歳、4 級 37 歳、5 級 45 歳、6 級 55 歳

※昇格タイミングは違うが、級にいる間に追いつくラインとなっている

※大卒 3 級と 4 級は第一四分位より昇格年齢が早い

②特昇

- ・高卒 (初任給 4 号上位) 1 級 4 号+2 号、3 級 4 号+2 号=合計 16 号
- ・大卒 (初任給 4 号上位) 1 級 2 号、3 級 4 号+2 号=合計 12 号

③ポイント賃金とラインの比較

	ポイント賃金	ライン上の額
30 歳		278,700 円 (3 級 14 号)
35 歳	293,807 円 (3 級 31 号)	307,800 円 (3 級 38 号)
40 歳	343,042 円 (4 級 39 号)	362,800 円 (4 級 44 号)
45 歳		388,300 円 (5 級 56 号)
50 歳		396,000 円 (5 級 76 号)

※ただし 2025 給料表でこのラインを作ると、52 歳で 5 級の最高号給 (85 号) に到達

新6.8モデルライン

最低獲得目標モデル

歳月	年数	大卒					年数	大卒					年間差額
		級	号	賃金月額	一時金	年間計		級	号	賃金月額	一時金	年間計	
18歳04月													
1月		昇格年齢大卒(高卒) 【中央値】 2級26歳 3級30歳(31歳) 4級40歳 5級47歳											
19歳04月													
1月													
20歳04月													
1月													
21歳04月													
1月													
22歳04月	1年目	1	29	225,600	882,096	3,612,396	1年目	1	29	225,600	882,096	3,599,196	△ 13,200
1月		1	36	233,300				1	32	228,900			
23歳04月	2年目	1	36	233,300	1,073,180	3,884,780	2年目	1	32	228,900	1,052,940	3,812,940	△ 71,840
1月		1	40	237,300				1	36	233,300			
24歳04月	3年目	1	40	237,300	1,091,580	3,949,380	3年目	1	36	233,300	1,073,180	3,884,780	△ 64,600
1月		1	44	240,700				1	40	237,300			
25歳04月	4年目	2	12	246,200	1,132,520	4,114,520	4年目	1	40	237,300	1,091,580	3,949,380	△ 165,140
1月		2	20	255,400				1	44	240,700			
26歳04月	5年目	2	20	255,400	1,174,840	4,251,640	5年目	2	12	246,200	1,132,520	4,101,320	△ 150,320
1月		2	24	259,400				2	16	251,000			
27歳04月	6年目	2	24	259,400	1,193,240	4,317,140	6年目	2	16	251,000	1,154,600	4,179,800	△ 137,340
1月		2	28	263,100				2	20	255,400			
28歳04月	7年目	2	28	263,100	1,210,260	4,377,060	7年目	2	20	255,400	1,174,840	4,251,640	△ 125,420
1月		2	32	266,300				2	24	259,400			
29歳04月	8年目	3	12	276,400	1,271,440	4,617,640	8年目	2	24	259,400	1,193,240	4,317,140	△ 300,500
1月		3	20	286,200				2	28	263,100			
30歳04月	9年目	3	20	286,200	1,316,520	4,765,620	9年目	3	8	272,300	1,252,580	4,532,480	△ 233,140
1月		3	24	291,100				3	12	276,400			
31歳04月	10年目	3	24	291,100	1,339,060	4,845,460	10年目	3	12	276,400	1,271,440	4,602,640	△ 242,820
1月		3	28	295,500				3	16	281,200			
32歳04月	11年目	3	28	295,500	1,359,300	4,919,100	11年目	3	16	281,200	1,293,520	4,682,920	△ 236,180
1月		3	32	300,100				3	20	286,200			
33歳04月	12年目	3	32	300,100	1,380,460	4,996,960	12年目	3	20	286,200	1,316,520	4,765,620	△ 231,340
1月		3	36	305,200				3	24	291,100			
34歳04月	13年目	3	36	305,200	1,403,920	5,081,920	13年目	3	24	291,100	1,339,060	4,845,460	△ 236,460
1月		3	40	310,400				3	28	295,500			
35歳04月	14年目	3	40	310,400	1,427,840	5,167,640	14年目	3	28	295,500	1,359,300	4,919,100	△ 248,540
1月		3	44	315,400				3	32	300,100			
36歳04月	15年目	3	44	315,400	1,450,840	5,250,040	15年目	3	32	300,100	1,380,460	4,996,960	△ 253,080
1月		3	48	320,200				3	36	305,200			
37歳04月	16年目	3	48	320,200	1,472,920	5,330,020	16年目	3	36	305,200	1,403,920	5,081,920	△ 248,100
1月		3	52	325,100				3	40	310,400			
38歳04月	17年目	4	32	345,700	1,590,220	5,777,020	17年目	3	40	310,400	1,427,840	5,167,640	△ 609,380
1月		4	40	358,500				3	44	315,400			
39歳04月	18年目	4	40	358,500	1,649,100	5,964,000	18年目	3	44	315,400	1,450,840	5,250,040	△ 713,960
1月		4	44	362,800				3	48	320,200			
40歳04月	19年目	4	44	362,800	1,668,880	6,034,180	19年目	4	28	339,400	1,561,240	5,652,940	△ 381,240
1月		4	48	366,700				4	32	345,700			
41歳04月	20年目	4	48	366,700	1,686,820	6,095,920	20年目	4	32	345,700	1,590,220	5,759,920	△ 336,000
1月		4	52	369,600				4	36	352,800			
42歳04月	21年目	4	52	369,600	1,700,160	6,142,560	21年目	4	36	352,800	1,622,880	5,873,580	△ 268,980
1月		4	56	372,000				4	40	358,500			
43歳04月	22年目	4	56	372,000	1,711,200	6,182,100	22年目	4	40	358,500	1,649,100	5,964,000	△ 218,100
1月		4	60	374,300				4	44	362,800			
44歳04月	23年目	4	60	374,300	1,721,780	6,219,380	23年目	4	44	362,800	1,668,880	6,034,180	△ 185,200
1月		4	64	376,300				4	48	366,700			
45歳04月	24年目	5	56	388,300	1,786,180	6,458,080	24年目	4	48	366,700	1,686,820	6,095,920	△ 362,160
1月		5	64	392,400				4	52	369,600			
46歳04月	25年目	5	64	392,400	1,805,040	6,518,340	25年目	4	52	369,600	1,700,160	6,142,560	△ 375,780
1月		5	68	393,900				4	56	372,000			
47歳04月	26年目	5	68	393,900	1,811,940	6,542,040	26年目	5	48	383,800	1,765,480	6,378,280	△ 163,760
1月		5	72	395,000				5	52	386,200			
48歳04月	27年目	5	72	395,000	1,817,000	6,560,000	27年目	5	52	386,200	1,776,520	6,417,220	△ 142,780
1月		5	76	396,000				5	56	388,300			
49歳04月	28年目	5	76	396,000	1,821,600	6,576,600	28年目	5	56	388,300	1,786,180	6,452,080	△ 124,520
1月		5	80	397,000				5	60	390,400			
50歳04月	29年目	6	39	406,500	1,869,900	6,751,800	29年目	5	60	390,400	1,795,840	6,486,640	△ 265,160
1月		6	43	407,800				5	64	392,400			
51歳04月	30年目	6	43	407,800	1,875,880	6,773,080	30年目	5	64	392,400	1,805,040	6,518,340	△ 254,740
1月		6	47	409,000				5	68	393,900			
52歳04月	31年目	6	47	409,000	1,881,400	6,792,700	31年目	5	68	393,900	1,811,940	6,542,040	△ 250,660
1月		6	51	410,100				5	72	395,000			
53歳04月	32年目	6	51	410,100	1,886,460	6,810,960	32年目	5	72	395,000	1,817,000	6,560,000	△ 250,960
1月		6	55	411,200				5	76	396,000			
54歳04月	33年目	6	55	411,200	1,891,520	6,829,220	33年目	5	76	396,000	1,821,600	6,576,600	△ 252,620
1月		6	59	412,300				5	80	397,000			
55歳04月	34年目	6	59	412,300	1,896,580	6,845,380	34年目	6	39	406,500	1,869,900	6,750,300	△ 95,080
1月		6	61	412,700				6	41	407,300			
56歳04月	35年目	6	61	412,700	1,898,420	6,852,620	35年目	6	41	407,300	1,873,580	6,762,680	△ 89,940
1月		6	63	413,300				6	43	407,800			
57歳04月	36年目	6	63	413,300	1,901,180	6,861,980	36年目	6	43	407,800	1,875,880	6,771,280	△ 90,700
1月		6	65	413,700				6	45	408,400			
58歳04月	37年目	6	65	413,700	1,903,020	6,869,220	37年目	6	45	408,400	1,878,640	6,781,240	△ 87,980
1月		6	67	414,300				6	47	409,000			
59歳04月	38年目	6	67	414,300	1,905,780	6,878,580	38年目	6	47	409,000	1,881,400	6,790,900	△ 87,680
1月		6	69	414,700				6	49	409,500			
				生涯	216,817,076					生涯	208,251,676		△ 8,565,400

V 本部体制・運動と組合費のあり方 「素案」に関する討議について

2月28日の第3回県本部代表者会議において、「本部体制・運動と組合費のあり方に関する本部としての考え方について（たたき台）」を提起し、スケジュールとして4月24日の第4回県本部代表者会議に「たたき台または素案」を示すこととしていました。

3月27日に開催した県本部書記長会議での議論も踏まえて、現在、「素案」の策定に向けた作業を進めていますが、本部内での議論の深化に時間を要することから、4月の県代会議に提起することを断念しました。この点についてお詫びするとともに、本年8月の第99回定期大会に標題にかかる「組織討議案」を提起すべく、議論を深めるため、本部として6月以降参院選投開票日までは会議等を原則開催しないこととしておりますが、下記の通り、臨時県本部代表者会議およびブロック別・県本部代表者会議を開催いたします。7月の参議院選挙を控え、多忙な時期ではありますが、ご理解の上ご参加をお願いいたします。

1. 臨時県本部代表者会議

- (1) 日 時：6月2日（月）14：30～17：30
- (2) 開催形式：ウェブ開催
- (3) 出席要請：県本部代表者1人、地連代表者1人
- (4) 協議事項：本部体制・運動と組合費のあり方「素案」

2. ブロック別・県本部代表者会議

- (1) ブロック割、日時・場所

	対象県本部	日時	場所
A	北海道・東北・ 関東甲・社保労連	6月11日（水） 13:00～17:00	自治労本部 第1会館6階ホール
B	北信・東海・近畿	6月12日（木） 13:00～17:00	愛知県本部 6階大会議室
C	中国・四国・九州	6月17日（火） 13:00～17:00	福岡県本部 2階大会議室

- (2) 開催形式：対面

- ① 対象のブロック会議への県本部代表者の対面参加をお願いします。
- ② ウェブでの視聴も可能（対象外のブロック会議の視聴可）ですが、発言は会場の対面参加者に限りますのでご了承ください。

(3) 出席要請：県本部代表者 1 人

- ① 代表者の役職は問いませんが、県本部を代表して発言できる方の対面参加をお願いします。
- ② 各県本部からの参加者数は代表者含め最大 2 人までとします（旅費支給は 1 人分のみ）。

(4) 協議事項：本部体制・運動と組合費のあり方「素案」

※ 「素案」については 6 月 2 日の臨時県本部代表者会議にて内容を提起します。ブロック会議当日は「素案」の提起は省略し、質疑討論を中心に行いますのでご承知おきください。

(5) 留意点：

- ① 対象となるブロックへの参加が難しい場合には、他ブロックへの参加も可とします。ただし、旅費については、対象ブロックへの交通費を上限としますのでご了承ください。
- ② 本部参加者：本部からは、伊藤書記長、榎本書記次長、石井総合組織局長、八巻総合企画総務局長（司会）、山下企画局長が対面で、他の役職員はウェブで参加します。

今後の日程

6 月 2 日	臨時県本部代表者会議（ウェブ）
6 月 11 日	ブロック別・県本部代表者会議（東京）
6 月 12 日	ブロック別・県本部代表者会議（名古屋市）
6 月 17 日	ブロック別・県本部代表者会議（福岡市）
7 月 29 日～30 日	拡大県本部代表者会議（対面）
8 月 25 日～27 日	第 99 回定期大会（対面）

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合企画総務局 総合組織局)

ブロック別・県本部代表者会議の開催について(その1) ～本部体制・運動と組合費のあり方「素案」に関する討議～

日頃の取り組みに敬意を表します。

さて、標記会議の開催につきましては4月の県本部代表者会議で提起いたしましたが、下記の通り開催いたします。各県本部からのご参加をお願いいたします。

記

1. 目的

本部体制・運動と組合費のあり方に関しては、本年8月定期大会に「組織討議案」として提起する予定です。「組織討議案」の策定に向けた議論を深めるため、6月2日の臨時県本部代表者会議(ウェブ)で本部として「素案」を提起し、その後、全国3ブロックに分かれての県本部代表者会議を開催いたします。

2. ブロック割、日時と場所

ブロック	対象県本部	日時	場所
A	北海道・東北・関東甲・社保	6月11日(水) 13時～17時	自治労本部 6階ホール
B	北信・東海・近畿	6月12日(木) 13時～17時	愛知県本部 6階大会議室
C	中国・四国・九州	6月17日(火) 13時～17時	福岡県本部 2階大会議室

- ・愛知県本部 住所：名古屋市熱田区金山町1-14-18 全労済金山会館 ワークライフプラザれあろ
- ・福岡県本部 住所：福岡市中央区天神5-6-7 福岡自治労会館

3. 出席要請者と参加形態

(1) 出席要請

- ・対象のブロックの会議への、県本部代表者の参加をお願いします。
- ・代表者の役職は問いませんが、県本部を代表して発言できる方の対面での参加をお願いします。
- ・旅費支給は代表者1人分のみとなります。
- ・参加者数は代表者含め各県最大2人までとします。

(2) 参加形態

- ・各会場に対面で参加することを基本とします。
- ・ウェブでの視聴が可能(対象外の会議も視聴可)ですが、発言は会場の対面参加者に限りますのでご了承ください。

(3) 留意点

- ・対象となるブロックへの参加が難しい場合には、他ブロックへの参加も可とします。ただし、「5.旅費」は、対象ブロックへの交通費を上限とします。
- ・本部参加者について：本部からは、伊藤書記長、榎本書記次長、石井総合組織局長、八巻総合企画総務局長などが対面で、他の役職員はウェブで参加します。司会は八巻総合局長が行います。

4. 協議内容

- ・本部体制・運動と組合費のあり方(素案)に関して

※「素案」については上述の通り、6月2日(月)14:30～17:30に開催する臨時県本部代表者会議(ウェブ)にて内容を提起します。

※ブロック会議当日は「素案」の提起は省略し、質疑討論を中心に行いますのでご承知おきください。

5. 旅費

- ・各県本部1人分の交通費および1日当（2,000円）を支給します。
- ・宿泊費は支給しません。
- ・本部が支給する交通費は、添付ファイルの通りです。（★作成中）
- ・旅費の支払いは後日県本部振り込みとなります。

6. ウェブでの視聴について

- ・ブロック会議ごとのURL等については、後日、發文（その2）にてご案内いたします。
- ・対象外のブロック会議についてもウェブでの視聴が可能です。ただし、発言については会場の対面参加者に限りますので、ご了承ください。

7. 出席者の登録

- ・下記のキントーンに登録をお願いします。

出欠登録

- ・いずれのブロックについても、締め切りは5月30日（金）とします（会場レイアウトの確定のため、ご協力をお願いします）

8. 問い合わせ先

自治労本部・総合企画総務局の林・山下または総合組織局の八幡までお願いします。

 發文用_ブロック別組織担当者会議-旅費見積.xlsx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.spreadsheetml.sheet)

以上

Ⅵ 連合新会費制度に伴う連合会費の取り扱い および規約等の改正について

1. 県本部が負担する連合会費の取り扱いと納入方法について

(1) 連合新会費制度における会費納入方法について

連合新会費制度では、2026 年 1 月より会費の納入が産別本部から連合本部への納入に一本化されます。これに伴い自治労でも、各県本部は県本部が負担する連合会費（以降、連合会費県本部負担金）を自治労本部に納入し、自治労本部は本部負担分とあわせて連合本部に納入することとなります。

(2) 県本部が負担する連合会費の取り扱いについて

① 連合会費県本部負担金は、自治労組合費には統合せず、「負担金」の取り扱いとします。これは（１）のとおり、連合会費県本部負担金は本部への納入時点で用途が定まっており組合費とはその性質が異なること、また自治労組合費と連合会費はそれぞれ自治労登録数を基礎とするものの納入率が異なること、等の理由からです。

② 本部の予算・決算にかかる財務諸表には、自治労組合費は「組合費収入」に計上していますが、連合会費県本部負担金は「負担金収入」に計上することとします。

(3) 県本部から本部への納入方法について

2026 年 1 月より毎月自治労本部は各県本部に、「自治労組合費の納付請求書」と「連合会費県本部負担金の納付請求書」をそれぞれ送付します（データ送付）。各県本部は、自治労組合費と連合会費県本部負担金を、翌月 15 日までに自治労本部に納入することとします。

2. 規約等への位置づけについて

1. のとおり、連合会費県本部負担金は「負担金」として組合費とは別の取り扱いとしますが、組合費同様、毎月県本部が本部に納入するものであることから、規約等に位置づける必要があります。よって、第 99 回定期大会（2025 年 9 月）において次のとおり規約ならびに会計規則の改正を予定します。

(1) 規約の改正

第 11 条 義務

第 16 条 大会代議員

第 19 条 中央委員

第 40 条 組合費

第 42 条 組合費の納入

(2) 会計規則の改正

第 11 条 組合費などの納入

第 12 条 組合費などの納入遅延

Ⅶ 救援運営要綱（第4条）に係る報告について

選挙闘争に係る救援運営要綱（第4条）に係る事案について、下記の通り報告します。

なお、内容については選挙闘争に係る救援であることを考慮し、第168回中央委員会一般経過報告書には掲載しないこととします。

1. 鹿児島県本部・枕崎市役所職員労働組合（救援番号 5740）

(1) 申請内容・処分救援

2024年10月の第50回衆議院選挙において、徴税吏員である単組執行委員長が、10月18日に行われた単組女性部定期大会の来賓あいさつで、投票依頼を行ったことについて、公職選挙法違反を問われ、本人および関係者への事情聴取が行われ、さらに本人に対し罰金刑および公民権停止が確定したことから、本部に対し処分救援等を申請するもの。

(2) 発生日

2024年11月2日

(3) 県本部申請日

2025年3月10日

(4) 本部受付日

2025年3月14日

(5) 申請県本部・単組名

鹿児島県本部・枕崎市役所職員労働組合

(6) 申請人数

20人

(7) 審査結果

処分救援の処分見舞金および刑事処分見舞金の適用とする。

(8) 救援金額

処分見舞金 10,000 円

刑事処分見舞金 695,000 円

(9) 裁決日 2025年度第15回中央執行委員会（2025.4.7）

第274回中央救援委員会（2025.4.10）報告

<参考>

選挙闘争に係る救援運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、選挙闘争に係る救援の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 選挙闘争に係る救援を適用する範囲については、「各種選挙における自治労の推薦基準」に基づき推薦決定された候補者に係る選挙闘争とする。

2 自治労が加盟する上部団体、共闘団体の役職にある者が当該組織の選挙闘争に係って犠牲を受けた場合も救援を適用する。

(適用の基準)

第3条 選挙闘争に係る救援の適用の基準は、救援規程第3条第1号から第7号に掲げる救援項目に該当すると認められる場合に適用することができるものとし、当該各号に係る各章および各条の定めるところによるものとする。

(適用の報告)

第4条 中央執行委員会は、救援適用の裁決をしたのち、中央救援委員会ならびに県本部代表者会議に適用内容を報告しなければならない。なお、事案ごとの報告については、組合員のプライバシー保護の観点から、個別の経過や出頭・取り調べ・逮捕・起訴の有無、量刑などについて省略することができる。

(要綱の改廃)

第5条 この要綱の改廃は、中央執行委員会において行う。

(施行と適用)

第6条 この要綱は、2002年8月1日から施行し、同日から適用する。

2 この要綱の第3条の改正は2005年6月3日から適用する。

3 第85回臨時大会における改正は、2013年6月1日から施行する。

Ⅷ 第3回県本部書記局労務管理等調査の特徴と今後の留意点について

標記調査については、改善状況を確認することを目的として、毎年3月1日時点の県本部書記局の労務管理の状況を把握するものです。

速報として、調査結果の主な特徴と留意点について以下の通り報告します。

1. 回答期日

2025年3月1日時点

2. 調査結果の主な特徴と留意すべき事項

(1) 出退勤把握の客観性

県本部書記局での把握方法の大半は、「自己申告（出勤簿等）」です。前年調査（2024年3月31日時点）に比べ、若干ながら、タイムカード等による客観的な方法による把握に変更する県本部がみられています。

一方で、少数ながら「把握していない」と回答した県本部がみられています。万が一、労務トラブルが発生した際には、労務管理のあり方として、問題となる可能性があり、早急な改善が望まれます。

法律で求める出退勤の把握は、タイムカード等の客観的な方法、記録による方法が基本とされています。自己申告による出退勤の把握は、正当な記録と認定されない可能性があるため、客観的な方法による把握方法の整備が望まれます。

(2) 36協定の締結

第1回調査（2023年3月1日）に比べると、36協定締結とした県本部は確実に増加しています。

しかし、少数ですが、時間外勤務が存在するとしながら、36協定を締結していないと回答する県本部が確認されており、早急な改善が望まれます。

労働基準監督署が実態把握のために調査に入った場合、監督官の調査は、個々のメールの送信記録、ファイルの保存記録などのパソコンの稼働状況に調査が及ぶとされています。

上記（1）の調査で、自己申告による方法が多くみられていますが、客観的データと自己申告のデータに不一致がみられ、36協定の締結内容と著しく異なる場合には、法違反と指摘される可能性があります。

形式的に 36 協定を締結しているだけでは十分ではなく、客観的な勤怠データと不一致が生じることがないように、実態にあわせた 36 協定の締結が求められます。

(3) 時間外・休日勤務手当の支払い

時間外・休日勤務手当は、多くの県本部は「実時間」に応じて支払われており、「定額手当」とした県本部は少数にとどまります。

また、「定額手当」とした県本部において、前回調査に比べ、若干、時間外・休日勤務の実態と比較して超過分を「清算する」に変更した県本部が増えています。

しかし、依然として「未清算」と回答した県本部がみられており、実態と比べて手当が過少な場合、賃金不払いとして法違反の指摘を受ける可能性があり、早急な改善が望まれます。

(4) ハラスメント対策

外部窓口として設置した自治労ハラスメントアラートダイヤル(森山弁護士)では、県本部・単組役職員からコンスタントに通報を受けています。

それにもかかわらず、県本部・単組書記局を対象としたハラスメント学習会を開催した県本部は若干、増えているものの、全県本部のうち 3 分の 2 は、過去一年の範囲で実施していません。

県本部・単組の役員は頻繁に交代する状況からも、学習会については毎年実施する必要があります。また、相談窓口についても早急に設置が望まれます。

(5) 書記の無期転換雇用の周知

5 年を超え有期労働者を雇用する際、労働条件通知書等で無期転換に関する事項について説明義務が設けられていますが、単組でそのような状況にある単組書記が存在している状況にも拘わらず、全県本部のうち 3 分の 1 は「説明していない」と回答しています。

安定雇用をめざす労働組合の役割として、積極的な説明が求められます。

ハラスメント防止にむけて「自治労本部トップメッセージ」

自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間でのハラスメント行為の一掃をめざし、自治労本部中央執行委員長として、次のとおり、行動することを宣言します。

1. 自治労は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント（性自認・性的指向に基づくハラスメントを含む）、妊娠・出産や育児・介護休業等に関するマタニティーハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなど、相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的な苦痛を与える行為など、あらゆるハラスメント行為を許しません。
2. 教育・研修などを通じて、ハラスメント防止の啓発に取り組み、ハラスメント行為を許さない組織風土をめざします。
3. とくに、組合員が日々働く職場や、組合活動の拠点となる組合書記局（組合事務所）でのハラスメント行為、ハラスメントと思われる行為を黙認しません。
4. この宣言は、自治労組合員のみならず、自治労運動に関係する全ての方々を対象とします。また、自治労運動に関わる、あらゆる場所・時間での行為を対象とします。

2023年11月27日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

自治労本部主催会議・集会のハラスメント防止にむけた対応

自治労本部は、「トップメッセージ」（2023年11月27日中央執行委員会確認）において、自治労運動に関係するすべての方々を対象に、「自治労運動に関わる、あらゆる時間・場所でのハラスメントを一掃する」と宣言しました。

こうした宣言を確認したにも拘わらず、自治労本部主催の会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いも含む）を受けたとの訴えを受けています。

ハラスメント撲滅を掲げる自治労は、一般の企業・団体以上にハラスメント防止の責任を負っています。

自治労本部は、これらの責任を自覚し、組合員が会議・集会に安心、安全に参加いただくため、主催者として以下の通り対応をはかります。

ご理解とご協力をお願いします。

1. 酒宴をともなう懇親会について

過去に発生した事案では、酒宴をともなう懇親会に参加し、泥酔状態となった参加者から、不必要な身体接触や性的言動を受けたとする事案が発生しています。

これ以上、深刻な被害を発生させないため、自治労本部としては、酒宴をともなう懇親会を全面的な禁止とすべき状況にあると認識しています。

しかし、自治労本部主催の会議・集会においては、組合員相互の交流機会も重要であることから、参加者に対して、最低限の措置として本部主催または私的な懇親会も含め、酒宴をともなう会は一次会のみとし、二次会の禁止を求めます。

酒宴をともなう一次会を開催する場合であっても、組合員相互の貴重な交流機会ととらえ、節度をもった行動をよろしくお願いします。

2. 本会議・集会で、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けた際の自治労本部の対応について

① 安全、安心な会議・集会の場を提供するため、主催者として状況把握のために聞き取りを行います。

② 本部が聞き取った内容について、希望に応じて、本部から行為者（疑いを含む）、行為者が所属する県本部・単組に通知することができます。

③ 状況把握で聞き取った内容は、プライバシー保護に留意しつつ、会議・集会担当の自治労本部役職員、集会等を所管する自治労本部責任者、自治労本部ハラスメント対策委員会事務局、行為者が所属する県本部責任者（委員長・書記長）に限定し、共有します。

④ 状況把握の聞き取りを行い、主催者として、集会の運営に支障をきたす行為と判断する場合、または、被害者の心身の安全確保が必要と判断する場合は、行為者に途中退席を求めます。

⑤ 不適切な行為と判断された場合であっても、行為者の人事上の処分（懲戒等）は、所属先の県本部・単組が行うものであり、本部が行うことはできません。

2024年11月25日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

じちろうネット

自治労 HP
フェイスブック
ツイッターも
続々更新中!

じちろうネット
の紹介動画は
コチラ↓



自治労情報にいつでもアクセス可能!

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!




You Tube

チャンネル登録 &
高評価👍を
お願いします!

きしまきちゃんねる

参議院議員

岸まきこ

ここだけの情報も
発信中!


